

第3次 東浦町の環境を守る 基本計画

令和3年度 — 令和12年度
(2021年度) (2030年度)



令和3年(2021年)3月



東浦町では、平成9年（1997年）4月に制定した東浦町の環境を守る基本条例の理念のもとに、平成12年（2000年）4月に「東浦町の環境を守る基本計画（第1次）」を策定しました。以来、環境保全や自然との共生、循環型社会の構築などの推進のため、様々な施策を展開してきました。

一方、世界の環境を取り巻く状況は変化してきており、平成27年（2015年）12月には国連会議（COP21）において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みとしてパリ協定が採択されました。これは、国際社会全体で温暖化対策を進めていくための礎となる条約です。

また、日本においても、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。脱炭素社会の実現に向け、省エネの徹底、再生可能エネルギーを最大限導入するなど、あらゆる取組を一段と強化・加速していくことが求められています。

このような国内外の動向や様々な環境問題などに対応し、これまで本町が取り組んできた環境施策の成果や良好な環境を後世に承継していくため、このたび、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」を策定しました。本計画では、将来像を「未来への責任！環境を大切にすまちひがしうら」として掲げ、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会などの実現に向け、各施策を推進することとしています。また、顕在化、深刻化する地球温暖化の影響に対応するため「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や生物多様性の推進を目的とする「生物多様性地域戦略」を計画の中に組み込んでいます。

いま私たちは、私たちの暮らす社会を安定的に持続できるかどうかの岐路に立っています。

環境問題の解決には、世代にわたる息の長い忍耐強い取組が求められます。私たちの日ごろの行動が、まわりまわって私たちの暮らしに大きな影響を与えるのが環境問題です。だからこそ、環境問題を自分事ととらえ、科学的根拠に基づく環境に配慮した行動を継続的に実践していくことが大切です。

計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政などが自らの役割を認識し、相互に連携・協働しながら各施策に取り組んでいくことが必要となります。この共通認識のもと、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました住民や事業者の皆様、熱心にご議論、ご審議いただきました東浦町環境審議会の委員をはじめ東浦町の環境を考える会の皆様に心から御礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

東浦町長 神谷明彦



<目次>

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 上位・関連計画.....	4
4 計画の期間	6
5 計画の対象範囲.....	6
第2章 東浦町の環境特性	7
1 東浦町の概要	8
2 環境の状況	11
3 住民・事業所の意識調査	15
4 町内事業所ヒアリング調査	16
第3章 東浦町の環境に係る課題.....	17
1 これまでの社会動向と長期的視点.....	18
2 東浦町における環境に関する課題.....	20
第4章 東浦町が目指す環境の姿.....	27
1 東浦町が目指す環境の将来像	28
2 東浦町の環境を守るための基本的な考え方	29
3 基本目標	30
4 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関連性.....	31
5 計画の施策体系（SDGs との関係性）	32
第5章 東浦町の環境を守る基本施策	35
1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり	36
2 自然と生き物を大切にすまちづくり（東浦町生物多様性地域戦略）	41
3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり	48
4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり	53
5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり	58
第6章 関連計画.....	63
東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	64
第7章 計画の推進体制	69
1 計画の推進方法.....	70
2 計画の進行管理.....	71
資料編	73

第1章 計画策定にあたって



1 策定の趣旨

私たちの暮らしや経済、社会を取り巻く環境は日々変化しています。近年は、温室効果ガスの大幅削減を位置づけたパリ協定の締結、愛知県で開催された COP10 を契機とした生物多様性の保全に向けた取組、海洋プラスチックごみ問題などを解決していくための循環型社会の形成など、環境問題はますます多岐にわたり、あらゆる日常生活や経済活動のなかで私たちが取り組むべき課題へと変わってきています。

また、令和 12 年（2030 年）の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、地球規模での持続的な発展を目指す一方で、誰ひとり取り残さないという理念のもとで、官民一体となったアクションが求められています。

東浦町では、「東浦町の環境を守る基本計画（第 1 次）」が平成 12 年（2000 年）3 月に策定され、平成 23 年（2011 年）4 月には、第 5 次総合計画の策定と並行して前計画が策定されました。以降、計画に基づいて環境を守る施策を推進するとともに、環境に関する住民活動も積極的に行われてきています。

また、前計画の中間年度にあたる平成 27 年度（2015 年度）には、それまでの取組の検証や社会の動向を踏まえ、「中間見直し版」として施策体系や目標値、実施する施策の内容の一部を変更しました。

以上のような経過を踏まえ、私たちは、今後さらに複雑化・高度化する環境問題に向き合うため、これまで東浦町で取り組んできた環境行動を見直し、環境を守るために多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、個々の取組を有機的に連携させることで相乗効果を生み出すことが求められます。

この度、東浦町が策定する「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画（以下、「本計画」といいます。）」では、今後 10 年間の将来像や東浦町が取り組む環境施策を策定し、住民・事業者・行政の協働による環境行動を推進することを目的とします。

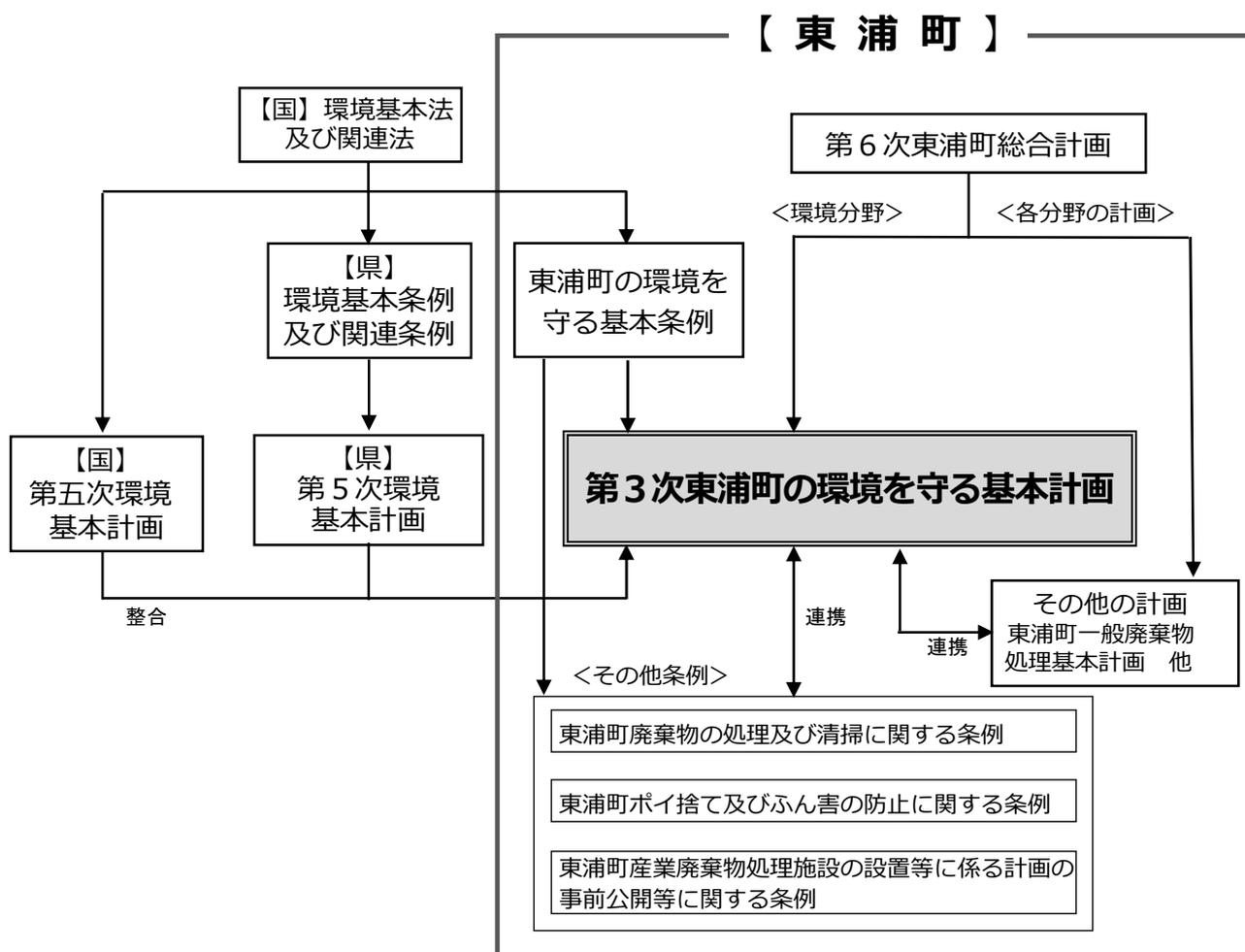
2 計画の位置づけ

本計画は、「東浦町の環境を守る基本条例」(平成9年3月21日条例第15号、改正平成12年3月21日条例第1号)の基本理念を実現するため策定される計画です。

また、東浦町の最上位計画に位置づけられる「第6次東浦町総合計画(計画期間:2019~2038年)」が掲げる将来の東浦町の姿「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」の実現を環境分野から目指す個別計画であり、他の関連計画との整合を図ります。

本計画は、国や愛知県に関する各種計画・指針を踏まえ、東浦町として果たすべき役割を施策等として位置づけ、推進するものです。なお、SDGsの考え方については、各施策に該当する目標を関連づけます。

■ 東浦町の環境を守る基本計画の位置づけ



3 上位・関連計画

本計画の上位・関連計画について、以下のとおり整理します。

<上位計画> 第6次東浦町総合計画（平成31年3月策定）

<将来の東浦町の姿>

つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦

<総合計画> ※環境分野に関する施策

3 暮らしを守るまちづくり（抜粋）

（1）環境

①地球温暖化防止・廃棄物

【目標】「もったいない」の気持ちを大切に、循環型のまちをつくります

【成果指標】

指標	現状値 (2017年度)		5年後の目標値 (2023年度)	20年後の方向性 (2038年度)
一人一日あたりの 家庭系ごみの量	533g	⇒	429g	↓
リサイクル率	20.1%	⇒	22.0%	↗

【目標を実現させるための取組】

- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
～ごみの減量化のため、積極的に3Rを推進します。
- ・ 地球温暖化の防止
～地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を抑制します。
- ・ 不法投棄させない環境づくり
～地域全体で協力して不法投棄を抑制します。

②自然環境保全

【目標】自然と共生したまちをつくります

【成果指標】

指標	現状値 (2017年度)		5年後の目標値 (2023年度)	20年後の方向性 (2038年度)
里山の保全活動に参加する年間延べ人数	2,041人	⇒	2,350人	↗
BOD環境基準達成率 (河川)	70.0%	⇒	100%	↗

【目標を実現させるための取組】

- ・ 豊かな自然と生活環境の保全活動の推進
～環境保全活動への住民参加を促進し、自然とふれあい、親しむ場として利活用できる環境づくりを目指します。
- ・ 外来種対策の推進
～外来種の侵入・拡大による在来種の絶滅を防止します。

<関連計画> 【国】第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）

<p><目指すべき社会の姿></p> <ol style="list-style-type: none">1 「地域循環共生圏」の創造2 「世界の範となる日本」の確立<ol style="list-style-type: none">① 公害を克服した歴史② 優れた環境技術③ 「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を有する我が国だからこそできることがある3 これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現
<p><計画のアプローチ></p> <ol style="list-style-type: none">1 SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化<ol style="list-style-type: none">○環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出する。○経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決を図る。○将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。2 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上<ol style="list-style-type: none">○地方部の維持・発展にもフォーカスし、環境で地方を元気にする。3 より幅広い関係者と連携<ol style="list-style-type: none">○幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化する。

<関連計画> 【県】第5次愛知県環境基本計画（令和3年3月策定予定）

<p><計画の目標> SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」</p>
<p><目指すべき姿></p> <ul style="list-style-type: none">・環境の各分野の統合的向上 安全・安心はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環の各分野が連携しながら、統合的な向上が図られており、全ての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一環境にやさしいあいち。・環境と経済の統合的向上 工場の生産工程等において省エネ、省資源対策が進んでいるなど経済活動に環境配慮が織り込まれ、環境対応が企業の競争力強化となり市場規模が拡大している。地球規模の環境の危機をしっかりと認識した上で、環境課題の解決と企業の利益を同時実現するという考え方が定着し、気候変動適応ビジネスや資源循環ビジネスといった環境ビジネスや ESG 投資が拡大するなど、環境と経済成長が好循環しているあいち。・環境と社会の統合的向上 県民一人一人が SDGs を認識し、環境に配慮した健康で心豊かなライフスタイルを実践するとともに、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組んでいる。また、気候変動により増大する自然災害リスクや感染症リスクも踏まえ、環境負荷の少ないまちづくりを進めるとともに、地域資源を有効に活用し、環境で地域雇用が創出され、農山漁村と都市が交流するなど地域が活性化している魅力あるあいち。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

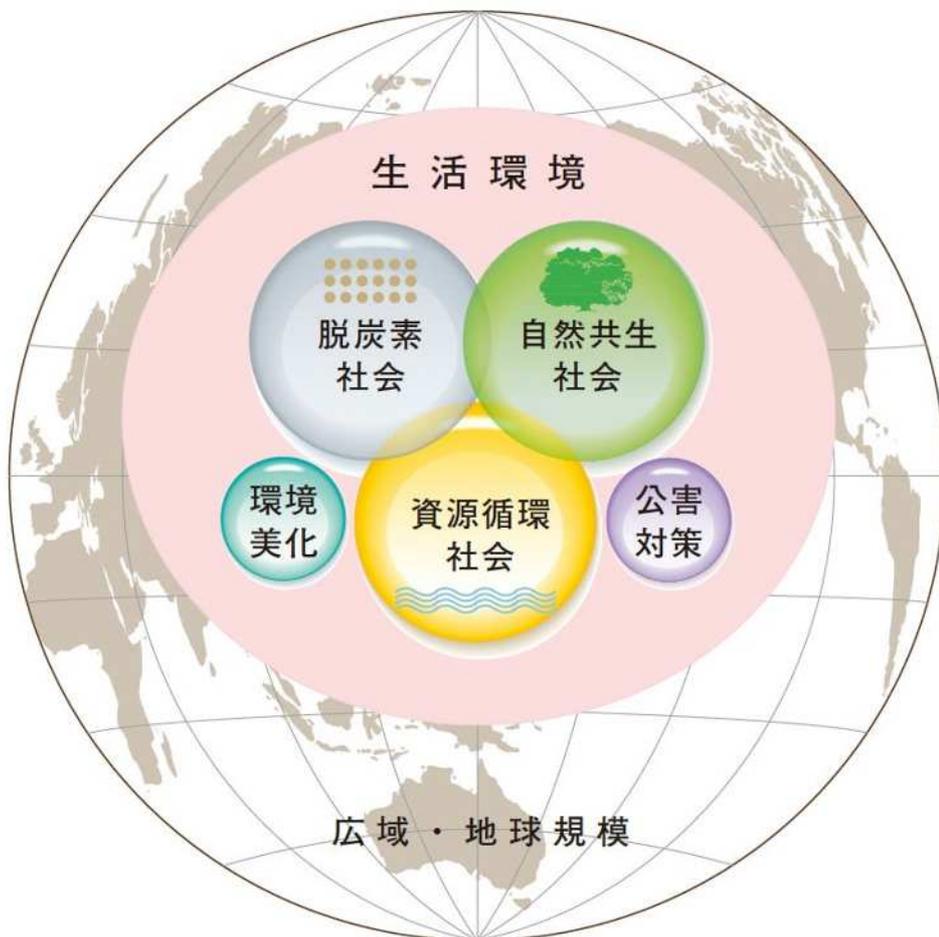
なお、計画の実施状況を確認しながら、必要な場合には中間年度での見直しを行います。



5 計画の対象範囲

本計画では、東浦町の身近な環境を中心に据えながら、広域・地球規模の環境保全への貢献を意識して対象となる範囲を定めます。

具体的には、脱炭素社会（地球温暖化対策）、自然共生社会（自然・緑の保全、生物多様性の保全）、資源循環社会（廃棄物対策）の実現を大きな柱としながら、身近な生活環境を守る取組（公害対策、環境美化）を含めるとともに、それらの実現に向けて必要となる環境学習や協働の取組についても対象とします。



第2章 東浦町の環境特性



1 東浦町の概要

(1) 位置・面積

東浦町は愛知県の知多半島北東部、衣浦湾の最奥部に位置し、名古屋市から約 25Km 圏にあります。南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市、東は刈谷市に接しており、面積は、31.14Km²です。

<東浦町の位置>

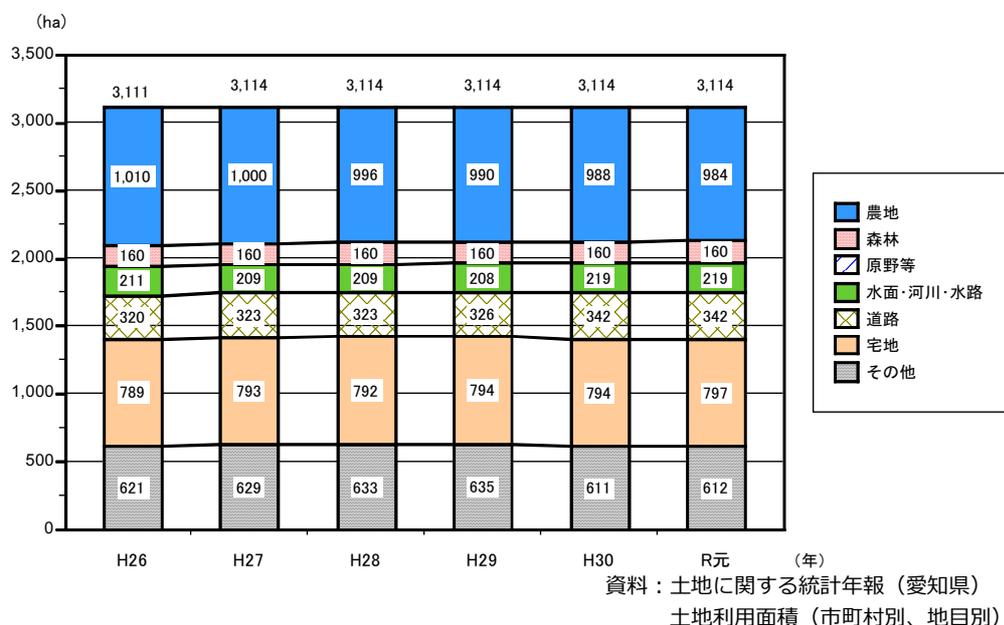


位置 (役場)	
東経	136° 58'
北緯	34° 58'

面積	
東西	6.2km
南北	7.7km
面積	31.14km ²

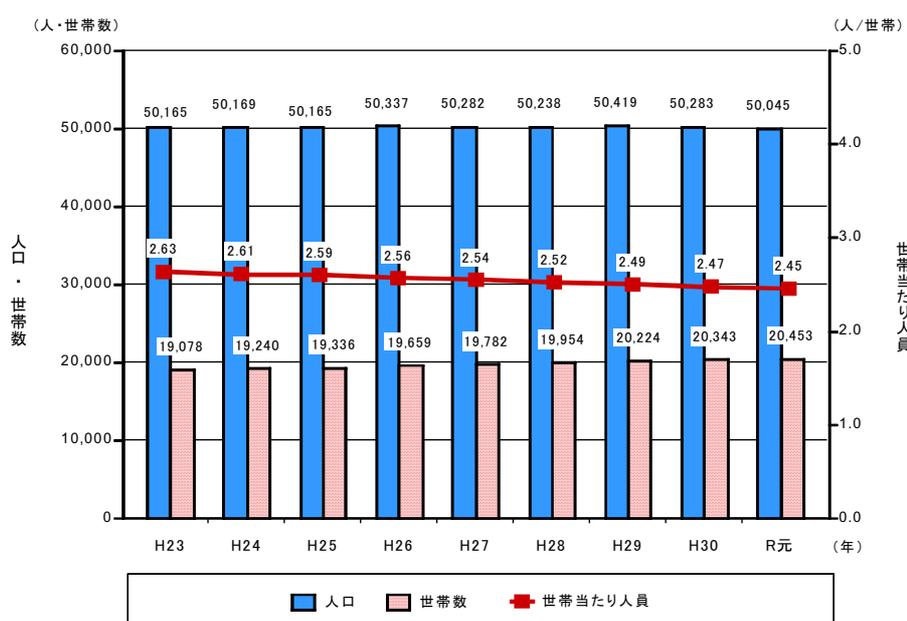
(2) 土地利用

東浦町の土地利用の状況は、都市的土地利用である宅地が797ha(26.5%)、道路が342ha(11.0%)と微増しています。また、自然的土地利用については、農地が984ha(31.6%)で減少傾向にあり、森林が160ha(5.1%)、水面・河川・水路が219ha(7.0%)は横ばいとなっているなど、緩やかながら都市化(宅地化)が進んでいるといえます。



(3) 人口・世帯数

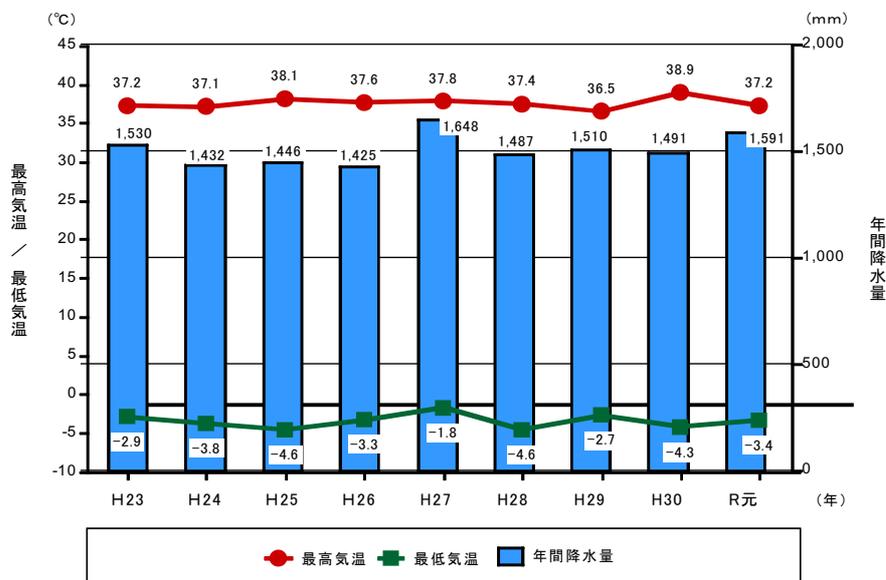
住民基本台帳に基づく東浦町の人口は、平成29年(2017年)の50,419人が最も多く、その前後も概ね横ばいで推移しています。一方、世帯数は、平成23年(2010年)以降、一貫して増加して令和元年(2019年)に20,453世帯に、世帯当たり人員は減少して令和元年(2019年)には2.45人となっており、世帯の縮小により世帯数は増加している状況がうかがえます。



(4) 気温・降水量

平成 23 年（2011 年）以降、東浦町の気温は最高気温が 36℃台から 38℃台、最低気温が -4℃台から -1℃台となっており、平成 30 年（2018 年）には最高気温が 38.9℃まで高くなっています。

また、年間降水量は、1,400～1,600 mm 台であり、平成 27 年（2015 年）に 1,648 mm で最も多くなっています。

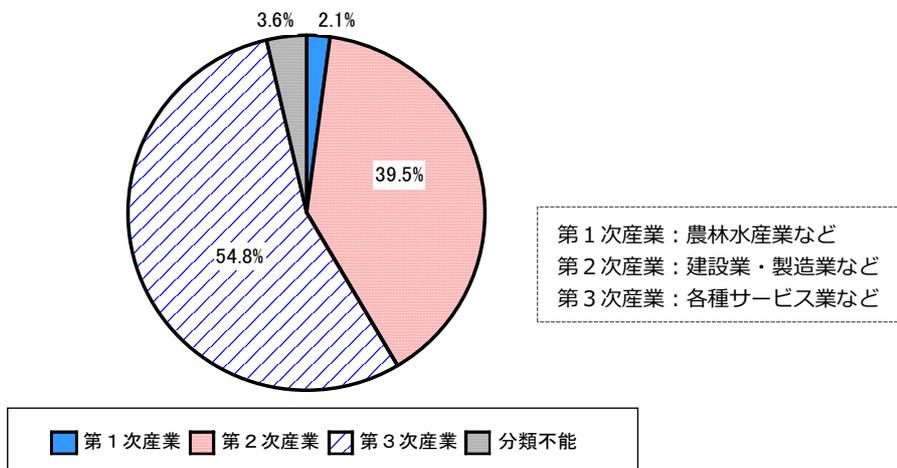


資料：気象庁アメダス観測データ

(5) 産業

東浦町の就業者における産業分類をみると、第 1 次産業 2.1%、第 2 次産業 39.5%、第 3 次産業 54.8%、分類不能 3.6%となっています。

全国の就業構造と比較すると、第 2 次産業（全国 23.6%）の割合が 15 ポイント以上大きく、一方で第 3 次産業（全国 67.2%）の割合が 10 ポイント以上小さくなっており、ものづくり産業（第 2 次産業）を中心とした産業構造になっているという特徴があります。



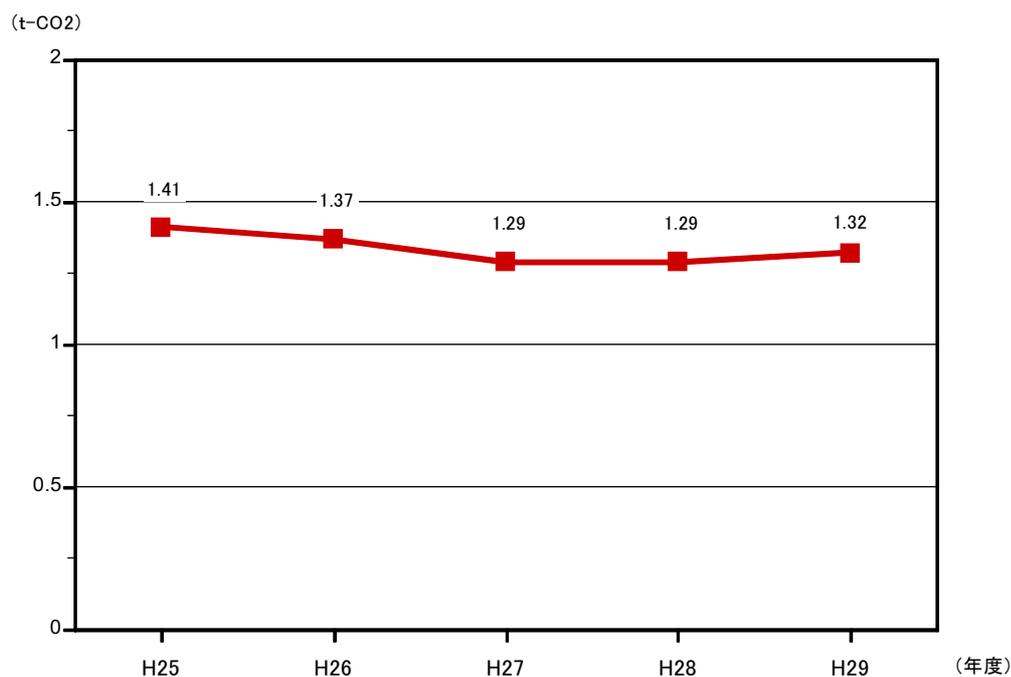
資料：平成 27 年 国勢調査
就業状態等基本集計

2 環境の状況

(1) 地球温暖化

東浦町における住民一人当たりの年間二酸化炭素排出量は、年々減少傾向にありましたが、平成 29 年度（2017 年度）実績は、わずかながら増加に転じ 1.32t-CO₂ となっています。

令和 2 年（2020 年）以降の新たな温室効果ガス排出削減目標である「日本の約束草案」における家庭部門の温室効果ガス削減目標より算出すると、令和 12 年度（2030 年度）までに排出量を 0.86 t-CO₂（目標値）まで低減することが求められます。

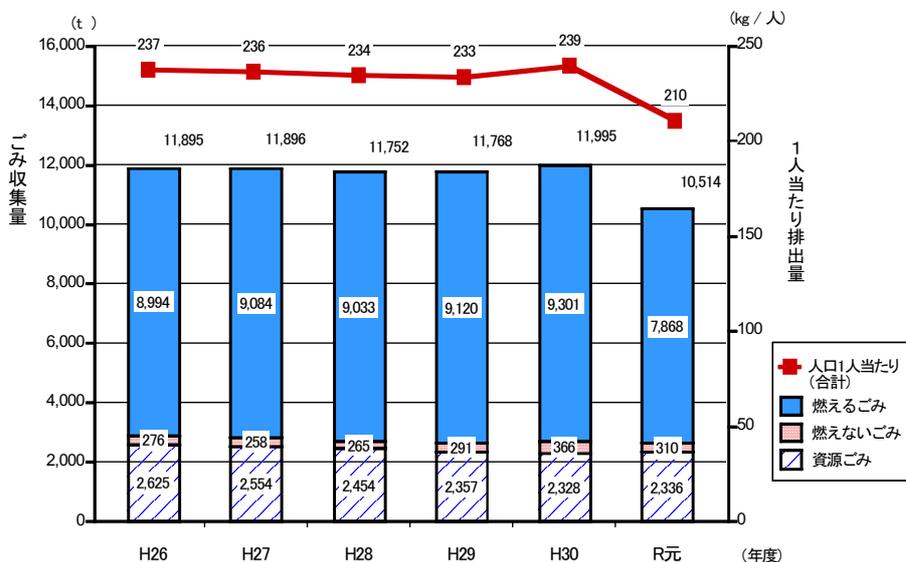


※目標値は、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議の日本の約束草案における家庭部門の温室効果ガス削減目標より算出。
※二酸化炭素排出量の算出に使用した統計データ：経済センサス（都道府県別）、エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）、交通関係統計資料（国土交通省）、農業水産省 統計情報、愛知県統計年鑑、JR 東海 環境サイト、東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略など
注）第 6 章の東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で用いる指標とは算出方法が異なります。

(2) 廃棄物

○燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの推移

東浦町におけるごみの排出量は、ほぼ横ばいでしたが、令和元年度（2019年度）より家庭系可燃ごみ処理有料化を開始したため、一人当たりの排出量が210Kgとなり、前年度に比べ約30kg削減しました。

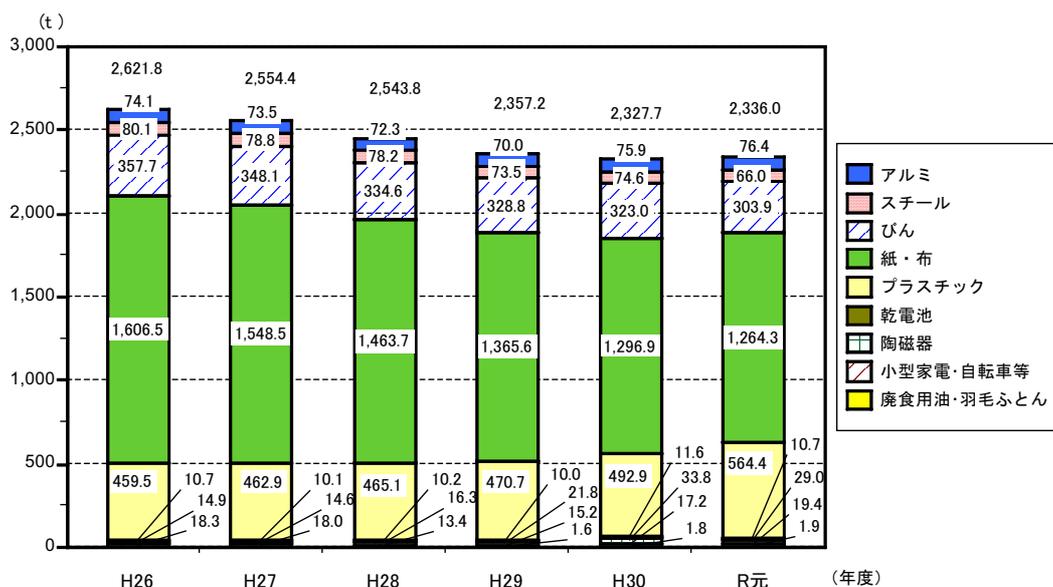


資料：令和元、2年度版東浦町の環境

○資源ごみの排出量の推移

資源ごみは、平成29年（2017年）4月に廃食用油、平成31年（2019年）1月に羽毛ふとんの回収を始めました。排出量の推移をみると、おおむね減少傾向にあります。

種類別でみると、紙・布の排出量が減少傾向にある一方、プラスチックは増加しています。その他は、ほぼ横ばいとなっています。



資料：令和元、2年度版東浦町の環境

(3) 公園・緑地

東浦町には、市街地においても公園や公共施設の緑化などにより、緑や生物の生息環境が確保されています。

また、町内には59か所、合計約39haの都市公園が整備されているほか、高根の森、東浦自然環境学習の森などの樹林地を緑地環境として保全するとともに、住民に憩いの場として活用されています。

表. 公園・緑地の整備状況

(単位: ha)

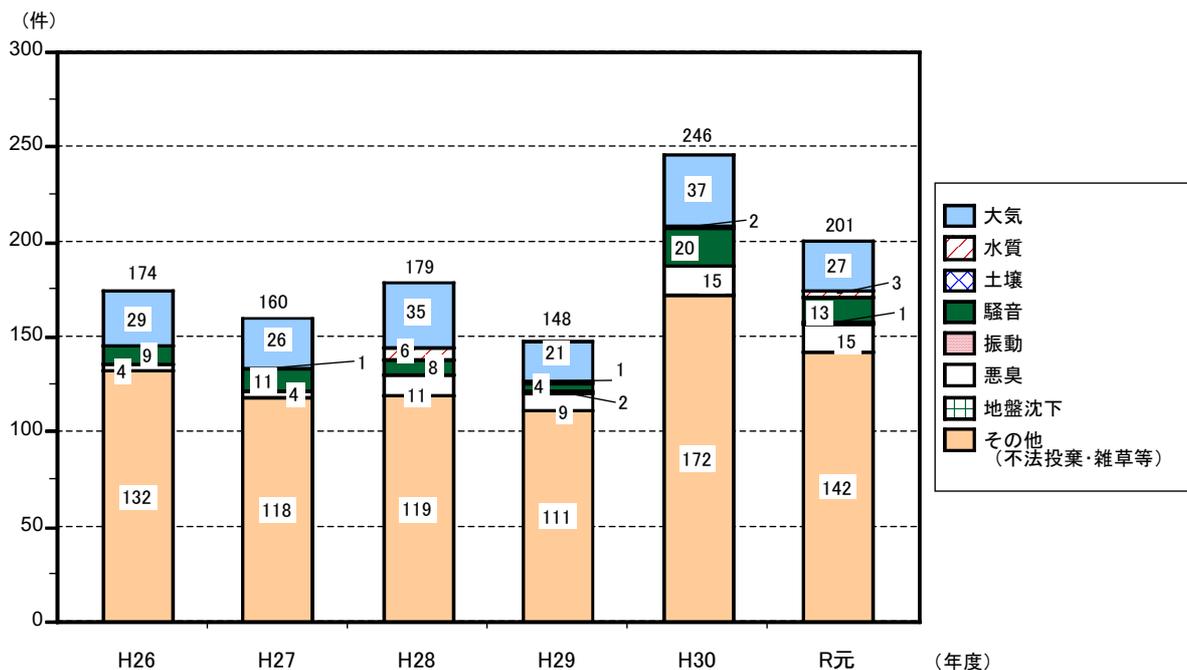
種別			名称	面積	種別			名称	面積
都市公園	住区基幹公園	街区公園	高根中央公園	0.85	都市公園	大規模公園	○健康の森公園 (全体面積 51.5)	14.06	
			高根南公園	0.74					広域公園
			卯ノ花公園	0.19		都市緑地	みどり緑地	0.23	
			高根北公園	0.34		広場公園	祖母懐北公園	0.06	
			高根児童公園	0.10			下今池公園	0.05	
			高根山公園	0.31			濁池北公園	0.05	
			高根口公園	0.33			森岡前田公園	0.07	
			高根東公園	0.12			古城公園	0.07	
			浜田公園	0.10			札木公園	0.05	
			石田公園	0.15			西本坪公園	0.05	
			といまや公園	0.27			黒鳥公園	0.05	
			上之山公園	0.16			三本松公園	0.06	
			森岡新池公園	0.13			西平地公園	0.09	
			片葩の里公園	0.37			平池台西公園	0.09	
			森岡中町公園	0.21			平池台東公園	0.07	
			かみね北公園	0.22	平林公園		0.10		
			かみね南公園	0.20	門田公園		0.03		
			なかね公園	0.13	生路前田南公園		0.05		
			石浜駅前公園	0.07	荒子南公園		0.09		
			緒川駅東2号公園	0.12	南ヶ丘北公園		0.08		
			三ツ池公園	0.11	南ヶ丘南公園		0.10		
			相生の丘北公園	0.10	西午新田北公園	0.03			
			相生の丘南公園	0.13	小計	38.82			
			大池南公園	0.11	ふれあい広場	25か所	1.30		
			東浦葵ノ荘公園	0.16	主な緑地	高根の森	5.2		
			白山公園	0.15		東浦自然環境学習の森	17.0		
			吹付西公園	0.32		○※東浦みどり浜緑地	2.3		
			吹付東公園	0.13		飛山池周辺	7.3		
			藤塚公園	0.17	小計	31.8			
			厄松池公園	0.12	合計	71.92			
			南ヶ丘中公園	0.38	○: 県有施設 ※: 整備中				
			あさひ公園	0.66					
			濁池西公園	0.28					
			取手公園	0.03					
			新割木公園	0.09					
	近隣公園	森岡自然公園	1.06						
	地区公園	※三丁公園	2.10						
	都市基幹公園	於大公園	12.08						
	総合公園								

資料: 都市整備課〔令和2年(2020年)4月〕

(4) 公害

東浦町に寄せられた公害の苦情については、それまで横ばいであった総数が、平成 30 年度（2018 年度）に大幅に増えて 246 件となり、令和元年度（2019 年度）はやや減少して 201 件となっています。

令和元年度（2019 年度）の内訳としては、大気汚染が最も多く 27 件であり、次いで悪臭が 15 件となっています。不法投棄や雑草については、平成 30 年度（2018 年度）より 30 件減少しましたが、全体の件数は例年より多いため、生活環境に関する様々な問題が増えていると言えます。



資料：令和元、2 年度版東浦町の環境



大気汚染（ダイオキシン類）調査（東浦町役場屋上）

3 住民・事業所の意識調査

住民及び事業所の環境問題への意識や取組の状況、東浦町の環境を取り巻く状況の変化を把握し、今後の方向性を検討するため、アンケート調査を以下の要領で実施しました。

(1) 住民の意識・意向

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳から16歳以上（高校生年代以上を想定）1,450名を年齢別地区別に無作為に抽出した。 ・抽出は、前回調査の年齢別回答率を踏まえ、回答者の年齢構成が同程度になるよう傾斜配分した。
調査方法	郵送配布し、東浦町環境課宛で郵送回収した。
調査時期	令和元年（2019年）10月11日（金）～令和元年（2019年）10月29日（火）
発送数/回収数	1,450通/437通
有効回答数	30.1%
調査結果のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する興味や関心としては、電気・ガス・燃料等のエネルギーの節約や地球温暖化の防止、ごみの減量などの項目が高い。 ・各種の環境問題については、低炭素社会をはじめ、全体の1/3以上が「内容を概ね知っている」と回答。 ・東浦町における現在の環境の評価は概ね半数が肯定的だが、最近の環境の変化については肯定的な評価は3割未満にとどまっている。 ・環境に対する意識をたずねたところ、「とても意識が高い」、「少し意識が高い」を合計すると約1/4、「ふつう」が約半数を占めている。 ・環境を守ったり良くしたりするために何らかの行動しているのは約半数。 ・多くの住民がごみの分別・リサイクルの徹底や油等を排水口から流さない、ごみの水分を少なくするなどに取り組んでいる。

(2) 事業所の意識・意向

調査対象	町内事業所の中から規模や業種のバランス等を考慮し、50社を調査対象として選定した。
調査方法	郵送配布し、東浦町環境課宛で郵送回収した。
調査時期	令和元年（2019年）10月11日（金）～令和元年（2019年）10月29日（火）
発送数/回収数	50通/28通
有効回答数	56.0%
調査結果のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に対する考えは、約6割が基準を最低限守る必要がある、約4割は通常の業務の中でできる範囲で取り組みたいとしている。 ・エネルギーの節約やごみの減量など、経費などに影響がある項目は関心が高く、日常業務の中では、事業所周辺の生活環境の配慮、ごみの減量・リサイクルの徹底、日常的な節電・省エネルギーの実施などが多い。 ・環境配慮を行う際、人材の不足や取組に手間や時間がかかることが課題。 ・現在、地域や住民、NPO等との協働による環境活動を行っている事業所は1割強で、今後は行いたいと考えているのは2割程度。 ・SDGsに対する興味・関心は4割程度あり、過半数が取り組む意向。

調査結果は、82ページ掲載

4 町内事業所ヒアリング調査

事業所で実施している環境配慮行動の内容、地域と一緒に環境保全活動を行う可能性や条件などについて把握するため、東浦町内の事業所5社を対象に、以下の要領でヒアリング調査を実施しました。

調査対象	主要企業や地域活動・地域貢献に積極的な町内の事業所5社を選定。
調査方法	事業所への訪問・対面によるヒアリング調査。
調査時期	令和元年（2019年）11月28日（木）、12月2日（月）
主な意見等	<p>【事業所における環境に配慮した取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員一人ひとりが環境行動宣言をして、環境に配慮した行動を促しており、環境に対する意識はかなり高い状態にあると思う。 ・「環境貢献ポイント制度」を社内で運用しており、積極的に環境に配慮した行動をとっている社員の表彰を行ったり、部署単位でのポイントを評価したりして、意識の浸透を図っている。 ・事業拡張の最中で新入社員が多いことから、環境に関する意識レベルを社内教育でどのように上げるかが課題となっている。 ・製造業にとっては、ISOの考え方が浸透して、製造工程の効率化など生産性の向上につながる事が望ましいが、なかなか難しい側面もある。 ・小型家電リサイクル法の施行に伴い、環境省・経済産業省の認定事業者として都市鉱山資源の抽出に取り組む、東京オリンピック・パラリンピックに向けたメダルプロジェクトに参画している。 ・グループ全体で太陽光発電事業を推進しており、電力の自給率は半分程度にのぼっている。 ・今後、自社で使用する動力源として太陽光発電を導入することを考えているが、初期投資が大きいのがネックとなっている。また、基幹的な製造設備の更新時に、省エネルギー性能の高いものに変える場合は補助金を出すなど支援して欲しい。 <p>【地域や行政とのつながり・支援について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員などがグループ・サークルなどを組織して、地域でボランティア活動をしているなどの状況は把握していない。 ・地域とのつながりや環境活動について、今後考えていく必要はあると考えている。 ・行政や地域住民との連携は大切だと考えているので、町などから相談があれば、可能な範囲で対応したい。 ・経営者層が里山の維持管理に関心をもっており、池や沼などを管理しつつ、周りに果樹を植えるなどの活動をしたいと考えている。 ・子どもの環境教育などの活動は、今後も積極的に取り組んでいきたい。

第3章 東浦町の環境に係る課題



1 これまでの社会動向と長期的視点

(1) 社会に関する動向

【これまで】

日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じるとともに、少子化・高齢化が進行していることにより、社会経済の基礎となる人口構造が大きく変わっています。

また、国民の働き方や余暇の過ごし方など、価値観や生活様式が多様化するとともに、行動範囲の広域化やインターネットの普及により、社会とのつながり方も変化しています。

【長期的視点】

「5G」、「IoT」、「AI」、「ウェアラブル」、「ビッグデータ」など様々な技術が進展し、あらゆる生活や産業に導入が進んでいます。これらの新技術により経済や社会課題の解決につなげる「Society5.0」に向けた社会の構築に向かって様々な取組が進められています。

しかしながら、令和 2 年（2020 年）に新型コロナウイルスが感染拡大したことで、これまでの状況とは異なる「新しい生活様式（ライフスタイル）」のなかでの社会経済活動が求められています。期待される技術の進歩や次世代の新しいライフスタイルや考え方を踏まえた、新しい発想のもとでの国民の環境行動を促すことが求められます。

(2) 環境に関する動向

【これまで】

わが国では、平成 24 年（2012 年）に策定された第四次環境基本計画の下で、平成 9 年（1997 年）に採択された京都議定書に基づく地球温暖化の抑制に向けた取組、平成 22 年（2010 年）に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で決まった愛知目標の達成に向けた生物多様性の保全の取組、3R の推進やレジ袋の有料化などによる循環型社会の形成に向けた取組をそれぞれの視点で推進してきました。

【長期的視点】

国際的には、パリ協定に基づき脱炭素社会に向けて動き出しており、国も令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて「気候非常事態宣言」が決議されるなど、国を挙げて脱炭素社会を目指す方針を掲げています。生物多様性の分野では、ポスト愛知目標の策定・推進、循環型社会の形成に向けては、脱プラスチックや食品ロスの削減などにより積極的な取組が求められています。

わが国では、平成 30 年（2018 年）4 月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方も活用しながら、経済・社会的問題の「同時解決」などを実現することを目標としています。また、地域活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方も提唱されています。

今後、環境を持続的に保全・創造していくため、産業活動における取組に加え、社会生活における一人ひとりの活動や配慮行動が極めて重要になっています。

(3) 東浦町の動向

【これまで】

東浦町では「東浦町の環境を守る基本計画（第2次）」において、「みんなでつくろう！環境を大切にすまち・ひがしうら」を目指す環境像とし、「自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり」、「いのちと健康を大切にする安全のまちづくり」、「モノとエネルギーを大切にする循環のまちづくり」、「住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり」という4つの目標を掲げ、推進してきました。

具体的には、「目標1：自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり」では、東浦自然環境学習の森での里山保全活動の実施、町内59箇所の公園の整備・維持活動、補助金による指定文化財や伝統行事の保存、ごみゼロ運動など地域の清掃活動の促進を進めてきました。

「目標2：いのちと健康を大切にする安全のまちづくり」では、協定の締結などによる公害防止や継続した環境調査を実施し、関連情報の提供をしてきました。「目標3：モノとエネルギーを大切にする循環のまちづくり」では、ごみ処理有料化などによるごみの減量・分別によりごみの年間排出量を10%以上削減したほか、公共交通の利用、省エネルギー機器や自然エネルギーの導入などを促進し、地球温暖化対策に取り組みました。「目標4：住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり」では、家庭や学校などで様々な環境学習などを展開するとともに、環境に関する多様な情報を発信し、住民や事業者が主体となった環境保全活動を支援してきました。

【長期的視点】

現在、東浦町では「第6次東浦町総合計画」を推進しています。その中で、「基本計画3暮らしを守るまちづくり」の「(1)環境」において、「地球温暖化防止」、「自然環境保全」、「廃棄物」における目標・取組を位置づけています。

本計画において、総合計画で掲げた方針を施策・事業ごとに具体化し、推進するとともに、複雑化・高度化する環境問題を解決するため、各分野における多様な主体や世代間の協力、住民や事業者等との協働による取組の推進が課題です。

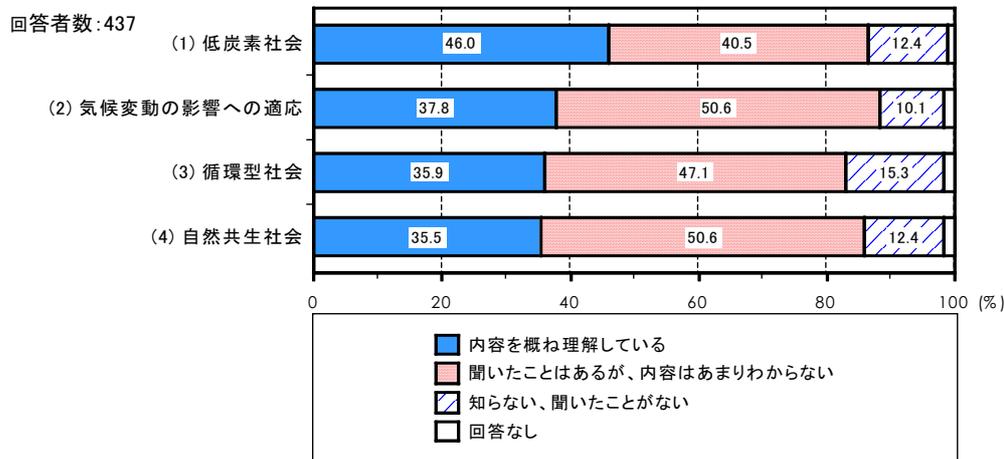
特に、新しい生活様式に適合しながら経済や社会課題を解決するため、温室効果ガスの排出量実質ゼロ、食品残さや廃プラスチックの削減など、日常生活からは見えにくい成果を新技術により共有するなど、効率的で効果的な施策・事業を展開することが求められます。

また、SDGsについて、住民・事業者・町職員が学習・理解するとともに、グローバルな環境と地域や個人の環境との関係性を学び、日常の中で環境を良くするための率先行動を検討・展開していくことが必要となります。

具体的には、ユネスコスクールをはじめとした環境学習の浸透、町内事業所との連携・協働による産業振興と環境への配慮を両立した経済・社会の形成など、東浦町ならではの環境共生社会の構築を図ることが求められます。そのうえで、知多地域や愛知県における地域循環共生圏の実現に向けた役割を果たしていくことが望まれます。

2 東浦町における環境に関する課題

住民意識調査において、本計画の大きな柱である、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の理解度の結果から、全ての項目で8割近くの住民が認知しているなど、環境への意識が高いことがわかりました。



(1) 脱炭素社会

- ・東浦町は、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、「脱炭素社会」を目指す方針を国が掲げたことを受けて、本計画においても脱炭素社会の実現を目指しつつ、令和 12 年（2030 年）に向けて低炭素社会の実現を着実に進めることが求められます。
- ・「脱炭素社会」とは、二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（カーボン・ニュートラル）とし、気候変動の安定化を目指した社会のことをいいます。二酸化炭素の排出と吸収をプラスマイナスゼロにする配慮の徹底を、当然とする社会システムづくりに向けた施策が必要となっています。
- ・「脱炭素社会」、「二酸化炭素」は目に見えないものであり、住民などは意識しにくいことから、身近な生活と地球温暖化との関連について具体的なイメージを持つことができるような学習の促進や啓発が必要です。

【具体的なイメージ（例）】

地球温暖化が進行すると ⇒ 気温が上昇する ⇒ 夏がさらに暑くなり、冬が暖かくなる
 ⇒ 雪が降らない ⇒ ウィンタースポーツができなくなる
 ⇒ 生態系が変わる ⇒ 従来の子種の農作物が育たなくなる
 ⇒ 海水温が上昇する ⇒ 台風の勢力巨大化、漁業へ影響する
 ⇒ 集中豪雨・局地的大雨の頻発 ⇒ 災害の発生

- ・二酸化炭素の排出抑制に向けた「緩和策」だけでなく、気候変動に対する「適応策」についても、検討を進める必要があります。

緩和策：省エネルギー対策や森林等の吸収源を増やすなど温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止するための取組。

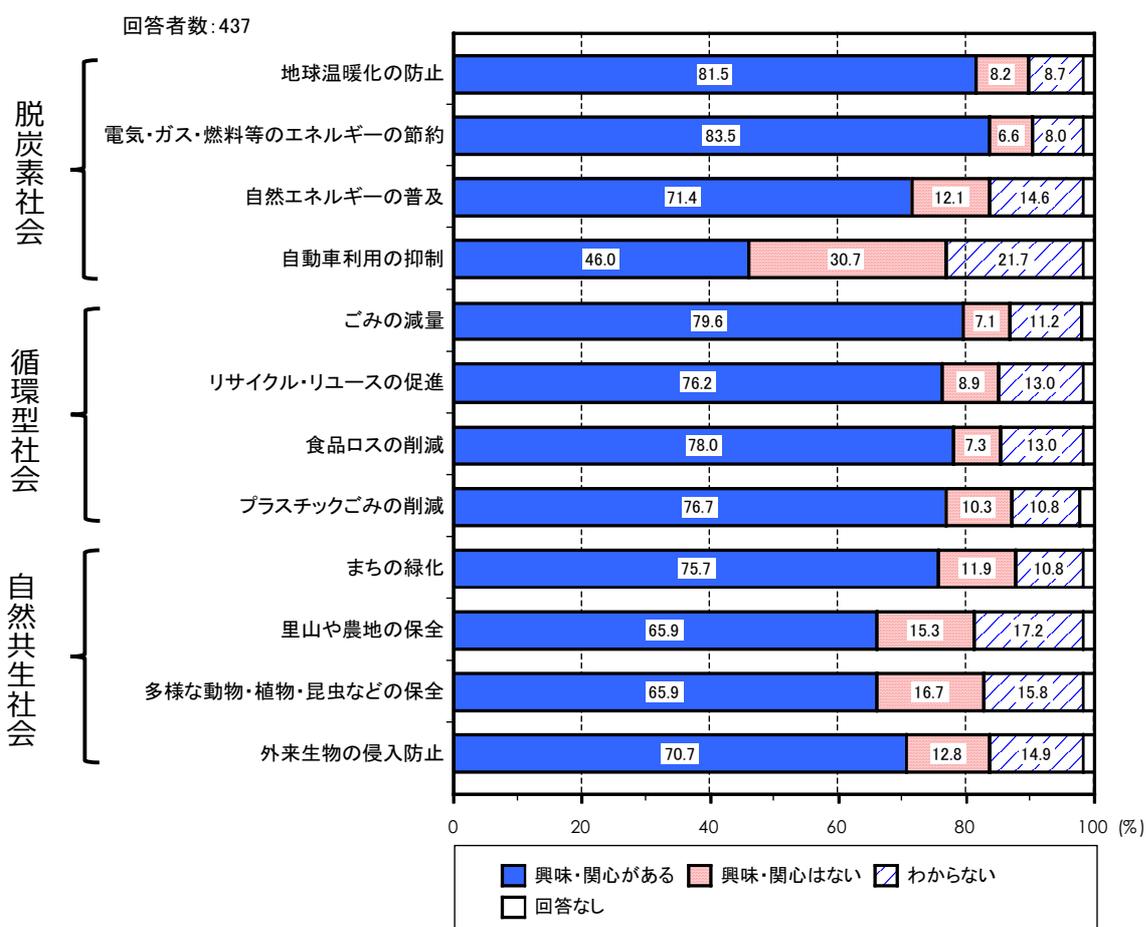
適応策：夏の猛暑など、既に現れていたり中長期的に避けられなかったりする地球温暖化の影響を軽減する、あるいは回避するための取組。

(2) 自然共生社会

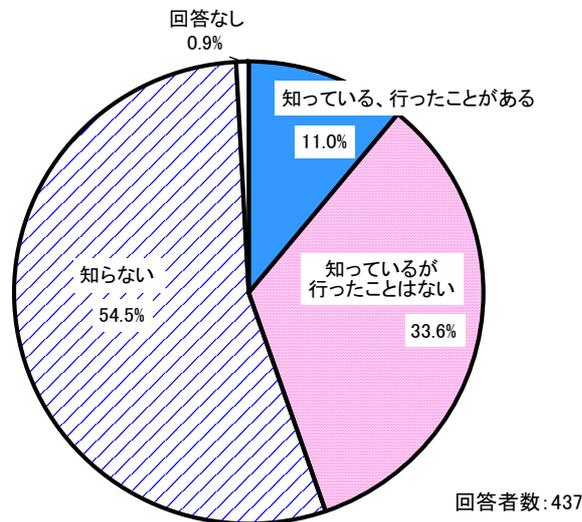
- ・「自然共生社会」とは、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって享受し、自然と人間との調和のある共存が確保された社会のことをいいます。「生物多様性」とは、あらゆる生物種の多さとそれらによって成り立っている生態系の「豊かさ」や「バランス」が保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念を指します。

【3つの多様性】

- ・様々なタイプの自然環境があること（森林、草地、河川など）＝「生態系の多様性」
- ・様々な種類の生物が生息・生育していること＝「種の多様性」
- ・同じ種類の生物の中にも、遺伝子による違い（形、模様など）があること＝「遺伝的多様性」
- ・自然や生物に対し、多くの住民は大切にすべきと考えていますが、日常生活との関係性は希薄になりつつあり、住宅地付近の自然や樹木等を嫌悪するケースもみられるなど、自然や生き物を保全する意義や効果を再確認する必要があります。
- ・住民意識調査では、自然共生社会に関係する「里山や農地の保全」、「多様な動物・植物・昆虫などの保全」への「興味・関心がある」と答えた住民は、66%程度と低くなっています。



- ・東浦町には里地里山環境が残る「東浦自然環境学習の森」があり、住民や事業者の参加により里地里山の保全・活用に資する活動が精力的に行われていますが、住民意識調査では、半数以上の住民が東浦自然環境学習の森を知らないと回答しています。
- ・引き続き、「東浦自然環境学習の森」を活用した施策を積極的に展開し、認知度向上に向けた施策の実施が必要です。



(3) 循環型社会

循環型社会とは、天然資源の消費を少なくし、それを有効に使用することによって、ごみの発生を最小限に抑える社会のことをいいます。

- ・ごみの問題は、住民にとって身近であり、関心も高くなっています。しかし、環境問題の側面からの問題意識を持つ人、ごみの出しやすさなどの利便性からの問題意識を持つ人など、様々な状況にあります。
- ・東浦町から排出されるごみの減量が最大の目的ですが、ごみの収集や最終処分の段階まで、住民に「自分ごと」として関心を持ってもらうことが必要です。
- ・東浦町では平成 31 年（2019 年）4 月から、ごみの減量化などを目的に家庭系可燃ごみ処理有料化を開始し、一人当たりの排出量が平成 30 年度（2018 年度）の 239kg から令和元年度（2019 年度）の 210kg へ約 30kg の削減効果がありましたが、この施策を契機にさらにごみの減量化につなげていく必要があります。
- ・最近、レジ袋の削減・有料化、食品ロスの削減、廃プラスチックの削減などが社会問題になっており、東浦町でも積極的な取組が求められています。

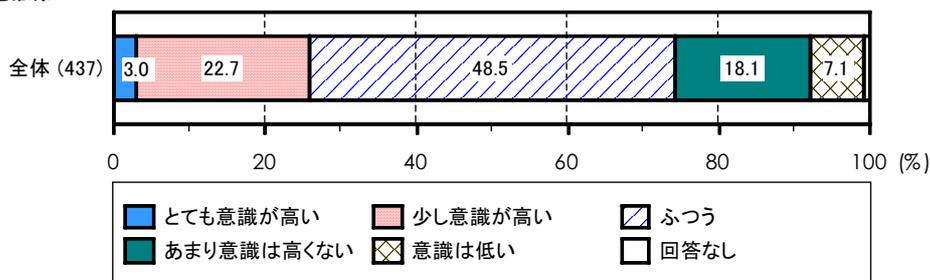
【ごみ問題】

- ごみが増えると ⇒ 自治体のごみ処理費用が増大する（財政負担が大きくなる）
- ⇒ ごみの最終処分場が不足する（埋め立てごみ、焼却したものの灰）
- ⇒ ごみの焼却時に、多くの温室効果ガスが発生する

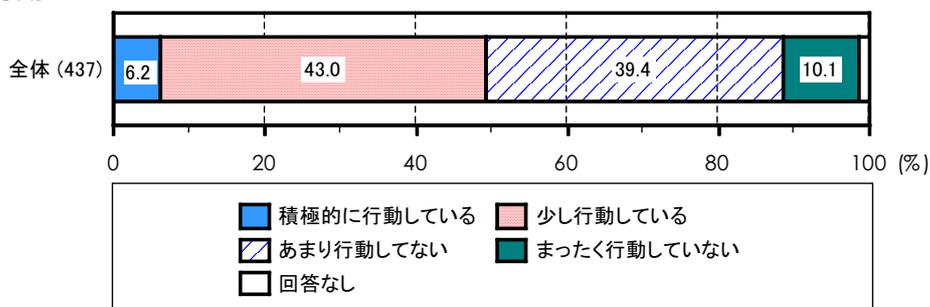
(4) 住民主体の行動に向けて

・住民意識調査では、自分の環境意識について、「とても意識が高い」、「少し意識が高い」と回答した方は合計で 25.7%、「ふつう」は 48.5%となっており、自分の環境に関する行動については「積極的に行動」は 6.2%、「少し行動している」は 43.0%となっています。今後、住民の環境意識、環境行動を少しずつ高め、住民主体の取組の裾野を広げていくことが課題となっています。

<環境意識>

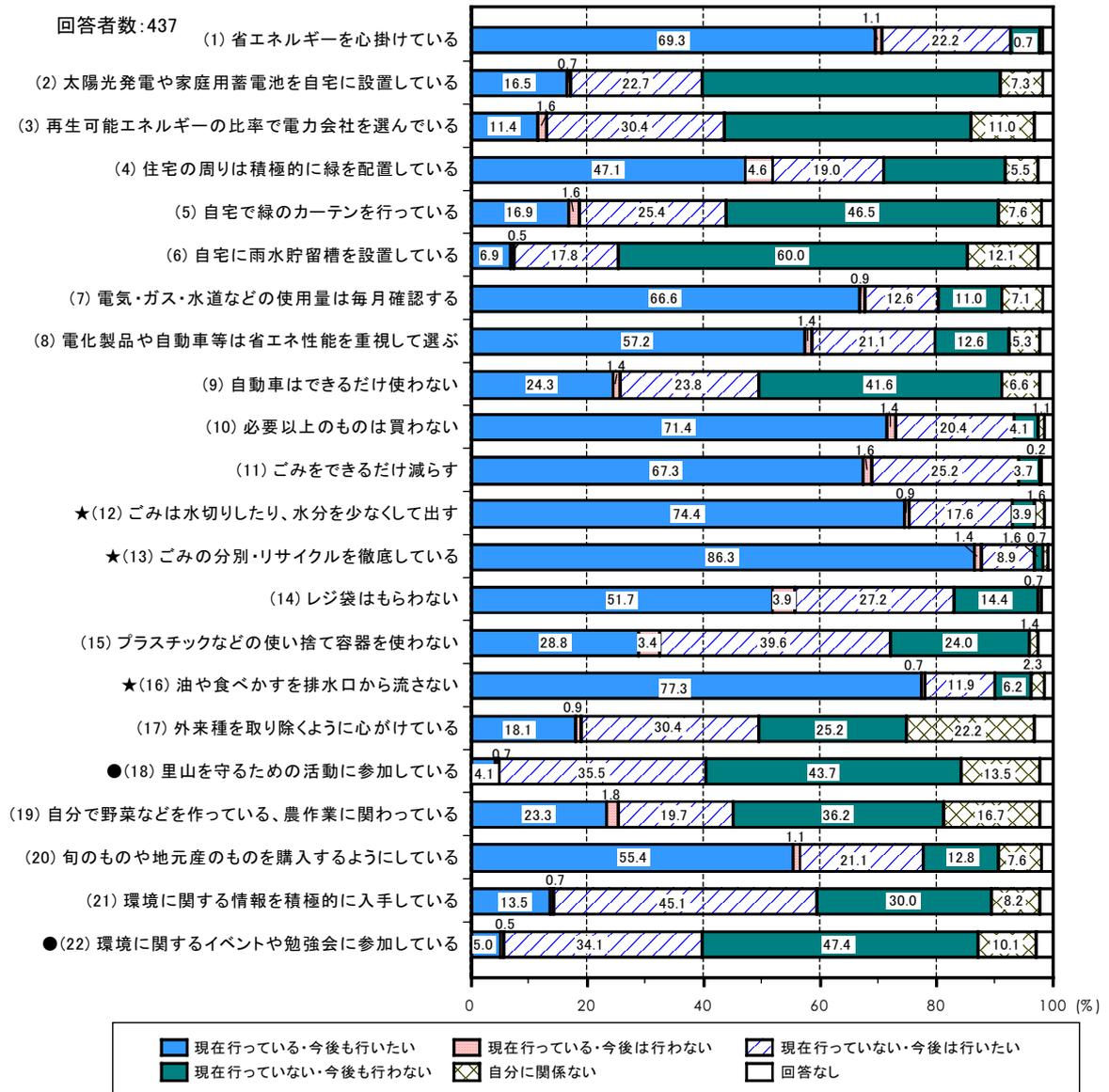


<環境行動>



中学校と地区が連携した地域の美化活動

- ・住民意識調査では、環境に貢献する取組について、「(12) ごみの水分を少なくするなどに取り組んでいる」や「(13) ごみの分別・リサイクルの徹底」、「(16) 油や食べかすを排水口から流さない」、などの日常的な活動を多くの住民が実施しています。
- ・一方「(18) 里山を守る活動」や「(22) 環境に関するイベント・勉強会への参加」は極端に少なくなっています。
- ・すでに多くの住民が実行している取組をさらに浸透させるとともに、日常的な活動や環境行動へのきっかけをつくることや、後押しするための支援や啓発、率先行動、環境学習などが大切になります。



【住民主体の日常的な活動や環境行動のためのポイント】

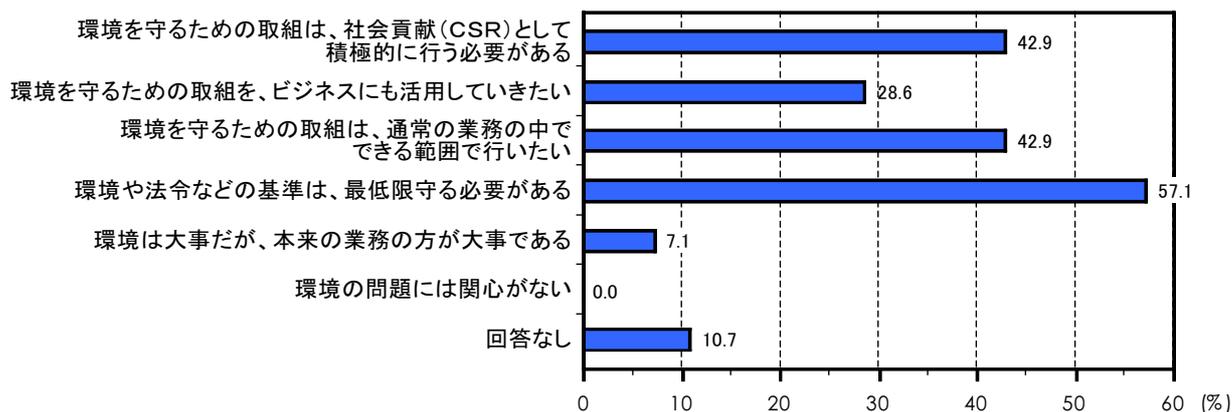
「地域や地球の環境のために行動しよう」では、継続的な活動や行動にはつながらない。
⇒環境の活動や行動を、住民一人ひとりが「自分ごと」になるようにします。

- 例) 自分のやりたいこともできる
健康になる、友だちができる
他の人にほめられる、自慢できる……など

(5) 事業所主体の行動に向けて

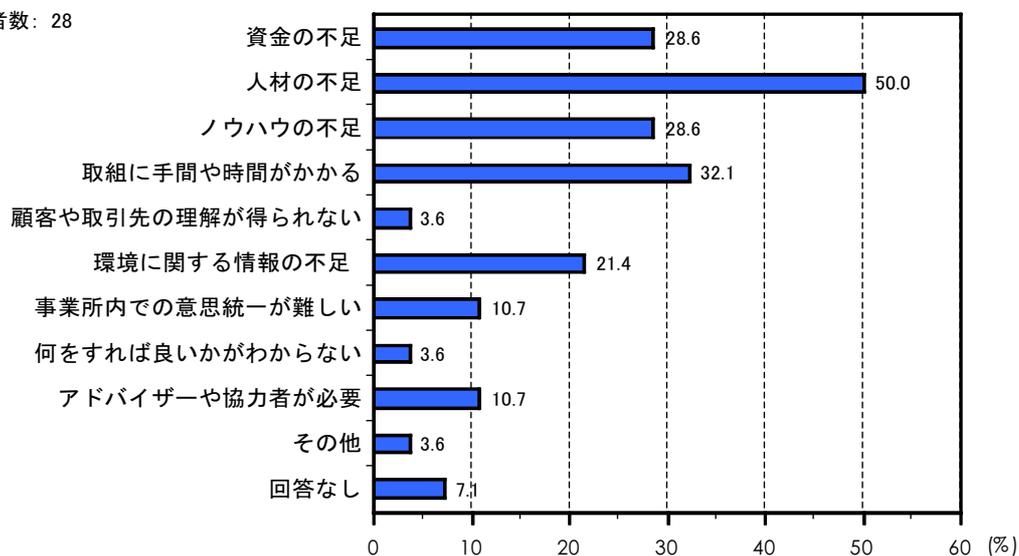
- ・事業所意識調査では、事業所の環境問題に対する考えとして約6割が「環境や法令などの基準を最低限守る必要がある」と回答し、約4割は「通常の業務の中でできる範囲で取組たい」としています。一方、「社会貢献として積極的にを行う」意向を示している事業所も4割程度みられました。
- ・今後、事業所における環境への意識をさらに高め、環境を守るための取組の裾野を広げていく必要があります。

回答者数: 28



- ・事業所が環境配慮を行う際に課題となるのが、「人材の不足」や「取組に手間や時間がかかる」ことであり、資金やノウハウも含めたサポートも求められています。

回答者数: 28



【事業所主体の環境行動のためのポイント】

事業活動による環境への影響を考え、環境行動の実施を検討しているが、人材の不足や時間・手間がかかり実施できていない。

⇒行政がサポートし、コミュニティや住民団体との連携により環境行動を行います。

例) 明德寺川の自然を守る会や東浦自然環境学習の森保全・育成の会への参加
ごみゼロ運動などの地域活動への協力、連携
アダプトプログラムによる環境行動の実施……など



東浦町で保全活動を進めている
絶滅危惧種の「オニバス」
(写真：於大公園)

第4章 東浦町が目指す環境の姿



1 東浦町が目指す環境の将来像

未来への責任 環境を大切にすまち ひがしうら

東浦町の環境を守る基本条例の基本理念に基づき、東浦町が目指す環境の将来像を上記のとおりとします。この将来像を住民のみなさんと共有して、環境を守る取組を行います。

『未来への責任 環境を大切にすまち』

近年の地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題などの環境問題は、私たちの生活に身近な問題であり、とても深刻で緊迫した状況になっています。これまでの環境問題は、企業による経済活動が主な原因でしたが、最近は住民のみなさん一人ひとりの行動が原因となっている可能性もあります。

「未来への責任」は、次世代を担う子どもや孫に、東浦町の良好な環境を引き継ぐことが今を生きる私たちの責任であり、住民や事業者、行政が環境行動の連携と協働により、多様化・複雑化する環境問題に積極的に取り組み、目指す環境の将来像を実現し、将来にバトンをつないでいくものです。



2 東浦町の環境を守るための基本的な考え方

将来像の実現に向けた計画策定や取組などは、以下の考え方を踏まえて行います。

私たちの身近な環境を守るとともに、地球規模の環境への貢献も考えます

現在、地球温暖化、生物多様性、海洋プラスチックごみ問題など、地球規模の環境問題が顕在化しています。これらの問題は、東浦町における活動や取組にも関係しており、私たちの暮らしへの影響も懸念されます。このため、本計画に基づく取組は、私たちの身近な環境を守ることはもちろんのこと、地球規模の環境を守ることも意識しながら行うこととします。

将来像や目標を共有し、みんなが「自分ごと」として取り組みます

環境の変化は、私たちの暮らしに影響を及ぼす身近な問題です。環境を守ることは、私たちの暮らしを守ることにもつながります。このため、本計画の将来像や目標はすべての住民、事業者のみなさんと共有し、みなさんが自分の問題「自分ごと」として主体的に行動するために施策に取り組むこととします。

一人ひとりができる取組を行うとともに、みんなの協働による取組も拡げます

環境を守る活動は、一人ひとりが日頃の生活の中でできることを持続的に行うとともに、住民、地域、事業所、ボランティア団体、行政など、様々な人や団体との連携や協働による取組も大切です。連携や協働により、活動の幅や内容も広がります。連携や協働による環境を守る取組を積極的に推進することとします。



3 基本目標

本計画では、環境に関する社会動向や東浦町の環境課題を踏まえ、目指す環境の将来像の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり

【省エネルギー・地球温暖化対策の促進・脱炭素社会】

地球温暖化の主な原因とされる温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっています。このため、家庭や事業活動における省エネルギーを引き続き進めるとともに、周辺環境や生態系への影響の少ない太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーへの転換を進めることにより、二酸化炭素の排出削減、脱炭素社会の実現を目指します。

基本目標2 自然と生き物を大切にすまちづくり

【生物多様性の保全・自然共生社会】

東浦町の環境の良さは、住民の身近な場所に豊かな自然や緑があることです。このため、都市的な土地利用との調和を図りながら、自然や緑をできるだけ減らさないように努めるとともに、地域の緑化を進めます。また、地域固有の生き物や生態系を大切にするなど、生物多様性の保全、自然共生社会の実現を目指します。

基本目標3 ものを大切にしておみを出さないまちづくり

【ごみ減量・資源循環の推進・循環型社会】

ごみの減量は、ものや原材料の節約、ごみの運搬や焼却に係るエネルギーの節約、最終処分における埋め立てごみの削減、処理費用の削減など、様々な面での対策が必要不可欠となっています。このため、ものを大切にしておみを減らす、不要になったものの再利用や資源化を進めるなどにより、循環型社会の実現を目指します。

基本目標4 みんなの身近な生活環境を守るまちづくり

【公害防止・環境美化】

事業活動からの公害は、法令の整備や事業者の努力により少なくなっていますが、最近では日常生活から発生する生活型公害の発生が問題となっています。あわせて、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止や美化活動などを通じて、地域の環境美化、ごみのないきれいなまちを目指します。

基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

【環境学習・環境活動・協働】

環境を守るためには、住民や事業者の環境に対する意識や意欲がより一層向上し、活動するためのしくみや体制を整える必要があります。このため、住民が環境を学ぶ機会を増やすとともに、環境活動の多様な場や機会の充実などにより、住民、事業者、行政などの多様な主体が、連携や協働により様々な環境活動が展開されているまちの実現を目指します。

4 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関連性

SDGs は、世界規模でさまざまな課題を解決し、私たちの良き未来を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。これらのゴールやターゲットは、1つの施策を実施することで、相互に関連する体系とされています。

本計画の5つの基本目標の施策を推進することで、17のゴールのうち11のゴールに貢献することになります。計画の中では11のゴールについて記載していますが、環境保全の取組は、地球温暖化対策や自然環境の保全、資源循環の推進など様々に影響し、多くの波及効果も期待されることから、その他のゴールについても間接的な貢献が期待されます。

SDGs の 17 のゴールや 169 のターゲットを見据えて、本計画の施策を実施することで、環境・経済・社会の課題と問題の同時解決が期待され、地域だけでなく世界全体の持続可能なまちづくりに貢献していきます。

<本計画に関わる SDGs（11 のゴール）>

- 目標 3【保健】：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4【教育】：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 6【水・衛生】：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7【エネルギー】：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 11【持続可能な都市】：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12【持続可能な消費と生産】：持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13【気候変動】：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14【海洋資源】：持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15【陸上資源】：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 17【実施手段】：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



5 計画の施策体系（SDGs との関係性）

将来像	基本目標	成果指標	基本施策
未来への責任 環境を大切に するまち ひがしうら	1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり  〈東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）〉	<ul style="list-style-type: none"> ●二酸化炭素の年間排出量 ●東浦町役場の年間電力消費量 ●公共交通「う・ら・ら」の年間利用者数 	1-1 エネルギーを節約する 1-2 再生可能エネルギーを活用する 1-3 気候の変動に適応する
	2 自然と生き物を大切にするまちづくり  〈東浦町生物多様性地域戦略〉	<ul style="list-style-type: none"> ●住民1人あたりの公園面積 ●自然観察会において確認した指標種の種数 ●里山保全活動（東浦自然環境学習の森）に参加する年間延べ人数 ●遊休農地の面積 ●まちなみの美しさ、快適な住環境に対する満足度 ●河川・ため池の保全、親水空間の多さに対する満足度 ●学校給食の地産地消率 	2-1 緑や水辺の自然地を守る 2-2 地域の生態系を保全する 2-3 生活の中で自然・文化を活かす
	3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 ●家庭系ごみにおけるリサイクル率 ●本の年間リユース・リサイクル冊数 	3-1 ごみを減らす、ものを大切にする 3-2 資源化・再利用を推進する 3-3 ごみを適切に処理する
	4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川 BOD 環境基準達成率 ●典型7大公害の苦情件数 ●アダプトプログラム登録団体数 ●公共下水道の水洗化率 ●不法投棄の発見箇所数 ●ごみのポイ捨てや不法投棄が少くないなど、まちのきれいさに対する満足度 	4-1 公害をなくす 4-2 まちをきれいに保つ
	5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然観察会などの環境関係講座への年間延べ参加人数 ●環境関係講座への年間延べ参加人数 ●環境課のホームページやSNSへの年間情報掲載数 ●事業所への環境に関する情報の発信件数 ●こどもエコクラブの年間延べ参加児童数 	5-1 環境の状況や目標を共有する 5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む 5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す

			町の取組
			家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発/節水の促進/環境にやさしい建築物・住宅の普及 次世代自動車やエコカーの普及促進/防犯灯・交通安全灯のLED化の推進 「う・ら・ら」など公共交通の利用促進/徒歩や自転車利用の促進/高齢者の免許返納の促進 東浦町における省エネルギーの率先行動
			再生可能エネルギーの活用促進/太陽光発電などの再生可能エネルギー創出の促進 農地における農業と太陽光発電の両立についての紹介 公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用の推進
			クールシェア、ウォームシェアの普及 熱中症予防対策の普及啓発 豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進
			公園・緑地の整備及び適切な管理の推進/公共施設における緑化の推進 民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進/河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進 農業生産の場所としての農地の保全・活用/地域の特性を活かした景観形成の推進
			生物多様性の価値の普及促進/外来種対策の強化/生態系に配慮した植物種の選定 オオバスなどの地域の希少種保護、指標種の保全 住民による生物の生息状況調査、自然観察機会などの拡大
			里山保全活動の促進/地域の大切な緑地としての東浦自然環境学習の森の管理・運営 東浦自然環境学習の森における里山体験、自然体験などの促進/保存樹木・保存樹林の指定・保護育成 東浦町農産物の地産地消の促進/歴史・文化遺産、伝統行事の継承・活用
			家庭系可燃ごみ処理有料化の継続/家庭系ごみ減量の普及・啓発 事業所に対するごみ減量の普及・啓発/レジ袋削減、包装簡素化の促進、マイバックの利用普及 バイオプラスチックの普及・活用促進/食品ロス削減の促進
			ごみ分別の周知の徹底 協働による資源ごみ回収の促進 本のリユース・リサイクルの推進
			一般廃棄物の適切な収集、運搬の実施 ごみ処理過程の住民への情報提供
			各種環境測定の実施による環境状況の監視/公害防止協定の締結促進、公害防止や環境測定に対する協力要請 特定施設・特定建設作業などの届出の徹底/悪臭を排出する事業所からの届出の徹底 土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導の推進/公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽の設置・適正管理の促進 生活排水の浄化の促進/日常生活からの公害の発生防止
			ごみのポイ捨て防止の啓発/地域主体の美化活動、ごみゼロ運動などの促進・支援 アダプトプログラムによる美化活動の推進/不法投棄のパトロール強化 産業廃棄物処理施設に対する監視の実施
			「東浦町の環境」の公表 広報ひがしうら、ホームページ、SNSの活用による環境情報の発信
			NPO・ボランティア団体などによる環境活動の促進/東浦町版環境7S運動の推進 多様なグループによる環境活動の促進/環境学習や環境イベントの開催の支援/こどもエコクラブ活動の推進 小中学校における環境教育の推進/ユネスコスクールの活動支援/環境学習につながる生涯学習講座の開催 出前講座による環境学習機会の提供/図書館における環境図書充実/環境活動の担い手の育成 環境に関するイベント情報の集約発信
			環境にやさしい暮らし方やエコライフの紹介 環境にやさしい事業活動や働き方改革の促進 コンパクトなまちづくりの推進

第5章 東浦町の環境を守る基本施策



基本目標 1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり

【省エネルギー・地球温暖化対策の促進・脱炭素社会】

-  東浦町において排出される温室効果ガス（二酸化炭素）を減らします。
-  東浦町におけるエネルギーの使用量を減らします。
-  東浦町で使用するエネルギーについて、再生可能エネルギーへの転換を促進します。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)	担当課
二酸化炭素の 年間排出量	313 千 t-CO ₂ (平成 29 年度*)	298 千 t-CO ₂	284 千 t-CO ₂	環境課
東浦町役場の 年間電力消費量	287,968kWh/年	285,000kWh/年	282,000kwh/年	総務課
公共交通 「う・ら・ら」の 年間利用者数	240,255 人/年	331,000 人/年	↗	防災交通課

※「二酸化炭素の年間排出量」の最新の実績値は平成 29 年度となります。

※「二酸化炭素の年間排出量」の最終年度の目標値は平成 25 年度の排出量から 26%削減する数値としており、国及び県と同様の考え方で設定しています。

1-1 エネルギーを節約する



＜これまでの取組と課題＞

高効率エネルギーシステムの設置に対する補助事業を実施するとともに、「う・ら・ら」の利用促進、住民や事業所に対する省エネルギーの普及・啓発などを行い、二酸化炭素排出量の減少に一定の効果をあげています。今後もこれらの取組を継続しながら、省エネルギー、二酸化炭素排出量の減少に取り組む必要があります。

＜施策の方向性＞

地球温暖化対策のためにはエネルギー消費量の削減が必要です。灯油・ガソリンなどの化石燃料の燃焼や電気・ガス・水道などの使用が、二酸化炭素などの温室効果ガスを増加させ、地球温暖化に影響するとされています。省エネルギーのためには住民及び事業者の日頃の実践の積み重ねが大切です。自動車や家電製品の省エネルギー化や住民・事業者の意識向上もあり、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。省エネルギーに向けたさらなる取組を行います。

家庭や事業所による行動、省エネルギー型機器などの導入促進とともに、公共交通機関の利用や徒歩・自転車による自動車利用の抑制など、東浦町内で使用するエネルギーの削減を図ります。

＜町の取組＞

取組名	取組内容	主な担当課
家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発	省エネルギー行動の普及のため、「東浦町環境配慮指針」を活用するとともに、省エネルギーの取組アイデアやヒントを住民から募り、情報共有を行います。	環境課 商工振興課
節水の促進	節水は、浄化・汚水処理に関わるエネルギーの削減に効果があり、二酸化炭素の削減につながることから、住民・事業者に対して節水を呼びかけます。	上下水道課
環境にやさしい建築物・住宅の普及	「愛知県建築物環境配慮制度～CASBEE あいち～」 「あいちエコ住宅ガイドライン」などの紹介を通じて、環境にやさしい建築物・住宅を普及します。	都市計画課
次世代自動車やエコカーの普及促進	次世代自動車（電気自動車、燃料電池車など）やハイブリッドカーなどを広報などで紹介し、ガソリンカーからの切り替えを促進するとともに、公共施設へ電気自動車充電施設などの設置を推進します。	総務課 企画政策課 環境課
防犯灯・交通安全灯のLED化の推進	道路に設置している防犯灯や交通安全灯について、引き続きLED照明への切り替えを推進します。	防災交通課
「う・ら・ら」など公共交通の利用促進	自動車利用を減少させるために、「う・ら・ら」などの公共交通機関の利用を広報などにより促進します。	防災交通課
徒歩や自転車利用の促進	自動車利用を減少させるため、自転車や徒歩移動を促進するとともに、歩道・自転車通行帯などの確保に努めます。	土木課
高齢者の免許返納の促進	自動車利用を減少させるとともに、交通安全性の向上のため、高齢者による運転免許証の自主返納を促進します。	防災交通課

取組名	取組内容	主な担当課
東浦町における省エネルギーの率先行動	東浦町の職員、関係施設における省エネルギーの取組を徹底させるとともに、公共施設における省エネルギー機器の導入、照明のLED化を推進します。(東浦町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を推進します。)	総務課 環境課 各公共施設管理課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での省エネルギー行動の習慣化 ・家電製品などの省エネルギー型への切り替え ・移動における公共交通機関の利用、マイカー利用の抑制 ・マイカーのエコカーへの切り替え、エコドライブの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の省エネルギー化 ・事務機器や照明の省エネルギー型への切り替え ・事業活動や通勤における公共交通機関の利用、社用車利用の抑制 ・社用車のエコカーへの切り替え、エコドライブの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における率優先的な省エネルギーの取組 ・公共施設における省エネルギー型機器の導入、公用車にエコカーを導入 ・省エネルギーや地球温暖化防止の取組や技術に関する住民・事業者への情報提供



東浦町運行バス「う・ら・ら」



ソーラーLED街路灯(三丁公園)



1-2 再生可能エネルギーを活用する



<これまでの取組と課題>

公共施設への太陽光発電パネルの設置、住宅への太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの設置に対する補助やPRなどを通じて、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいますが、電力の固定価格買取制度の見直しなどの影響により活用は伸び悩んでいます。太陽光発電パネルの設置に対する近隣環境への影響などの状況や社会情勢も踏まえながら、今後も適切な形で再生可能エネルギーの普及・活用を促進する必要があります。

<施策の方向性>

温室効果ガスの削減のためには、省エネルギー化を進めるとともに、エネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーに切り替える必要があります。東浦町内でも太陽光発電システムの導入や、再生可能エネルギーの電力会社を選択する人も出てきていますが、今後も、住宅・事業所・公共施設における太陽光エネルギー創出に対する支援などを推進しながら、住民・事業者・行政のそれぞれにおける再生可能エネルギーの創出や活用を目指します。

※再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・その他の自然界に存する熱・バイオマスからつくられるエネルギー

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
再生可能エネルギーの活用促進	再生可能エネルギーの発電、再生可能エネルギーを活用した電力購入などの情報提供を通じて、住民や事業者による再生可能エネルギーの活用を促進します。	環境課
太陽光発電などの再生可能エネルギー創出の促進	自然環境や近隣の生活環境に影響を及ぼさない範囲で、情報提供などを通じて、建物の屋根などを活用した太陽光発電などの再生可能エネルギーの創出を促進します。	環境課
農地における農業と太陽光発電の両立についての紹介	農地法により太陽光発電システムのパネル下部にて農業を続けていく形式の太陽光発電事業は認められることから、近隣の環境に影響を及ぼさない範囲での農地における太陽光発電を紹介します。	農業振興課
公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用の推進	東浦町が管理する施設の屋上や敷地内を活用した太陽光発電など、公共施設における再生可能エネルギーの創出や、再生可能エネルギーの購入・活用などを推進します。	環境課 企画政策課 各公共施設管理課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーへの理解 住宅における太陽光発電などの機器の導入 再生可能エネルギーによる電力の選択 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーへの理解 事業所・事業用地における太陽光発電などの機器の導入 事業活動での再生可能エネルギーによる電力の選択 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や遊休地を活用した太陽光発電などの機器の導入 住民や事業者などに対する再生可能エネルギーに関する情報提供



1-3 気候の変動に適応する



<これまでの取組と課題>

気候変動による夏の猛暑が厳しくなる中で、広報などを通じて熱中症対策を呼び掛けるとともに、公共施設によるクールシェアを推進しています。今後も気候変動がもたらす生活への影響を踏まえて、さらに幅広い分野での対策に取り組む必要があります。

<施策の方向性>

地球温暖化の進行により、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などの影響が現れており、今後も拡大する恐れもあり、私たちの生活などへの影響が懸念されます。このため、地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」とともに、気候変動への「適応策」も推進します。このため、今後も発生が予想される猛暑、集中豪雨、巨大台風などから住民の生活や健康を守るための取組を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
クールシェア、ウォームシェアの普及	急激な気候変動への対応とともに、省エネルギーのため、夏季に冷房、冬季に暖房の効いた公共施設や商業施設などで住民が時間を過ごすことを促進します。そのため、住民が利用可能な「シェアスポット」を公共施設や商業施設などで確保するとともに、住民への情報提供、利用促進を行います。	総務課 図書館 環境課
熱中症予防対策の普及啓発	夏季の熱中症被害の増加が懸念されるため、熱中症予防対策を、広報などを通じて普及・啓発します。	健康課
豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進	集中豪雨や局地的大雨などの災害を減らすため、河川などの治水や斜面地の土砂災害対策、避難対策を引き続き行います。	土木課 防災交通課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動や適応策に対する関心と理解 自らの安全確保のための気候変動適応行動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の継続のための気候変動適応策の実施 住民の安全確保のための取組への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 猛暑対策、災害対策など、生活や産業に必要な気候変動適応策の推進 住民、事業者への気候変動に関する情報の積極的な発信

基本目標 2 自然と生き物を大切にするまちづくり

【生物多様性の保全・自然共生社会】（東浦町生物多様性地域戦略）

-  自然地の面積や緑の量を減らさないようにします。
-  地域の在来種を保護し、特定外来生物を侵入防止、駆除します。
-  暮らしと自然・文化との関係を深めます。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)	担当課
住民 1 人あたりの 公園面積	7.7 m ² /人	8.0 m ² /人	↗	都市整備課
自然観察会において 確認した指標種の種数	18 種	25 種	36 種	環境課
里山保全活動（東浦自然環境 学習の森）に参加する 年間延べ人数	2,592 人/年	2,900 人/年	3,200 人/年	環境課
遊休農地の面積	22ha	21ha	20ha	農業振興課
まちなみの美しさ、快適な 住環境に対する満足度※	31.6%	35%	↗	環境課 都市計画課
河川・ため池の保全、親水 空間の多さに対する満足度※	26.3%	30%	↗	土木課 農業振興課
学校給食の食材における 地産地消費率	46.9%	50%	↗	学校給食 センター

※満足度：住民アンケートにおいて「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

東浦町生物多様性地域戦略

基本目標 2 は、生物多様性基本法（平成 26 年法律第 58 号）第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」と位置づけ、「東浦町の環境を守る基本計画」と統合して策定しています。

なお、生物多様性基本法第 13 条第 2 項に定める項目については、以下のとおり定めます。

（1）対象とする地域

東浦町内全域とします。

（2）生物多様性地域戦略の目標

基本目標 2

『自然と生き物を大切にすまちづくり』

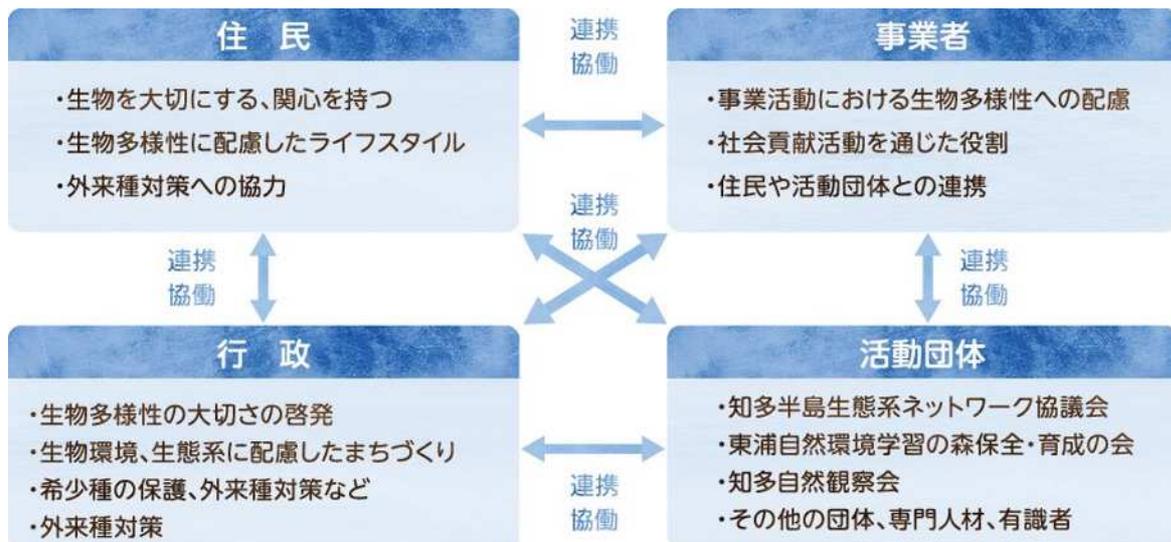
（3）主な取組

第 5 章の基本目標 2 「自然と生き物を大切にすまちづくり」における「2-1 緑や水辺の自然地を守る」、「2-2 地域の生態系を保全する」、「2-3 生活の中で自然と文化を生かす」の町の取組、住民・事業者・行政の協働における役割が該当します。

（43 ページから 47 ページ参照）

（4）推進方法

住民、事業者、行政などの多様な主体が、以下の役割を踏まえて、連携・協働により取組を行います。また「知多半島生態系ネットワーク協議会」や「知多自然観察会」など、知多半島における活動団体とも連携しながら、様々な取組を行います。





2-1 緑や水辺の自然地を守る



<これまでの取組と課題>

山林・農地・水面などの自然地の面積は、「愛知県土地に関する統計調査」によるとわずかながらに減少していますが、公園の計画的な整備、開発時の緑地保全・創出の指導、緑化の推進などにより、緑の確保に努めています。また、住民との協働により自然地の保全活動を進めています。今後も自然地の量的、質的な保全とともに、身近な場所の緑化推進を行う必要があります。

<施策の方向性>

東浦町の自然地は生態系の保全や景観形成などにとって大切ですが、最近では市街化により減少傾向にあるため、山林や農地を減らさないことや適切な管理や耕作により、保全を図ります。

暮らしに身近な自然としては、公園や施設の緑化が大切です。公園や施設の緑は快適な住環境の確保にも貢献します。このため、公園や緑地の計画的な確保に努めるとともに、施設内の植栽、生け垣や花壇の設置、屋上や壁面緑化などの多様な方法により、市街地内の緑の増加に努めます。その際には、町の花であるウノハナや在来種の活用などにより、東浦町らしい緑化に努めます。

河川やため池などの水辺も東浦町の特色であることから、自然地としての保全に努めるとともに、親水性に配慮した環境整備、住民や事業者との協働による保全・管理活動を促進します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
公園・緑地の整備及び適切な管理の推進	市街地内の緑地、地域の憩いの場、災害時の拠点などの機能を有する公園を計画的に整備し、維持管理を行います。また、開発事業において公園・緑地を適切に創出するように指導を行います。	都市整備課
公共施設における緑化の推進	道路・河川敷、学校、その他東浦町が管理する公共施設において、植栽や花壇の整備などの多様な方法により、積極的に緑化を行い、緑や花の増加を図ります。	各公共施設管理課
民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進	民有地の建物や敷地に対し、生け垣、屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンなどの多様な方法により、緑化を促進します。	都市整備課
河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進	河川・ため池のしゅん濇や草刈などの管理を実施し保全するとともに、親しみのある水辺とするための修景や環境整備を行います。	土木課 農業振興課
農業生産の場所としての農地の保全・活用	農地中間管理事業なども活用しながら、農地の利用集積の推進や利用可能な農地情報の収集・提供により、農地の効率的な利用を推進します。	農業振興課
地域の特性を活かした景観形成の推進	「東浦町景観計画」に基づき、住民、事業者、行政の協働により地域の特性を活かした景観形成に取り組むとともに、公共施設においても、景観に配慮した整備や修景に努めます。	都市計画課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理や自然地の保全などの活動への積極的な参加 ・住民主体での身近な場所での自然と親しむ機会づくり ・自宅の庭への緑化や花植え ・地域の緑化の取組への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業における公園・緑地の整備への協力 ・事業所敷地内における緑化や花壇の設置、屋上・壁面緑化 ・地域主体の自然地の保全などの活動に社会貢献として参加 ・農業者は農業生産の場としての農地活用の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者との協力による山林や農地の保全の促進 ・住民や事業者との協働による自然地の保全活動の促進、住民が自然とふれあう機会づくり ・開発事業者との協力による公園・緑地の整備 ・住民との協働による公園・緑地の管理 ・公共施設における緑化、民有地の緑化の啓発 ・河川やため池における自然性の保全・創出 ・活用促進や担い手育成を通じた遊休農地の増加防止



於大公園



東浦町内の農地



2-2 地域の生態系を保全する



<これまでの取組と課題>

オニバスなどの希少種の保護活動、外来種対策、住民との協働による生物調査・観察などを通じて、地域の生態系保全に取り組んでいます。国際的にも生物多様性の重要性が高まる中で、今後も生物多様性の普及や生態系の保全に関する取組を積極的に行う必要があります。

<施策の方向性>

東浦町には自然地を中心に多くの生物が生息していますが、自然地が減少する中で生物の生息場所は減少しており、その保全・再生が急務となっています。環境にとっては、地域に生息する生物の群集とこれを取り巻く環境全体である「生態系」と、様々な生物の種類が存在する「生物多様性」が大切になることから、これらの活用を普及するとともに、東浦町における生物の状況を把握しながら、希少種や指標種を中心とした生物、生態系の保全のための取組を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
生物多様性の価値の普及促進	生物多様性の概念や、保全、活用する事の大切さを普及する活動を行い、生物多様性への関心の向上を図ります。	環境課
外来種対策の強化	外来種による在来種への影響を防止するため、特定外来生物を住民に周知し、外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を啓発するとともに、協働による外来種対策を促進します。	環境課
生態系に配慮した植物種の選定	公園・緑地や水辺において植栽を行う場合は、生態系や生物多様性に配慮し、地域の在来種などの選定に努めます。	都市整備課
オニバスなどの地域の希少種保護、指標種の保全	絶滅危惧種であるオニバスの保護活動を住民協働により行うとともに、その他の希少種や指標種についても住民などからの情報をもとに整理し、保護の方策を検討します。	都市整備課 環境課
住民による生物の生息状況調査、自然観察機会などの拡大	東浦自然環境学習の森や河川などにおいて自然観察会を開催するとともに、自然観察会の機会に、専門家や住民との協働により生物の生育・生息状況を確認し、その結果を適切な範囲で公表します。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> 生態系や農業・森林資源の持続性に配慮した製品の購入 生物多様性に配慮したライフスタイルの実践 生物を大切にするとともに、外来種対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動における生物多様性の保全への配慮 住民や地域活動への協力 社会貢献活動における生物多様性保全の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系や生物多様性の大切さの普及、土地所有者などと協力した生物生育環境の保全 オニバスなど希少種の保護 特定外来生物の早期発見、侵入防止、駆除などの取組



2-3 生活の中で自然・文化を活かす



<これまでの取組と課題>

里山保全や里山体験の活動は、東浦自然環境学習の森を中心に、住民や事業者との協働により精力的に行われています。文化遺産や保存樹木の保護や継承も、地域の協力により着実に進められています。自然や文化遺産などは、今後も、生活の中で活かしながら保全・継承していく必要があります。

<施策の方向性>

東浦町の山林は、かつては生活に密着した「里山」であり、その価値を再認識して保全する場所として東浦自然環境学習の森が整備され、住民・事業者の参加により保全活動などが行われており、今後もその活動の継続・拡大を促進します。農業については、住民との関係性を強化しながら農地保全につなげるため、農業体験の促進や東浦町産農産物の消費拡大などを図ります。

東浦町には国指定文化財の入海貝塚をはじめとして、7件の県指定文化財、25件の町指定文化財があります。町指定の「極楽寺の楠」、「伊久智神社大楠の森」、「地藏院のイブキ」は、天然記念物の樹木として保全されています。これらの指定文化財をはじめ、各地区の文化遺産について地域の生活との調和を図りながら、次世代に保全・継承します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
里山保全活動の促進	住民が里山の自然に触れて楽しみながら利活用することを目指し、里山保全活動を住民や事業者などとの協働により促進します。	都市整備課 環境課
地域の大切な緑地としての東浦自然環境学習の森の管理・運営	緒川地区の新池周辺の東浦自然環境学習の森について、生物多様性を保全し、人と自然の関係を学ぶ東浦町の象徴的な場として、持続的に利活用を図るための管理・運営を行います。	環境課 都市整備課
東浦自然環境学習の森における里山体験、自然体験などの促進	東浦自然環境学習の森において、活動団体と連携しながら、自然観察、里山管理、里山暮らし体験などの住民参加の様々なイベント開催を促進します。	環境課
保存樹木・保存樹林の指定・保護育成	「東浦町樹木等保存要綱」に基づき、保存樹木及び保存樹林を指定し、その保護育成を支援します。	都市整備課
東浦町農産物の地産地消の促進	東浦町農産物を住民にPRし、購入や消費を促進します。また、学校給食及び保育園における地域農産物*の使用拡大に努めます。(*は、愛知県産を含む。)	農業振興課 学校給食センター 児童課
歴史・文化遺産、伝統行事の継承・活用	指定文化財をはじめとした歴史・文化遺産や、地域のまつりなどの伝統行事の保存・継承を行うとともに、郷土の歴史や文化を住民や来訪者に解説・案内するボランティアを育成・活用します。	生涯学習課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・東浦自然環境学習の森など里山の保全や活用・自然体験などへの参加 ・地域の農業への理解、東浦町農産物の購入や地産地消 ・地域の文化に関心をもち、保存・継承や活用に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・東浦自然環境学習の森などの里山の保全活動への参加・協力 ・事業活動や従業員による東浦町農産物の活用や地産地消 ・事業活動における文化遺産や伝統行事の保存・継承への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・東浦自然環境学習の森などにおける住民が里山保全や自然体験できる場や機会の提供 ・学校給食やその他行政活動における東浦町農産物の活用 ・歴史・文化遺産の保全継承 ・地域による文化や伝統行事の保存・継承のための活動支援 ・歴史・文化に関する情報発信、ガイドボランティアの育成

東浦自然環境学習の森

東浦自然環境学習の森は、南北に細長く、北西と南西に丘があって、中央が谷になっています。谷の部分には、新池という池や水田、草地があります。北西の丘は、竹林とクスノキの森が広がっています。南東の丘は、コナラの多い森があります。これらの水田や森林はまとめて里山の風景をかたちづいています。ここには、カブトムシやトンボなどの昆虫、カモ、カワセミなどの鳥、タヌキ、キツネなどがいます。東浦自然環境学習の森は水と緑に恵まれ、たくさんの種類の生き物が住んでいる貴重な場所です。

東浦自然環境学習の森では、住民が主体となって「保全・育成の会」が設立され、竹の伐採や伐採した竹を活用した竹炭や竹灯籠づくり、水辺を守るために行う稲作、込み入った森林の間伐、生き物調査などを通して、里地里山を再生・保全するために活動を行っています。



基本目標3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり

【ごみ減量・資源循環の推進・循環型社会】

- 🗑️ ごみの総排出量を減らします。
- 🗑️ 資源ごみの割合を増やし、可燃ごみ・不燃ごみを減らします。
- 🗑️ 埋め立てなどによるごみの最終処分量を減らします。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)	担当課
住民1人1日 あたりの 家庭系ごみ排出量	473g	429g	↘	環境課
家庭系ごみにおける リサイクル率	21.2%	25.0%	30.0%	環境課
本の年間リユース・ リサイクル冊数	本 7,206冊/年 雑誌 1,615冊/年	本 7,200冊/年 雑誌 1,620冊/年	本 7,200冊/年 雑誌 1,620冊/年	図書館

3-1 ごみを減らす、ものを大切にする

<これまでの取組と課題>

一般廃棄物全体は減少傾向にあります。可燃ごみは増加していたため、ごみの減量とともに処理費用に対する住民負担の公平性の確保を図るため、平成 31 年（2019 年）4 月から家庭系可燃ごみ処理有料化を実施しています。今後もごみ処理有料化を定着させながら、ごみを減量するための取組を引き続き行う必要があります。

<施策の方向性>

家庭系可燃ごみ処理有料化を継続するとともに、可燃ごみ、不燃ごみとして排出するごみの量を減らすための取組を進めます。不要なものの再利用及び資源化を促進するとともに、ごみになりそうなものを買わない・持たない、使い捨てのものを使わない、ものを大切に使うというライフスタイルを促進します。

事業活動から排出する事業系一般廃棄物については、処理費用は既に事業者負担となっていますが、事業者への指導・啓発などにより、減量化に向けた取組を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
家庭系可燃ごみ処理有料化の継続	ごみ減量化に向けて、平成 31 年（2019 年）4 月より実施している家庭系可燃ごみ処理有料化について、その効果などを検証しながら、実施を継続します。	環境課
家庭系ごみ減量の普及・啓発	ごみ減量化、ごみを出さない生活習慣への改善について、地域活動と連携してわかりやすく情報提供し、住民に呼び掛けます。	環境課
事業所に対するごみ減量の普及・啓発	事業所に対して、事業活動から発生するごみの減量化について、啓発などを行います。	環境課 商工振興課
レジ袋削減、包装簡素化の促進、マイバックスの利用普及	令和 2 年（2020 年）7 月から始まったレジ袋有料化を機会に、マイバック持参、包装容器簡素化や食品トレイ削減について、住民や小売店などに協力を呼び掛けるとともに、取組成果を公表して住民と共有します。	環境課
バイオプラスチックの普及・活用促進	レジ袋、包装材、食品トレイなどにおいて、生物資源を原料とする地球にやさしいバイオプラスチックの活用を普及します。	環境課
食品ロス削減の促進	使いきれ的分だけ買う、作り過ぎない、残さず食べる、期限表示の正しい理解など、食品ロスを減らす行動やエコクッキングの方法を広報、ホームページなどで周知します。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・分別への積極的な取組 ・買い物時の過剰な包装の辞退 ・マイボトルの持参・活用 ・物を買過ぎない・大切にす る、食材を無駄なく使うなど の暮らし方の選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動から出るごみの減 量・分別の徹底 ・簡易包装、使い捨ての容器の 削減、食品廃棄の減量などに つながる商品やサービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・分別徹底の住民や 事業者への広報・周知 ・マイバックやマイボトルの普 及・推奨 ・食品ロス削減、包装容器簡素 化、ペーパーレスなどの取組 の促進



東部知多クリーンセンター（エコリ）



町内ごみステーション（資源ごみ回収の様子）

3-2 資源化・再使用を推進する

<これまでの取組と課題>

東浦町では、紙類、布類、金属類、びん類、陶磁器、プラスチック類、廃食用油、羽毛ふとん、廃乾電池、小型家電について資源ごみとして分別回収を行っています。資源ごみ回収量や割合はともに低下傾向にあり、今後も、資源化や不用品のリサイクル（再生利用）やリユース（再使用）を促進することが必要です。

<施策の方向性>

資源ごみ回収は東浦町がコミュニティと連携して実施しており、また、不用品の交換は住民によるバザーなどで行われていますが、分別の徹底の普及、資源ごみとしての適切な回収を引き続き行います。また、多様な方法による資源ごみの回収を促進するとともに、バザーなど住民同士での不用品交換の促進、図書館の除籍本の再利用促進を図ります。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
ごみ分別の周知の徹底	資源ごみの分別方法や出し方を子ども、転入者、外国人などにもわかりやすく情報提供し、分別の徹底を促進します。	環境課
協働による資源ごみ回収の促進	地域団体との協働による資源ごみ回収を促進するとともに、事業所、小売店などとの協働により回収場所の多様化に努めます。	環境課
本のリユース・リサイクルの推進	図書館で除籍した本を保育園や児童館などでの利用を推進するとともに、住民への譲渡機会も増加させ、本の再利用を促進します。	図書館

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみの分別、ごみステーションなどへの適切な排出 バザーなどへの参加、リサイクル品の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動から排出されたごみの分別徹底、資源化への協力 住民によるバザーやリサイクルへなどへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 住民協働による資源ごみの回収、資源化、再使用の推進 住民やコミュニティによる資源ごみ回収活動に対する支援



リサイクルフェア（東浦町中央図書館）



3-3 ごみを適切に処理する



<これまでの取組と課題>

家庭から排出される一般廃棄物は、可燃ごみ・不燃ごみは所定の場所にて収集し、町の委託業者が東部知多クリーンセンターに搬入して処理しています。資源ごみは所定の場所や公共施設などにて収集し、種類別に再生事業者に譲渡して資源化・再生利用しています。今後も引き続きこの仕組みを円滑に運用し、適切に処理を行う必要があります。

<施策の方向性>

ごみの収集場所であるステーション（以下、「ステーション」といいます。）などの管理、運搬、東部知多クリーンセンターによる焼却や粉砕、最終処分場での埋め立て、資源ごみの再生利用など、それぞれの過程を適切に行うことにより、ごみ処理を円滑に行います。事業活動による一般廃棄物は、各事業者が東部知多クリーンセンターへの運搬や資源化していますが、今後も事業者による適切な実施を指導・啓発します。

ごみについては、ステーションに出したり、処理業者に引き渡した段階で自分の手から離れますが、ごみの減量や環境保全のためには、ものの取得時から不用になってごみとして出して処理されるまでの全体について、「自分ごと」として関心を持つことが大切であることから、ごみ処理の過程について、住民の理解が深まるための取組を推進します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
一般廃棄物の適切な収集、運搬の実施	地域との協働によりステーションの管理を適切に行うとともに、ステーションから東部知多クリーンセンターなどへの運搬を適切かつ合理的に実施します。	環境課
ごみ処理過程の住民への情報提供	ごみに関する住民の関心を高めるため、ごみの排出・収集から運搬、焼却処分・粉砕処分、最終処分、資源化などの流れについて、それぞれの実施状況に関する情報提供を行います。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・地域によるステーションの適正管理・運営への協力 ・ステーションに出すところから最終処分や再生利用の一連のごみ処理過程への意識向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動により発生する廃棄物の排出者としての自覚を持った適切な処理 ・資源化や再利用に向けて積極的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働によるステーションの適切な管理 ・ごみの運搬、再生事業者による資源化などの状況の確認 ・一連のごみ処理過程の状況についての適切な情報公開、住民などへの周知や啓発

基本目標 4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり

【公害防止・環境美化】

-  事業活動からの大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などをなくします。
-  日常の生活から近隣に影響を及ぼす生活型公害を減らします。
-  ごみのポイ捨てや不法投棄をなくします。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終目標 (令和 12 年度)	担当課
河川 BOD の 環境基準達成率	82.1%	100%	100%	環境課
典型 7 大公害 (大気、水質、 土壌、騒音、振動、悪臭、 地盤沈下) の苦情件数	21 件	19 件	↘	環境課
アダプトプログラム 登録団体数	41 団体	42 団体	↗	協働推進課
公共下水道の水洗化率 (接続率)	83.6%	84%	85%	上下水道課
不法投棄の発見箇所数	76 箇所/年	50 箇所/年	38 箇所/年	環境課
ごみのポイ捨てや不法投棄が 少ないなど、まちのきれいさ に対する満足度※	32.7%	35%	40%	環境課

※満足度：住民アンケートにおいて「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合の合計



4-1 公害をなくす



<これまでの取組と課題>

企業活動からの公害を防止するため、町内企業 46 社と公害防止協定を締結し、企業から排出されるばい煙や排水、騒音、振動などの規制や、必要に応じた企業への立入調査、改善指導の実施をしています。また、河川の水質、道路沿道の騒音、大気汚染について、定点での継続的な環境調査を実施し、環境基準の適合を確認しています。企業との公害防止協定の締結、環境調査の実施を通じて、今後も公害の発生防止を図る必要があります。

<施策の方向性>

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などは、最近は大きな被害や悪化はなく、今後も関係機関や事業所と協力・連携しながら、公害の発生防止に努めます。

最近では、日常生活から発生する生活型公害の苦情も多くなっています。環境基準への抵触は少ないですが、モラルやマナーによる部分が大きいため、生活型公害の発生防止の啓発に取り組めます。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により生活排水を浄化するなど、河川の水質保全のための普及・啓発活動に努めます。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
各種環境測定の実施による環境状況の監視	河川の水質、道路騒音、大気汚染について、定点観測地点で継続的に環境調査を実施し、環境基準の適合などを監視します。	環境課
公害防止協定の締結促進、公害防止や環境測定に対する協力要請	事業所との公害防止協定の締結を促進し、必要に応じた事業所への立ち入り調査や公害防止や環境調査に対する協力を事業所に要請します。	環境課 商工振興課
特定施設・特定建設作業などの届出の徹底	法令により義務付けられている特定施設及び特定建設作業の届出を徹底させ、必要に応じて指導を行います。	環境課
悪臭を排出する事業所からの届出の徹底	法令に基づき、悪臭を排出する事業所などに対する届出を徹底させ、状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行います。	環境課
土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導の推進	県と協力して法令に基づく取組を事業者へ啓発するとともに、必要に応じて土壌調査を行い、定期的な既設井戸の地下水位の測定を行うことで、土壌汚染・地盤沈下の動向を把握します。	環境課
公共下水道への接続促進、合併処理浄化槽の設置・適正管理の促進	公共下水道整備を推進するとともに、整備済区域においては、公共下水道への接続を推進します。また、下水道整備計画区域外においては合併処理浄化槽の設置及び適正管理を促進します。	上下水道課 環境課

取組名	取組内容	主な担当課
生活排水の浄化の促進	家庭から汚濁した生活排水を流さないように、生活排水クリーン推進員との連携により啓発を行うとともに、熱湯や油などを下水道に流さないよう啓発を行います。	環境課 上下水道課
日常生活からの公害の発生防止	近隣に影響を及ぼす騒音・振動や悪臭などを家庭から発生させないように広報などにより啓発するとともに、野焼きなどについても周囲に及ぼす影響や違法性などの周知を図ります。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種公害に対する関心の継続 ・ 自らの生活からの大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害の発生防止 ・ 公共下水道の接続、生活排水の浄化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令や公害防止協定の遵守、環境調査などへの協力 ・ 近隣住民などへの説明や情報提供、相互理解やトラブル発生の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止協定の締結の事業所への要請 ・ 事業所への監視・指導、環境調査の的確な実施、住民への結果公表 ・ 事業所における公害防止の取組の住民への周知



東浦町役場内の愛知県大気汚染測定局



生活排水クリーン推進員の活動の様子



4-2 まちをきれいに保つ



<これまでの取組と課題>

「東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、ペットのフン放置の防止などを啓発・周知するとともに、アダプトプログラム（里親制度）を活用して住民主体のごみ拾いなどの美化活動に対する支援を行っています。不法投棄対策については、県や住民との協働によるパトロールを実施し、防止や早期発見に努めています。住民への啓発や住民活動の支援を中心に、今後もまちの美化に向けた取組の継続が必要です。

<施策の方向性>

道路や空き地などのごみのポイ捨てや不法投棄、雑草の繁茂、ペットのフンは、マナーやモラルの部分も大きいですが、地域にとっては身近な環境問題です。今後も条例に基づき、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、ペットのフン放置の防止など、地域の美化を促進するとともに、道路や公園などの公共空間の美化については、アダプトプログラムを活用して、幅広い住民の参加により推進します。

不法投棄対策は、県などの関係機関と協力し、監視体制の構築や事業者への啓発を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
ごみのポイ捨て防止の啓発	広報・ホームページや看板などによりポイ捨て防止を啓発するとともに、ポイ捨てしにくい空間づくりを地域協働により促進します。	環境課
地域主体の美化活動、ごみゼロ運動などの促進・支援	住民が主体となって実施するごみゼロ運動や草刈などの活動に対し、資材の提供やごみ搬出などの支援を実施するとともに、地域の美化活動に対する事業者などの参加を促進します。	環境課 商工振興課
アダプトプログラムによる美化活動の推進	道路・公園・河川などの公共施設において、住民や事業者がボランティアとして活動するアダプトプログラムを活用して、ごみ拾いや除草などを推進します。	協働推進課
不法投棄のパトロール強化	県や警察などと協力して不法投棄の違法性を啓発するとともに、住民や事業者との協力により、不法投棄を防止・早期発見するための環境監視パトロールを強化します。	環境課
産業廃棄物処理施設に対する監視の実施	県と合同で産業廃棄物処理施設への立入調査・指導により、違法行為の防止や早期発見、廃棄物処理の適正化などを監視します。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の美化活動などへの積極的な参加 ・アダプトプログラムによる公共空間の美化活動への参加 ・自らがごみのポイ捨てやペットのフンの放置をしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の美化活動やアダプトプログラムに事業者として参加 ・事業活動により発生する廃棄物の不法投棄の防止、環境監視パトロールなどへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園などの美化 ・ごみのポイ捨てやペットのフンの放置防止などの広報啓発 ・アダプトプログラムを通じた住民による美化活動への支援 ・事業者への指導・啓発を通じた産業廃棄物の不法処理・不法投棄の防止 ・県など関係機関との協力による環境監視パトロールの実施

アダプトプログラム（里親制度）

町では、道路や公園など公共施設の「里親」となり、清掃美化などのボランティア活動を通して、わが子のようにお世話して下さる住民や事業者の皆さんの支援をしています。

「里親」には、町内で活動する2名以上のグループ（子ども会、老人クラブ、趣味の仲間、ウォーキング仲間、家族など）や町内の事業所で、月に1回程度活動がしていただければ、どなたでも参加できます。

「里親」には、公共施設（道路や公園など）の散乱ごみや落ち葉などの収集、公共施設の木のせん定や除草などの活動をしていただき、それに対して東浦町は活動に必要な物品の支給（ゴミ袋、竹ぼうき、鎌など）、作業中にケガをしたときの保険、アダプトサイン（看板）の設置などにより支援を行っています。

令和元年度（2019年度）には、41のグループに活動していただいています。



基本目標 5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

【環境学習・環境活動・協働】

-  環境を住民にわかりやすく「見える化」します。
-  多様な場や機会において環境学習を展開します。
-  住民や事業者の環境配慮行動を促進します。

<SDGs 関連項目>



<成果指標>

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)	担当課
自然観察会などの環境関係講座（環境教育含む）への年間延べ参加人数	703 人/年	850 人/年	1,000 人/年	環境課
環境関係講座への年間延べ参加人数	99 人/年	200 人/年	↗	生涯学習課
環境課のホームページやSNSへの年間情報掲載数	83 件/年	100 件/年	120 件/年	環境課
事業所への環境に関する情報の発信件数	0 件	4 件	↗	商工振興課
こどもエコクラブの年間延べ参加児童数	1,204 人/年	1,200 人/年	1,200 人/年	児童課 環境課

こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加でき、2人以上のメンバーと1人以上のサポーターからなるクラブ環境活動です。

生きもの調査、町のエコチェック、リサイクル活動など、環境に関する身近な環境活動に自由に取り組んでいます。

東浦町ではとても多くの子どもが参加しており、積極的に環境活動が行われています。





5-1 環境の状況や目標を共有する



<これまでの取組と課題>

東浦町の環境の状況や本計画の進捗状況については、「東浦の環境」として毎年度整理し、ホームページなどを通じて公表しています。この他にも、広報紙やホームページにて環境に関する話題提供を随時行っています。これらの発信は今後も継続するとともに、住民により理解しやすい手段や方法を工夫し、環境について住民・事業者・行政と一緒に考える基盤づくりが必要です。

<施策の方向性>

住民や事業者の環境行動の活発化のためには、環境に関する最新状況の理解が必要です。エネルギー消費や温室効果ガスの排出状況、自然や生物多様性の状況、ごみの排出状況やリユース・リサイクルの現状、大気や水質などの測定値、住民の環境活動の取組状況、環境関連の講座やイベントの開催状況などが必要な情報です。環境に関する様々な情報やアイデアなどについて、住民・事業者・行政が共有することを指すため、行政の情報とともに、住民や事業者が有する情報も積極的に収集し、多様な手段でわかりやすく発信します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
「東浦町の環境」の公表	東浦町の環境の状況を客観的に伝えるために作成している「東浦町の環境」を、データ化して公表します。	環境課
広報ひがしうら、ホームページ、SNSの活用による環境情報の発信	環境施策の実施状況、東浦町の環境の現状データ、住民や事業者の活動紹介、環境配慮のヒントなど、環境に関する幅広い情報を広報やホームページ、SNSなどを通じて発信します。	広報情報課 環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・ホームページ・SNSなどからの東浦町の環境に関する情報の積極的な取得 ・ 様々な環境問題への関心向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東浦町の環境に関する情報の積極的な取得 ・ 事業者として持つ環境情報の提供・発信、情報の共有化への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東浦町の環境に関する現状、取組状況、イベントなどの様々な情報の収集・整理、効果的な発信・提供 ・ 環境情報を住民や事業者と共有する機会づくり



5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む



<これまでの取組と課題>

自然の保全、ごみ減量、まちの美化などの活動は、コミュニティやボランティア団体など住民主体により行われています。また、生涯学習、児童館、学校においても環境活動、環境学習が盛んに行われています。特に、緒川小学校と藤江小学校はユネスコスクールに参加し、ESD（持続可能な開発のための教育）やSDGsに積極的に取り組んでいます。これらの活動を東浦町の大切な資源として認識するとともに、積極的な連携が必要です。

<施策の方向性>

日常生活の中での環境保全の取組を促進するため、環境講座や自然観察会などの学習機会の充実を図るとともに、地域が自主的に行う環境学習や自然観察などを支援し、多様な住民の参加を促進します。また、子どもの環境学習は、周囲の大人への波及効果も期待されることから、専門人材などと連携して小中学校の環境学習を充実するとともに、学校と地域との連携・協働による環境活動を推進します。さらに、ボランティアや事業者による環境活動の活発化を図るとともに、住民や地域との連携、行政の取組との協働などを促進します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
NPO・ボランティア団体などによる環境活動の促進	アダプトプログラム団体への情報提供及び消耗品の支給、総合ボランティアセンター登録団体などへの情報提供により、環境活動を促進します。	協働推進課
東浦町版環境 7S 運動の推進	東浦町において、みんなが取り組むべき環境のアクション【7S:「整理」「清潔」「節約」「習慣」「創意工夫」「セーフティ(安全)」「スマイル(安心)】を共有するとともに、住民、事業所、行政が連携・協働して推進します。	環境課
多様なグループによる環境活動の促進	コミュニティなどによる地域の環境活動を、資材や情報提供などにより促進します。また職場、学校、友人、家族など、多様なグループによる環境活動を促進します。	環境課
環境学習や環境イベントの開催の支援	住民が環境について学んだり体験する場や機会を積極的に創出するとともに、団体が実施する学習会やイベントを支援します。	環境課
こどもエコクラブ活動の推進	生物調査、緑化、リサイクルなどに取り組む、児童館におけるこどもエコクラブへの登録や活動参加を促進します。	環境課
小中学校における環境教育の推進	専門人材などと連携しながら、小中学校の環境教育を充実します。また、児童生徒が地域の環境活動に参加する機会を増やします。	学校教育課
ユネスコスクールの活動支援	緒川小学校と藤江小学校で実施しているユネスコスクールの活動を支援するとともに、その活動内容を地域と共有し、協働を推進します。	学校教育課 環境課

取組名	取組内容	主な担当課
環境学習につながる生涯学習講座の開催	生涯学習における環境関係の講座を充実するとともに、広報の充実により参加者数の拡大を図ります。特に、省エネルギー、ごみ減量、生物多様性などの講座を充実させます。	生涯学習課
出前講座による環境学習機会の提供	東浦町役場の出前講座において、環境に関するテーマに町職員が提供する環境学習を推進します。	環境課
図書館における環境図書の充実	図書館に環境に関する図書を充実させるとともに、資料の特集展示などを行います。	図書館
環境活動の担い手の育成	環境活動を企画・運営する人材養成の講座を開催し環境リーダーを養成するとともに、実践活動を行う機会づくりを支援します。	環境課
環境に関するイベント情報の集約発信	地域や団体が実施する環境活動の状況やイベント開催などの情報を集約し、住民にわかりやすく一元的に発信します。	環境課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・個人、地域での東浦町版環境7S運動の取組・展開 ・環境に関する学習会やイベントへの積極的な参加 ・様々な仲間との身近な環境活動の実施 ・地域や学校、事業者が行う環境学習・環境活動への参加 ・環境に関心の高い人は、環境リーダーとなって環境活動をけん引 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における東浦町版環境7S運動の導入 ・地域の環境活動への積極的な参加 ・地域住民や子どもの環境学習の場や機会づくりへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・東浦町版環境7S運動の普及啓発、東浦町職員による率先行動 ・住民の環境学習、環境体験の場や機会の提供 ・コミュニティや住民団体と連携した環境講座などの開催 ・小中学校における環境教育 ・環境活動の人材育成 ・東浦町職員による環境リーダーとしての積極的な活動

東浦町版環境7S運動

企業の工場などでは、職場管理のスローガンとして「5S」がよく使われています。「5S」とは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「しつけ」の頭文字をとったものです。

この「5S」には、環境活動にも通じる要素があると考え、東浦町では独自に「東浦町版環境7S運動」として、7つのSを設定しました。「整理」「清潔」「節約」「習慣」「創意工夫」「セーフティ(安全)」「スマイル(安心)」です。

道路・公園など公共空間の美化活動や地域のごみステーションの管理などを「7S」の考えで行っていただくとともに、みなさんの日常の暮らしや活動において「7S」を心がけていただくことにより、東浦町全体の環境保全にも貢献すると考えています。

みなさんにとっての「7S」をぜひ考えてみてください。



5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す



<これまでの取組と課題>

これまでも環境を守るための活動について、住民、事業者、行政などが行ってきましたが、今後の脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会のためには、さらに私たちの暮らし方、働き方、事業の仕方など、日頃の活動や行動そのものを見直していくことが求められます。

<施策の方向性>

住民に対しては、環境にやさしい暮らし方やヒントを紹介しながらエコライフを普及するとともに、事業所に対しても環境にやさしい事業活動やアイデアの紹介、従業員の働き方改革とあわせた省エネルギーなどの広報・普及に取り組みます。

東浦町役場においては、環境に配慮した業務、エコライフなど、全庁を挙げて率先的に行うとともに、コンパクトシティの構築など、ニーズにあった環境に関する取組を積極的に行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
環境にやさしい暮らし方やエコライフの紹介	東浦町環境配慮指針（住民編）を普及するとともに、環境にやさしい暮らし方やエコライフについて、住民が実践している事例や先進的な取組アイデアなどを紹介します。	環境課
環境にやさしい事業活動や働き方改革の促進	東浦町環境配慮指針（事業者編）を普及するとともに、環境にやさしい事業活動や働き方について、町内の事業所が実践している事例や先進的な取組アイデアなどを紹介します。	環境課 商工振興課
コンパクトなまちづくりの推進	環境にやさしいまちづくりを地域の構造面から実現させるため、東浦町都市計画マスタープランに基づき、公共交通と連携し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。	都市計画課

<協働における役割>

住 民	事業者	行 政
<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮指針などを参考にしながら、環境にやさしい暮らし方やエコライフの実践 	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい事業活動 従業員の働き方改革とあわせた省エネルギーの実施 住民のエコライフに貢献するための商品やサービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した業務、職員のエコライフなどの全庁を挙げた率先的な実施 環境配慮指針の普及させる エコライフや環境に配慮した活動方法などの情報提供



東浦町の環境を考える会



小学生による河川の水質調査

第6章 関連計画



東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（１）位置づけ

地球温暖化問題においては、令和 2 年（2020 年）以降の温室効果ガス排出削減などのための新しい国際的な枠組みとして、平成 27 年（2015 年）11 月に「パリ協定」が合意されました。パリ協定は、全ての国が参加する公平な合意であり、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して 2℃未満とするとともに、1.5℃未満に抑える努力を追求することとしています。

パリ協定を踏まえて、国においては平成 28 年（2016 年）5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガスの排出抑制に関する目標や目標達成のための取組が示されました。また、県においては平成 30 年（2018 年）2 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を策定しました。さらに、国では令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向け動き始めています。これらの計画などを踏まえ、「東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。

なお、この計画は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として位置づけ、「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」と統合して策定しています。また、この基本計画に定める基本目標 1「エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり」を推進するための実行計画として位置づけます。

（２）計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地域から排出される温室効果ガスの排出削減を中長期的に推進することを目的とします。

（３）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定される温室効果ガスは以下の 7 種類ありますが、温室効果ガスの約 93%は二酸化炭素であるとともに、発生要因等も勘案して、本計画が対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

- ①二酸化炭素（CO₂）：化石燃料の燃焼、自動車用ガソリンの燃焼、プラスチックごみの焼却など
- ②メタン（CH₄）：家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
- ③一酸化二窒素（N₂O）：燃料の燃焼、工業プロセス（鉱物製品や化学製品などの製造）など
- ④ハイドロフルオロカーボン（HFCs）：スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒など
- ⑤パーフルオロカーボン（PFCs）：半導体の製造プロセスなど
- ⑥六フッ化硫黄（SF₆）：電気の絶縁体など
- ⑦三フッ化窒素（NF₃）：半導体の製造プロセスなど

（４）目標年度と対象地域

排出量削減の目標年度は、この計画とあわせて令和 12 年度（2030 年度）とします。

対象地域は東浦町全域とし、東浦町の活動に起因する温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量とします。例えば、電力は実際には発電した場所で二酸化炭素は発生しますが、東浦町で使用した電力からの二酸化炭素は東浦町が排出したものとします。

(5) 排出量を算定する分野

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、下の分野に区分して算定します。

産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費による排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にもあてはまらないエネルギー消費による排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費による排出 (自家用自動車からの排出は運輸部門で計上)
運輸部門	自動車（貨物・旅客）、鉄道におけるエネルギー消費による排出
一般廃棄物	一般廃棄物の焼却処分・埋め立て処分による排出

(6) 東浦町の二酸化炭素排出量の状況

東浦町の二酸化炭素の排出量は、平成 29 年度（2017 年度）は年間 312.7 千 t-CO₂ となっています。部門別では、産業部門が 37.4% を占めており、次いで運輸部門が 24.6%、家庭部門が 20.5%、業務その他部門が 16.0% となっています。愛知県市町村合計と比較すると産業部門の割合が小さく、運輸部門、家庭部門の割合が大きくなっています。（図 1）

最近の推移では、平成 23 年度（2011 年度）以降は減少傾向にあります。一般廃棄物を除くすべての部門で減少していますが、特に産業部門の減少が大きくなっています（図 2）。

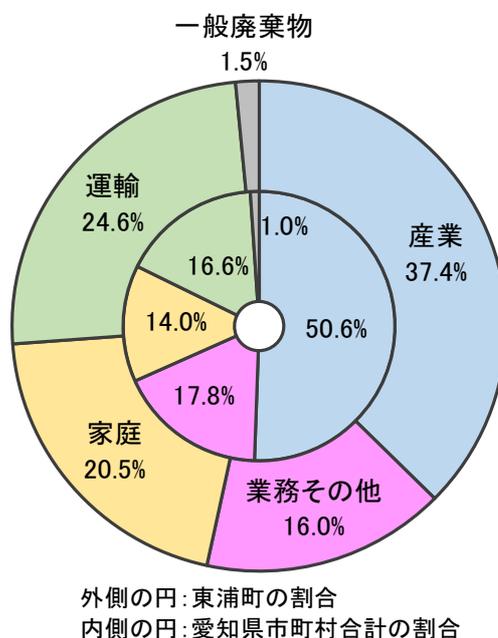


図 1 温室効果ガス排出量の分野別割合（平成 29 年度）（環境省推計資料より）

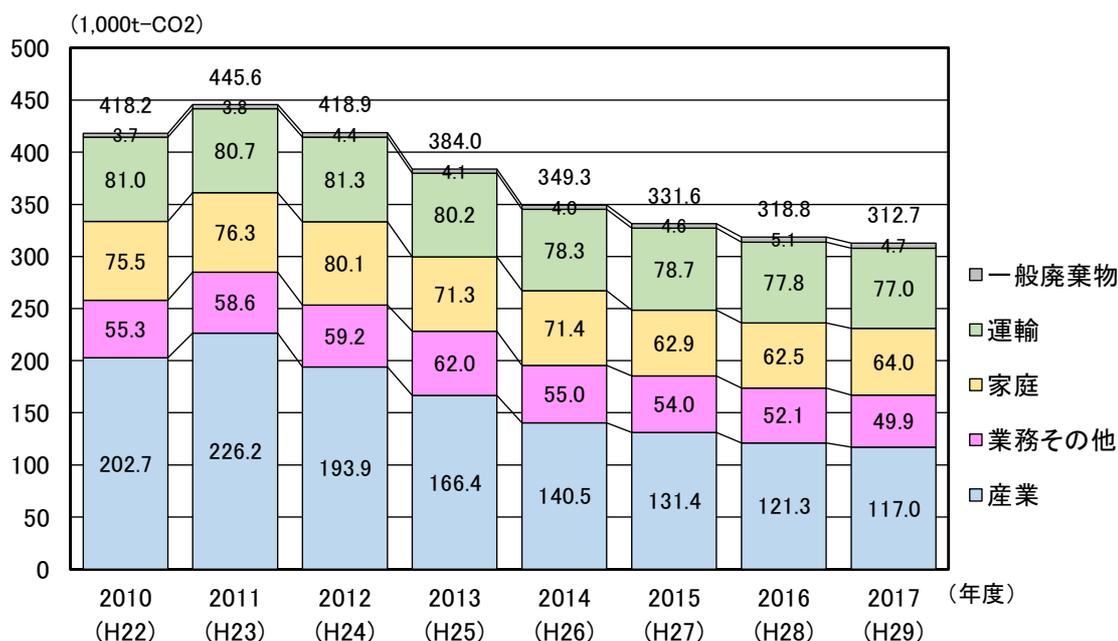


図 2 東浦町における二酸化炭素排出量の推移 (環境省推計資料より)

(7) 二酸化炭素排出量の削減目標

国及び県では、平成 25 年度 (2013 年度) を基準として、令和 12 年度 (2030 年度) に 26%削減を目標とし、国では令和 32 年 (2050 年) までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする検討を始めていることも踏まえつつ、東浦町においても、国や県の動向とあわせた目標を設定します。

また、部門別の削減目標についても国の計画に基づく削減量の目安を踏まえて設定しますが、特に家庭部門において大きな削減が必要になります。

<東浦町における二酸化炭素削減の目標>

	平成 25 年度 【実績値】	平成 29 年度 【実績値】	令和 12 年度 【目標値】	令和 32 年度 【長期目標】
総排出量	384 千 t-CO ₂	313 千 t-CO ₂	284 千 t-CO₂	実質ゼロ [*]
平成 25 年度比	-	△18.6%	△26.0%	
平成 29 年度比	-	-	△9.1%	

※実質ゼロ：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

<令和 12 年度 (2030 年度) 温室効果ガス削減の部門別目標> (単位：千 t-CO₂)

	平成 25 年度 【実績値】	平成 29 年度 【実績値】	令和 12 年度 【目標値】	削減率	
				平成 25 年度比	平成 29 年度比
総排出量	384	313	284	△26.0%	△9.1%
産業	166	117	117	△29.7%	0.0%
業務その他	62	50	44	△29.2%	△12.1%
家庭	71	64	51	△28.6%	△20.4%
運輸	80	77	68	△14.9%	△11.4%
一般廃棄物	4	5	4	0.0%	△14.2%

(8) 主な取組

① エネルギーを節約する

二酸化炭素の排出削減のためには、電気、ガス、ガソリンなど、私たちの生活や事業活動において使用するエネルギーを節約し、日頃から省エネルギーを実践します。

＜町の取組＞	<ul style="list-style-type: none">・家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発、節水の促進・環境にやさしい建築物・住宅の普及・次世代自動車やエコカーの普及促進・「う・ら・ら」など公共交通の利用促進・徒歩や自転車利用の促進・東浦町における省エネルギーの率先行動
--------	---

② 再生可能エネルギーを活用する

省エネルギーを行うとともに、使用するエネルギーについては、化石燃料由来のものから、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーへの転換を推進します。

＜町の取組＞	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーの活用促進・太陽光発電などの再生可能エネルギー創出の促進・農地を活用した太陽光発電の紹介・公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用の推進
--------	--

③ 気候の変動に適応する

地球温暖化により夏の猛暑、台風の勢力巨大化、局地的短時間集中豪雨などが頻発していることから、これらの気候変動に生活や事業活動が適応するための取組を行います。

＜町の取組＞	<ul style="list-style-type: none">・クールシェア、ウォームシェアの普及・熱中症予防対策の普及啓発・豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進
--------	---

④ 二酸化炭素の吸収源となる自然や緑を守る

植物は光合成により二酸化炭素を吸収し、一部を植物の中に固定化させることから、森林や樹木の保全、緑化などにより自然や緑を守ります。

＜町の取組＞	<ul style="list-style-type: none">・公園・緑地の整備及び適切な管理の推進・公共施設における緑化の推進・民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進・河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進・農業生産の場所としての農地の保全・活用・里山保全活動の促進・地域の大切な緑地としての東浦自然環境学習の森の管理・運営
--------	---

⑤ごみの排出量を減らす

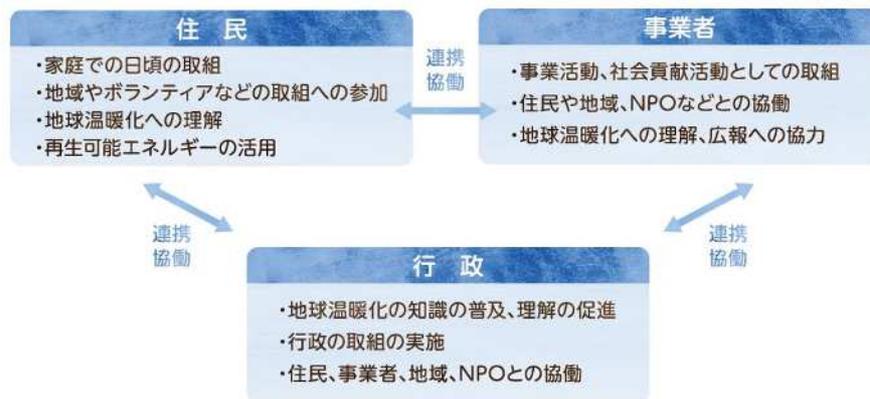
ごみの運搬、焼却、埋立てなどの処分においてもエネルギーの使用や二酸化炭素が排出されるため、ごみの減量、資源化などにより、ごみの排出量を削減します。

〈町の取組〉

- ・家庭系可燃ごみ処理有料化の継続
- ・家庭系ごみ減量の普及・啓発
- ・事業所に対するごみ減量の普及・啓発
- ・レジ袋削減、包装簡素化の促進、マイバックの利用普及
- ・バイオプラスチックの普及・活用促進
- ・食品ロス削減の促進
- ・ごみ分別の周知の徹底
- ・地域や事業所との協働による資源ごみ回収の促進

(9) 推進方法

住民、事業者、行政などの多様な主体が、以下の役割を踏まえて、連携・協働により取組を行います。また、東浦町全体で環境にやさしい暮らし方や活動を推進していきます。



地球温暖化対策のための『COOL CHOICE』（クールチョイス）

地球温暖化対策、脱炭素社会の実現に向けて、政府は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

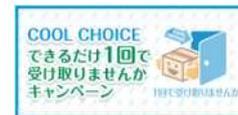
★5つ星家電買換えキャンペーン

統一省エネルギーラベルの星の数が多い家電への買換えや、LED照明への買換え・交換を呼び掛けるキャンペーン



★できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン

CO2排出量の増加を招く宅配便の再配達を防ぐため、できるだけ1度で荷物を受け取るよう呼び掛けるキャンペーン



★エコ住キャンペーン

住宅の省エネ推進のため、高断熱・省エネ住宅への買換えや省エネリフォームを呼び掛けるキャンペーン



★チョイス！エコカーキャンペーン

買っておトク！乗っておトク！使って「地球」にやさしいエコカーへの買換えを呼び掛けるキャンペーン



第7章 計画の推進体制



1 計画の推進方法

(1) 住民・事業者等との協働

東浦町の環境を守り、持続可能な社会の構築に貢献するためには、この計画を確実に推進し、その担い手である住民・事業者と行政がそれぞれの役割分担と責任のもと、環境保全と創造のために主体的・自発的に取り組むことが重要です。そのためには、住民・事業者・行政がこの計画の理念や目標を共有し、協働による取組を展開していく必要があります。

(2) 行政の取組（町内関係部局との連携）

行政の取組については、この計画に基づく実施計画を環境審議会に諮りながら、具体的な事業を展開するとともに、計画が目指す環境像である「未来への責任 環境を大切にすまちなみ」の実現に向け、二酸化炭素の削減や生物多様性の保全、ごみの分別やリサイクルなどに行政が率先的に取り組みます。

また、これらの取組については、環境分野だけではなく、都市計画、地域振興、産業、歴史・文化遺産など多くの部課に関係しているため、行政経営会議に諮り、各部局の計画と連携しながら推進します。

なお、進行管理については環境審議会に報告し、助言をいただきます。

◆環境審議会

東浦町の環境を守る基本条例（平成 9 年条例第 15 号）に基づき設置されており、町議会議員、各種団体の代表者、事業者の代表者、関係行政機関の代表者、有識者などにより構成されています。この計画の策定及び変更に関する事項を審議します。

◆行政経営会議

町長、副町長、教育長並びに東浦町部制条例（昭和 56 年条例第 2 号）第 1 条に規定する部の長及びこれらに相当する者で構成しています。各課の環境施策の推進状況を確認しながら、行政としての効果的な推進方法を協議します。



明德寺川の自然を守る会の全体活動



東浦町環境審議会

2 計画の進行管理

環境基本計画に掲げる施策を着実に、実効性のあるものとして推進するためには、施策の進捗状況を定期的に把握した上で評価し、改善点を次の施策展開へ反映させるために「PDCAサイクル」により進行管理を行います。行政施策だけではなく、住民・事業者との協働の取組についてもこの視点により評価し、次の施策展開を検討します。

① PLAN (計画)

具体的な実施事業を盛り込んだ、環境基本計画の実施計画を策定します。住民や事業者との協働を意識しながら、より効果的な実施方策を検討します。

② DO (実施)

各部局において実施計画に基づき施策・事業を着実に実施します。住民や事業者においても、この計画の理念や目標に従い、環境を守る取組を行います。

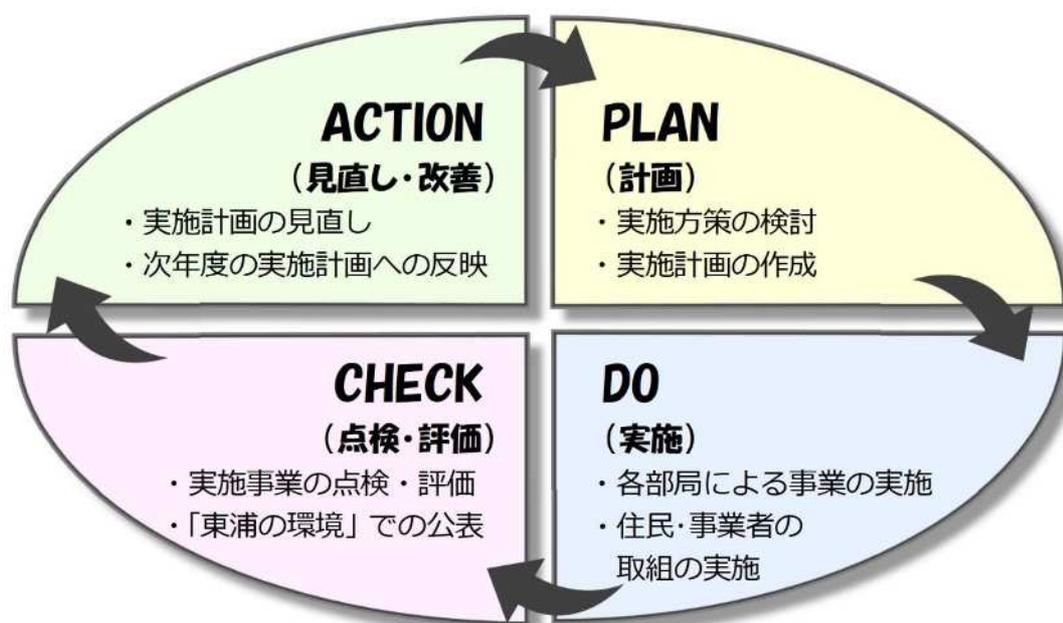
③ CHECK (点検・評価)

各事業の実施状況を整理し、環境審議会や行政経営会議などにおいて点検・評価を行うとともに、住民・事業者の視点による点検・評価も行います。その結果、円滑に実施できていない施策、適切な効果が得られない施策については、その原因を検討します。施策の内容や実施方法の精査を行います。

④ ACTION (見直し・改善)

点検・評価の結果を受けて、見直し・改善を行った上で、次の施策展開につなげます。

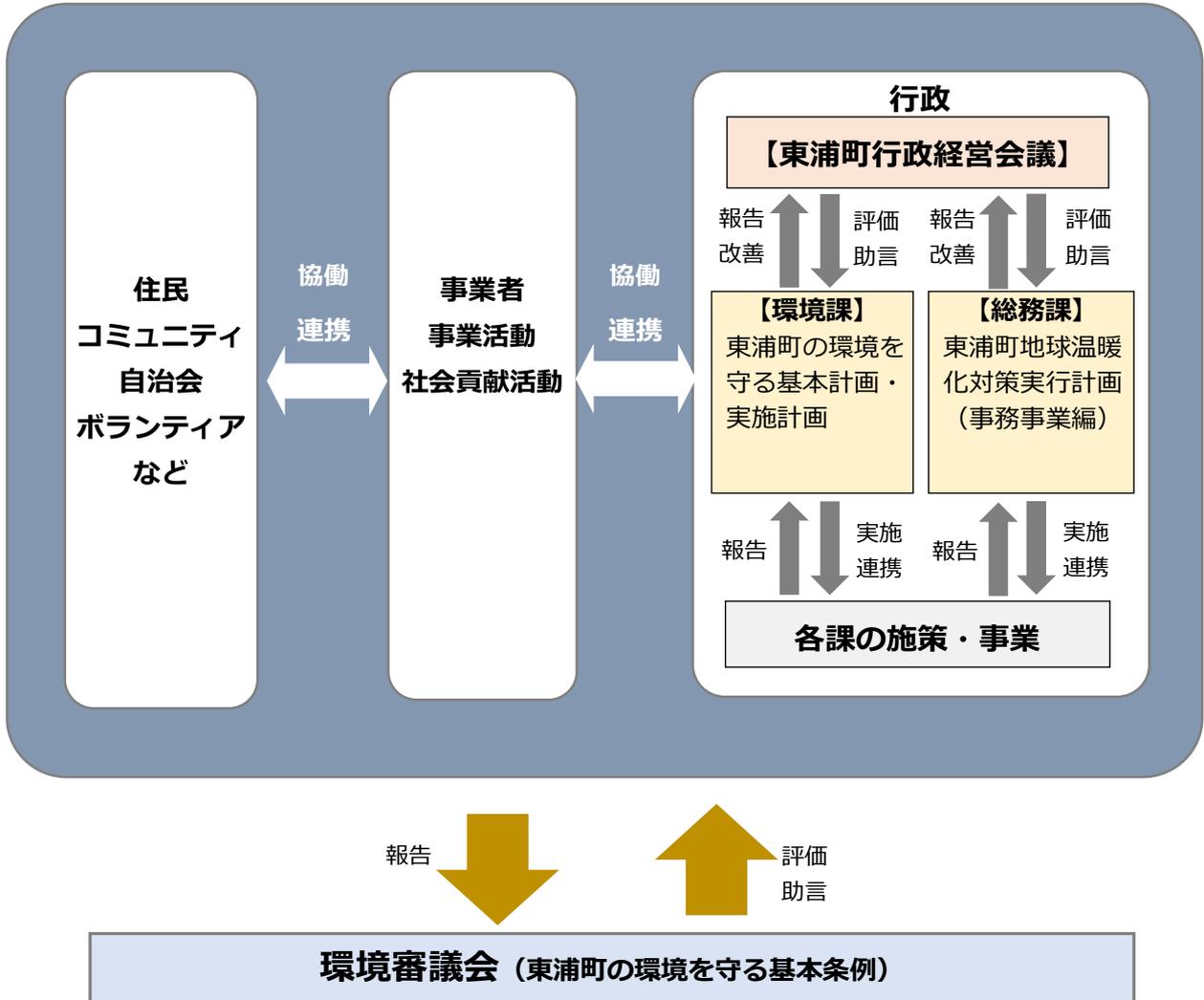
<PDCAサイクルによる進行管理>



<推進・進行管理の体制>

第3次東浦町の環境を守る基本計画

計画を踏まえて各主体が取組を実施



資料編

- 1 成果指標一覧
- 2 東浦町環境審議会
- 3 東浦町の環境を考える会
- 4 住民・事業所意識調査結果【抜粋】
- 5 東浦町の環境を守る基本計画（平成 23 年度～令和 2 年度）の実施状況
- 6 関連条例
 - （1）東浦町の環境を守る基本条例
 - （2）東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - （3）東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例
 - （4）東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例
- 7 用語解説

1 成果指標一覧

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)	担当課
基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり				
二酸化炭素の 年間排出量	313千t-CO ₂ (平成29年度*)	298千t-CO ₂	284千t-CO ₂	環境課
東浦町役場の 年間電力消費量	287,968kWh/年	285,000kWh/年	282,000kWh/年	総務課
公共交通 「う・ら・ら」の 年間利用者数	240,255人/年	331,000人/年	↗	防災交通課
基本目標2 自然と生き物を大切にすまちづくり				
住民1人あたりの 公園面積	7.7㎡/人	8.0㎡/人	↗	都市整備課
自然観察会において 確認した指標種の 種数	18種	25種	36種	環境課
里山保全活動（東浦 自然環境学習の森） に参加する 年間延べ人数	2,592人/年	2,900人/年	3,200人/年	環境課
遊休農地の面積	22ha	21ha	20ha	農業振興課
まちなみの美しさ、 快適な住環境に 対する満足度*	31.6%	35%	↗	環境課 都市計画課
河川・ため池の保全、 親水空間の多さに 対する満足度*	26.3%	30%	↗	土木課 農業振興課
学校給食の食材に おける地産地消費率	46.9%	50%	↗	学校給食 センター
基本目標3 ものを大切にしておみを出さないまちづくり				
住民1人1日 あたりの 家庭系ごみ排出量	473g	429g	↘	環境課
家庭系ごみにおける リサイクル率	21.2%	25.0%	30.0%	環境課
本の年間リユース・ リサイクル冊数	本 7,206冊/年 雑誌 1,615冊/年	本 7,200冊/年 雑誌 1,620冊/年	本 7,200冊/年 雑誌 1,620冊/年	図書館

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	最終目標 (令和12年度)	担当課
基本目標4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり				
河川 BOD の 環境基準達成率	82.1%	100%	100%	環境課
典型7大公害（大気、水質、 土壌、騒音、振動、悪臭、 地盤沈下）の苦情件数	21 件	19 件	↘	環境課
アダプトプログラム 登録団体数	41 団体	42 団体	↗	協働推進課
公共下水道の水洗化率 (接続率)	83.6%	84%	85%	上下水道課
不法投棄の発見箇所数	76 箇所/年	50 箇所/年	38 箇所/年	環境課
ごみのポイ捨てや不法投棄が 少ないなど、まちのきれいさ に対する満足度*	32.7%	35%	40%	環境課
基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり				
自然観察会などの環境関係 講座（環境教育含む）への 年間延べ参加人数	703 人/年	850 人/年	1,000 人/年	環境課
環境関係講座への 年間延べ参加人数	99 人/年	200 人/年	↗	生涯学習課
環境課のホームページや SNS への年間情報掲載数	83 件/年	100 件/年	120 件/年	環境課
事業所への環境に関する 情報の発信件数	0 件	4 件	↗	商工振興課
こどもエコクラブの 年間延べ参加児童数	1,204 人/年	1,200 人/年	1,200 人/年	児童課 環境課

※「二酸化炭素の年間排出量」の最新実績値は平成29年度

※満足度：住民アンケートにおいて「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

2 東浦町環境審議会

<環境審議会委員名簿>

氏名	所属	区分※	備考
三浦 雄二	東浦町議会経済建設委員会委員長	1号委員	副会長
水野 博隆	森岡地区コミュニティ推進協議会会長	2号委員	会長
戸田 重雄	東浦町農業委員会会長 (R2.7.21~)	2号委員	
竹田 正巳	東浦町農業委員会会長 (R元.7.1~R2.7.20)	2号委員	
山茂 かほり	東浦町立石浜西保育園保護者の会会長 (R2.7.1~)	2号委員	
中島 美枝	東浦町立生路保育園母の会会長 (R元.7.1~R2.3.31)	2号委員	
関 浩二	東浦町商工会会長 (R2.7.1~)	2号委員	
成田 盛雄	東浦町商工会会長 (R元.7.1~R2.3.31)	2号委員	
小林 幸子	卯の花くらしの会運営委員長	2号委員	
深谷 修司	株式会社豊田自動織機刈谷工場 (R3.1.2~)	3号委員	
山下 琢司	株式会社豊田自動織機刈谷工場 (R元.7.1~R3.1.1)	3号委員	
鈴木 春美	あいち知多農業協同組合女性部東浦地域部長 (R2.7.1~)	3号委員	
竹内 園子	あいち知多農業協同組合女性部東浦地域部長 (R元.7.1~R2.3.31)	3号委員	
園谷 益男	イオンモール株式会社イオンモール東浦	3号委員	
児玉 吉史	カリモク家具株式会社	3号委員	
野田 雅代	東浦町教育委員会教育長職務代理者 (R2.10.1~)	4号委員	
水野 善久	東浦町教育委員会教育長職務代理者 (R元.10.1~R2.9.30)	4号委員	
小林 久枝	東浦町教育委員会教育長職務代理者 (R元.7.1~9.30)	4号委員	
藤井 敏夫	元愛知県環境部長	5号委員	
木村 滋	公募委員	6号委員	
祖山 薫	公募委員	6号委員	

※区分は東浦町の環境を守る基本条例（平成9年3月21日条例第15号）第10条第2項に基づく区分

<環境審議会の経過>

	開催日	検討内容
令和元年度 第1回	7月30日(火)	・第3次東浦町の環境を守る基本計画の諮問
令和2年度 第1回	7月10日(金)	・第3次東浦町の環境を守る基本計画の策定経過及び計画の骨子案について
第2回	10月16日(金)	・第3次東浦町の環境を守る基本計画の案について
第3回	2月8日(月)	・パブリックコメントの結果について ・第3次東浦町の環境を守る基本計画の答申

<諮問書>

31 東環第 1239 号
令和元年 7 月 1 日

東浦町環境審議会 様

東浦町長 神 谷 明 彦



第 3 次東浦町の環境を守る基本計画の改定について（諮問）
このことについて、東浦町の環境を守る基本条例（平成 9 年東浦町条例第 15 号）
第 7 条第 3 項の規定により「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」の改定について、
貴審議会の意見を求めます。

<答申書>

令和 3 年 2 月 8 日

東浦町長 神 谷 明 彦 様

東浦町環境審議会
会 長

水野 博隆

第 3 次東浦町の環境を守る基本計画について（答申）
令和元年 7 月 1 日付け 31 東環第 1239 号にて諮問のあった「第 3 次東浦町
の環境を守る基本計画」の内容について、本審議会において慎重かつ十分な
審議を重ねた結果、本案は妥当であると認め、答申いたします。

3 東浦町の環境を考える会

<東浦町の環境を考える会参加者>

氏名	所属	グループ
竹内 秀代	愛知県地域環境保全委員	自然共生社会
大原 克行	愛知県地域環境保全委員	自然共生社会
田中 央	知多自然観察会	自然共生社会
水野 太起子	ごみの分別と減量を進める会 地区代表	循環型社会
野村 安雄	ごみの分別と減量を進める会 地区代表	低炭素社会
小山 睦美	ごみの分別と減量を進める会 地区代表	循環型社会
坂本 信博	ごみの分別と減量を進める会 地区代表	低炭素社会
新美 和子	ごみの分別と減量を進める会 地区代表	循環型社会
三木 孝史	名古屋トヨペット株式会社 刈谷東浦店	低炭素社会
日高 寛子	ひだかこどもクリニック	低炭素社会
藤崎 功太郎	オオブユニティ株式会社 企画室	低炭素社会
浅田 陽宣	住化積水フィルム株式会社 環境安全課	循環型社会
牧 恭弘	株式会社豊田自動織機 安全総務部環境室	自然共生社会
鈴木 紀男	イズミ工業株式会社 管理部総務グループ	循環型社会
太田原 努	愛知製鋼株式会社 安全衛生環境部環境管理室	低炭素社会
今江 勇	公募委員	循環型社会
小田 明美	公募委員	自然共生社会
吉田 臣了	公募委員	自然共生社会

<ファシリテーター>

高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
-------	-------------------

<検討の経過>

	開催日	検討内容
令和元年度 第1回	12月14日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の主要テーマに関する講義 ・自己紹介 ・グループワーク ・環境に関してやってみたいこと
第2回	1月12日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク ・住民、事業者、行政の役割を考える
第3回	1月25日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク ・課題のタイトルと1行見出しを考える

<東浦町の環境を考える会設置要綱>

(設置)	
第1条	東浦町の環境を守る基本条例（平成9年東浦町条例第15号）第7条第1項に規定する環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するため、東浦町の環境を考える会（以下「考える会」という。）を設置する。
(所掌事務)	
第2条	考える会は、新たな環境基本計画の策定に関する事項について、環境の保全及び快適な環境の創造を図る観点から意見を述べるものとする。
(組織)	
第3条	考える会は、委員20人以内で組織する。
2	委員は、次に掲げる者のうちから、考える会を所管する課の長（以下「所管課長」という。）が依頼する。
(1)	環境活動団体に所属する者
(2)	事業所を代表する者
(3)	公募により選考された者
(4)	前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
(委員の任期)	
第4条	委員の任期は、新たな環境基本計画が策定される日までとする。
(会議)	
第5条	考える会の会議（以下「会議」という。）は、所管課長が必要に応じ招集する。
2	考える会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(委任)	
第6条	この要綱に定めるもののほか、考える会の運営について必要な事項は、町長が定める。
附則	
1	この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
2	この要綱は、新たな環境基本計画が策定された日限りその効力を失う。

<東浦町の環境を考える会からの提案>

自然共生社会グループ

課題タイトル	里山を残していく
1行見出し	放っておけば、里山は荒れたり開発されたりしてしまう現状がある
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、地主、企業、行政が連携、協力して保全する方法を考えていく ・環境学習の森を手本に他の地域でも住民が参加しやすい里山（田、畑）づくりを目指していく ・行政がリーダーシップを取っていく <p>【具体的に】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアで公園等の清掃をするときはゴミ袋が無償配布されることを広く知らせると、住民の意識につながる ・農免道路にアニマルパスをつくる ・落ち葉、竹、枝集積場をつくる（たい肥をつくる⇒配布する） ・竹、枝等運送トラック貸し出し無料

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費を具体的に示すことで目的実現のための費用の分担を考えていく ・各字（あざ）に東浦自然環境学習の森の状態の公園をつくり、子どもが遊びに行ける環境をつくる
--	---

課題タイトル	東浦の生物多様性を知らせる
1行見出し	地域住民の東浦の動植物への興味・関心が薄い現状がある
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然を理解する活動をする中で、自然共生に対する意識を高める ・行政がリーダーシップを取って、広報や資材面でのバックアップをしていく ・観察会を行っていく <p>【具体的に】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報（ホームページ）で動植物の紹介を行っていく ・ミシシippアカミミガメ等、特定外来生物の駆除を行っていく ・観察会、学習の森での活動参加のよびかけを、引き続き行っていく ・地域団体やコミュニティ（シニア）への協力を求める

課題タイトル	道路、河川の管理
1行見出し	河川、池、護岸が荒れている現状がある
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川等をきれいにするために住民、企業、行政が連携、協力して保全する方法を考えていく ・行政がリーダーシップを取って広報や資材面でのバックアップをしていく ・地域団体やコミュニティに協力を求め、定期的に活動を行っていく <p>【具体的に】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体やコミュニティ（シニア）への協力を求める ・ごみ等運搬用のトラック貸し出し無料 ・駐車場、アクセスの充実 ・必要経費を具体的に示すことで目的実現のための費用の分担を考えていく

全体	住民がホームページから情報を得やすくするには、複数の（複数の課からの）たどり着き方があるようにしてほしい
----	--

循環型社会グループ

課題タイトル	ゴミ減量
1行見出し	東浦町全体のごみの総量を減らす
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、行政、住民が一体となつてごみの総量を減らす ・白色トレイの回収

課題タイトル	ごみ分別
1行見出し	再資源化できるものの理解が不足している
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期から教育現場での分別教育（ゲーム感覚で） ・外国人への分別教育（多言語で） ・収集場での指導

課題タイトル	再利用
1行見出し	再利用できるものを有効利用できる仕組みを共有できていない
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・住民相互の不用品一時預かりサービス

	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ運搬車のシェア（使える家具等を運ぶ） ・空き家の活用 ・フリーマーケットの開催
--	--

課題タイトル	環境美化（気持ち良く住みたい）
1行見出し	心地よい、きれいなまちに住みたい
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち葉のたい肥場をつくる ・ごみゼロ運動の頻度を増やす ・イベントの計画に、ごみ拾いを組み込む

低炭素社会グループ

課題タイトル	みんなですすめるCO ₂ 削減
1行見出し	低炭素社会を町民全員で学び、自分ごととして取り組む
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・啓蒙：全世代へ取組、情報を共有するために、SNSを活用し発信 町⇒住民、企業 ・低炭素への理解を深めるために 行政：町としてのCO₂排出量を把握し、削減目標をつくる 企業：どんなことでどのくらい削減できるか分かるようにする 削減しやすいようポイント制度等つくる 個人：削減するよう行動する。ポイントためて得するように ・年代別のライフスタイルに合った行動をする。親⇒子へつなげる ・広報、回覧板で繰り返しPRする ・ごみの分別が悪い地区へ重点指導

課題タイトル	東浦CO ₂ 〇〇%削減プロジェクト
1行見出し	今できることをまずやってみよう！の気持ちで全員参加で目標達成！
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会と連動させる。盛り上げ ・リサイクル回収回数を増やす ・廃プラを売れる先へ売る。鉄鋼会社 ・町内の収集、保管見直し。ケミカルリサイクル←CO₂削減効果大 ・東浦町エコスタンプ制度：該当する行動を実施したらポイント付与 ・ポイントに応じて商品値引き ・目標を決める。達成感を持つ

課題タイトル	低炭素社会インフラ購入サポートキャンペーン
1行見出し	環境への投資は我々みんなの豊かな暮らしを約束する
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラー設置支援の拡充（住民・企業） ・役場、公共施設へのソーラー+蓄電システム導入、災害時停電に備える ・給電能力のある公用車へ切り替え ・エコカー減税を継続する

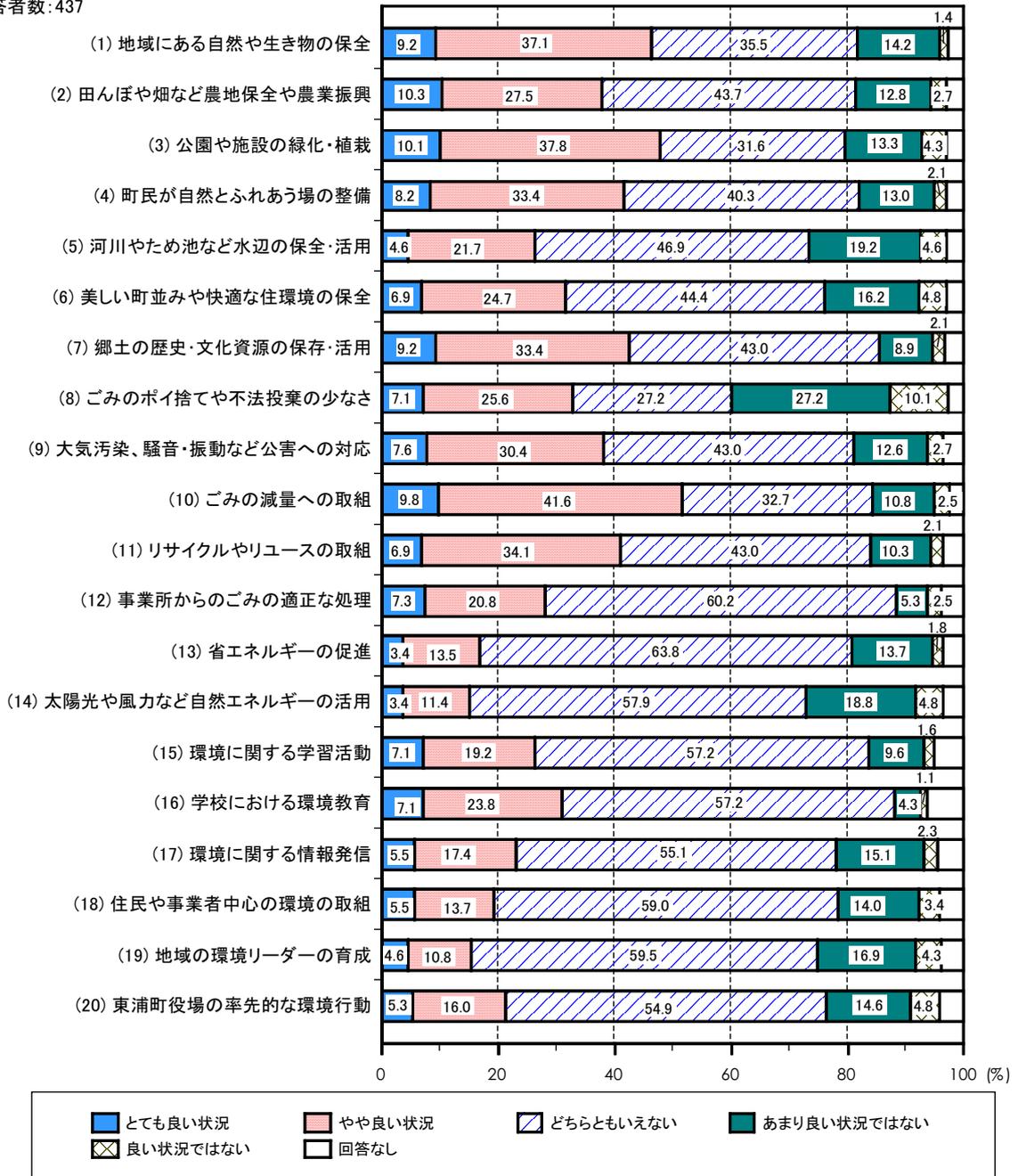
4 住民・事業所意識調査結果【抜粋】

(1) 住民の意識・意向

＜環境に対する取組など状況に対する評価＞

- ・東浦町にけるこれまでの取組などに対する評価について、(10)ごみ減量への取組、(3)公園や施設の緑化・植栽、(1)地域にある自然や生き物の保全などが「とても良い状況」、「やや良い状況」とされています。

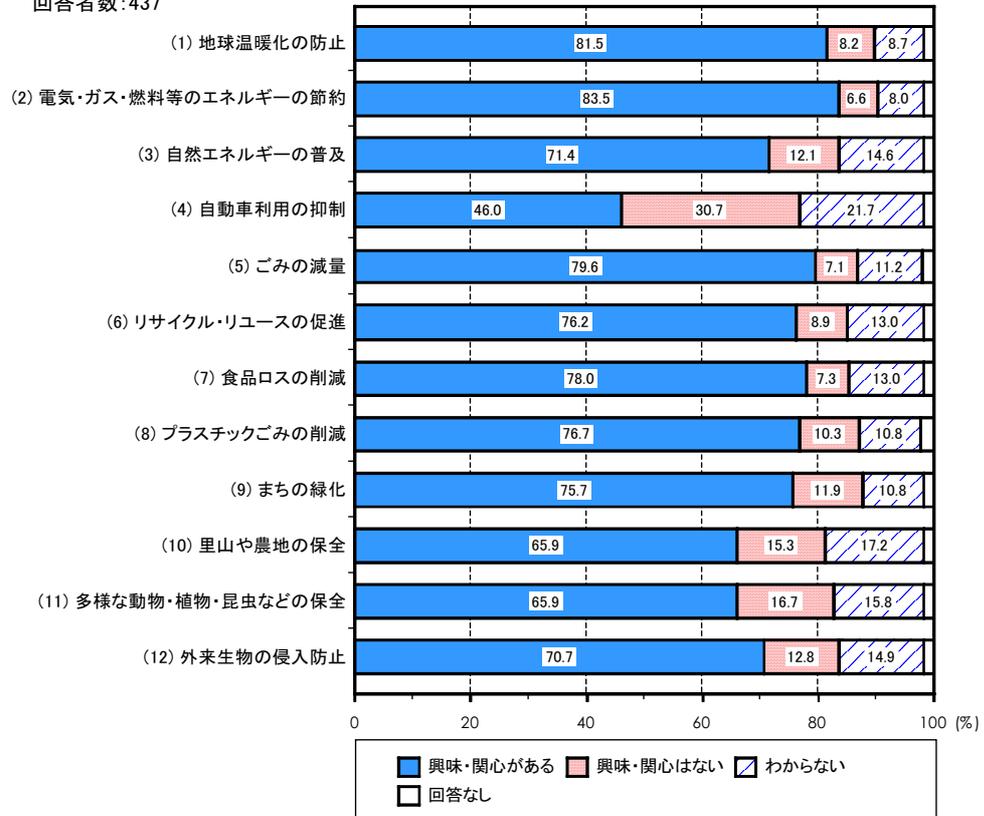
回答者数:437



<環境に対する興味・関心・認知>

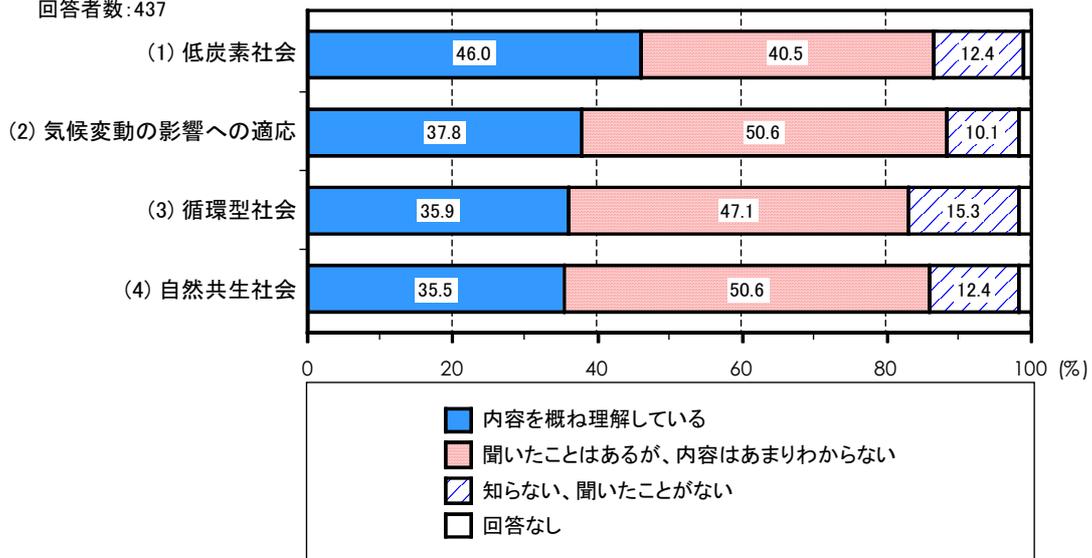
・環境に対する興味や関心としては、電気・ガス・燃料等のエネルギーの節約や地球温暖化の防止、ごみの減量などの項目が高くなっています。

回答者数:437



・環境問題について、どれくらい知っているかをたずねたところ、低炭素社会（46.0%）をはじめ、1/3以上が「内容を概ね知っている」と回答しました。

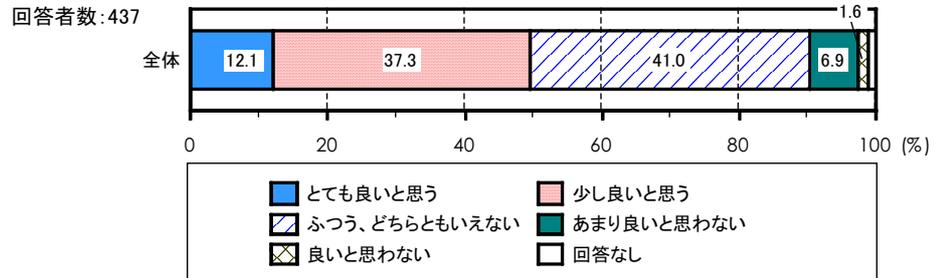
回答者数:437



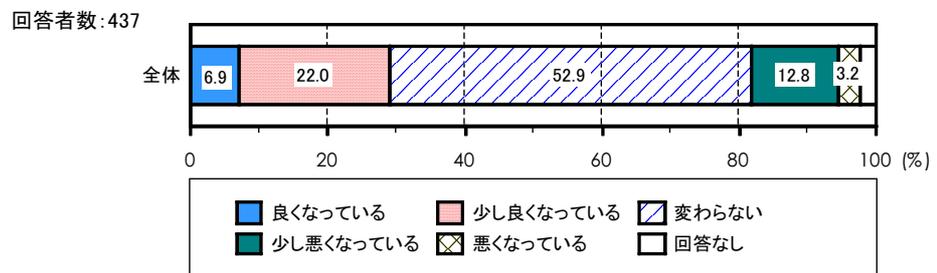
<東浦町の環境に対する認知・考え>

- 東浦町における現在の環境の評価は概ね半数が肯定的ですが、最近の環境の変化については肯定的な評価は3割未満にとどまっています。

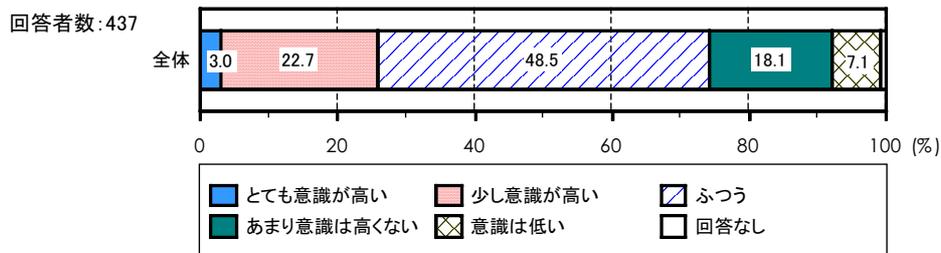
現在の環境の評価



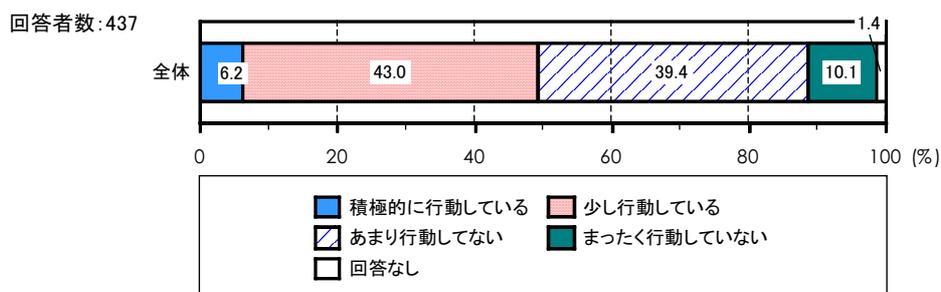
最近の環境の変化



- 環境に対する意識をたずねたところ、「とても意識が高い」「少し意識が高い」を合計すると約1/4、「ふつう」が約半数を占めています。引き続き、環境に関して積極的な意識啓発を図り、活動の裾野を広げることが求められます。

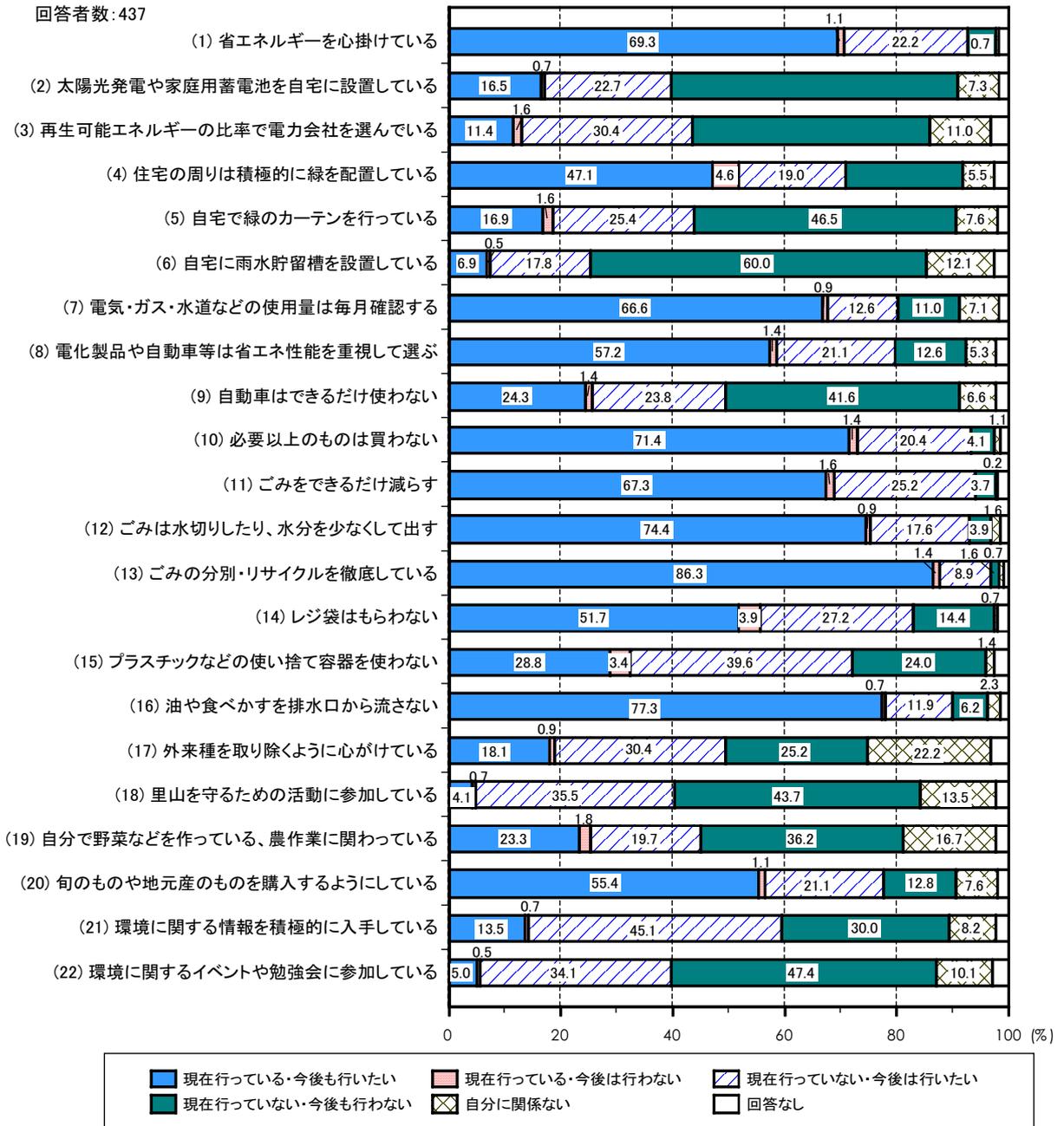


- 環境を守ったり良くするために、約半数が何らかの行動しているのに対し、残りの半数は行動には至っていないことから、具体的な行動に移すきっかけの提供が課題といえます。



<環境に貢献する行動・考え>

- ・環境に貢献する取組について、多くの住民がごみの分別・リサイクルの徹底や油等を排水口から流さない、ごみの水分を少なくするなどに取り組んでいる一方、里山を守る活動や環境に関するイベント・勉強会への参加は極端に少なくなっています。
- ・今後、すでに多くに住民が実行している取組をさらに浸透させるとともに、環境に対する新たな取組についての周知を進め、実行につなげることが望まれます。

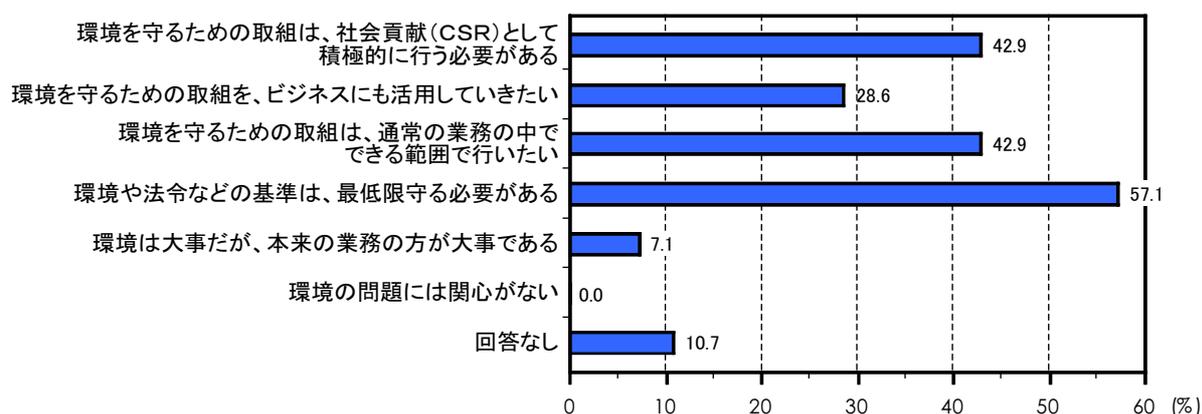


(2) 事業所の意識・意向

<環境問題に対する意識>

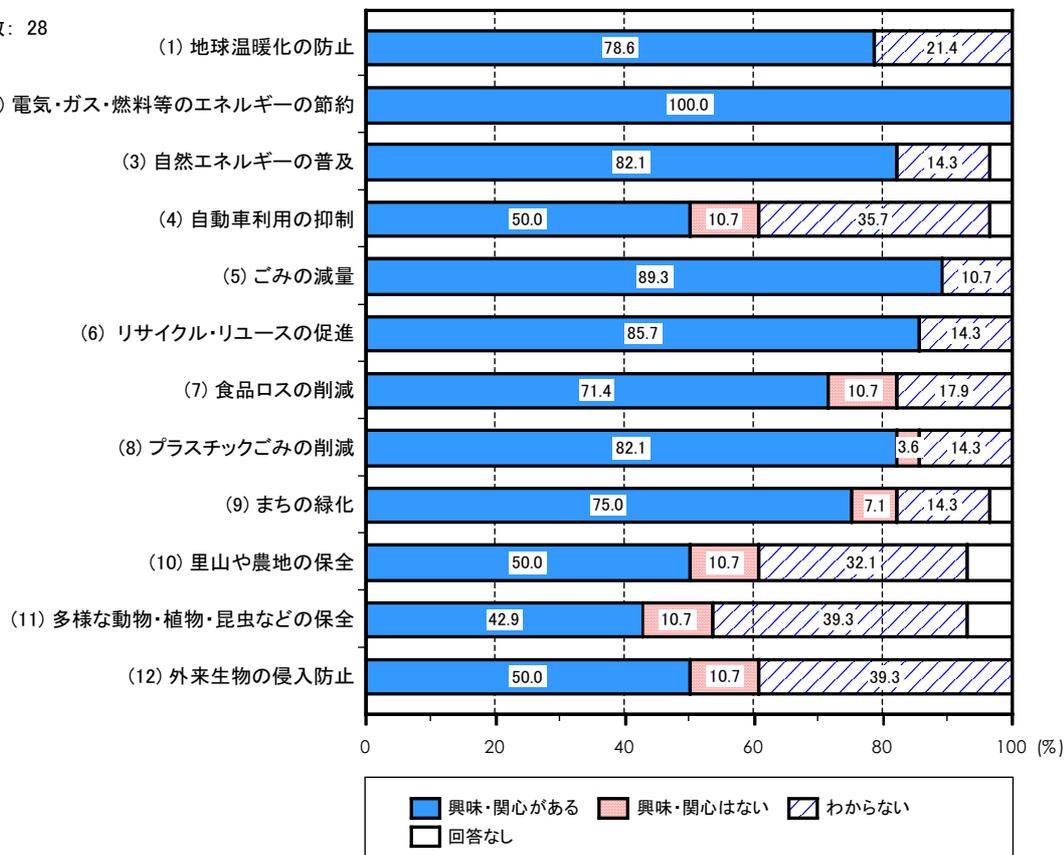
- ・事業所の環境問題に対する考えは、約6割が基準を最低限守る必要がある、約4割は通常の業務の中でできる範囲で取組たいとしている一方、社会貢献として積極的に行う意向を示している事業所も4割程度みられました。

回答者数：28



- ・環境に関することへの興味や関心について、事業所ではエネルギーの節約やごみの減量など、経費につながるなどの影響がある項目は高くなっています。

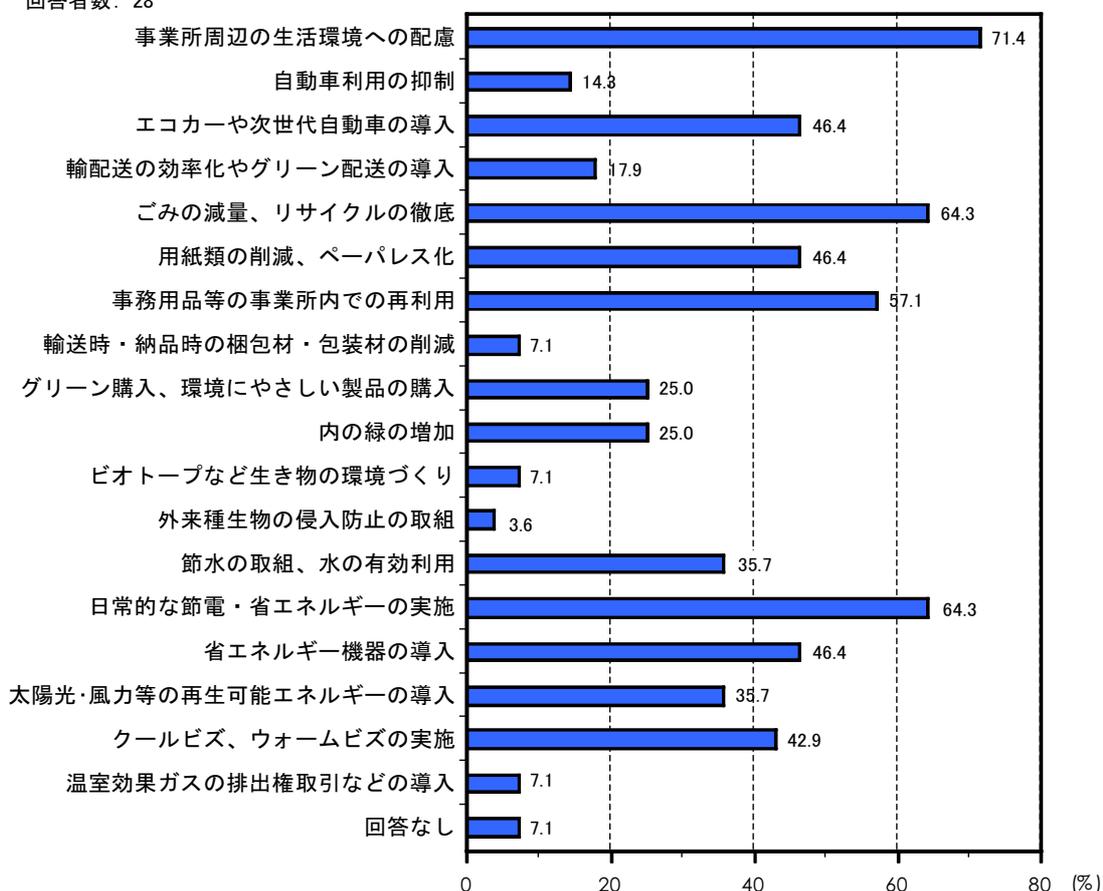
回答者数：28



<環境に配慮した行動>

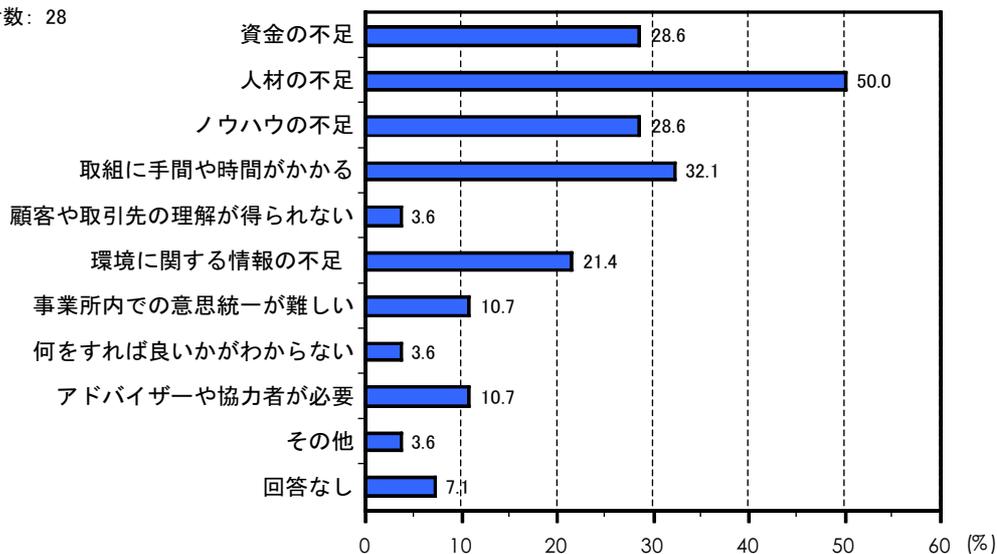
- ・日常業務の中で取り組んでいる環境への配慮としては、事業所周辺の生活環境の配慮、ごみの減量・リサイクルの徹底、日常的な節電・省エネルギーの実施などが多くなっています。

回答者数：28



- ・事業所が環境配慮を行う際に課題となるのが、人材の不足や取組に手間や時間がかかることであり、資金やノウハウも含めたサポートが求められています。

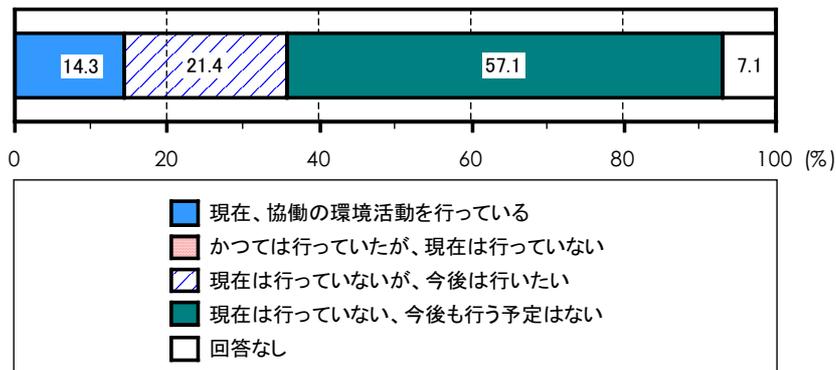
回答者数：28



<地域等との協働>

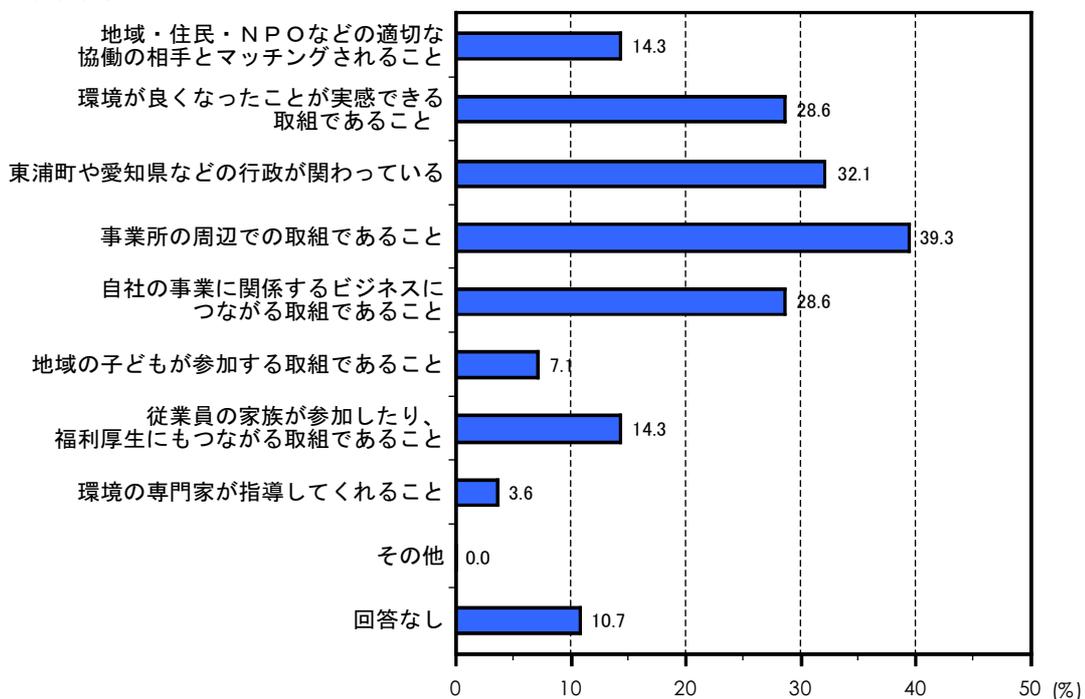
- ・現在、地域や住民、NPO等との協働による環境活動を行っている事業所は1割強にとどまっています。
- ・また、「現在は行っていないが、今後は行いたい」と考えている2割程度の事業所では、地域の美化や地球温暖化の防止、ごみの減量・リサイクル、自然環境の保全・緑化などに関心を持っています。

回答者数：28



- ・協働を進めるにあたっては、事業所の周辺での取組であることや行政が関わっていること、成果が見えやすいこと、ビジネスにつながるなどが求められています。

回答者数：28



<SDGs に関する意識>

- ・事業所のSDGsに対する興味・関心は4割程度あり、過半数が取組の意向を示していることから、事業所に応じて、具体的なアクションにつながる支援を行うことが課題といえます。

5 東浦町の環境を守る基本計画（平成23年度～令和2年度）の実施状況

【目標1】自然とつるおいを大切にする共生のまちづくり（抜粋）

基本方針	基本施策	事業・取組 実施してきた内容
【1-1】 多様な自然 を守り育て る	【1-1-1】 今ある自然を大 切にする	里山の保全 ・里山保全活動の推進 ・里山活動のための散策路や駐車場の維持管理
		【1-1-2】 農地を保全する
	【1-1-3】 緑化を推進する	地産地消の促進 ・本町の農作物を健康展やホームページでPR ・保育園給食における本町や県内産の食材の使用拡大 ・給食の食材入札時の条件に地元優先の条件を付加 就農者の確保及び農業従事者の育成 ・各種補助金、制度資金の紹介や補助金を交付
		公園・緑地の整備・維持管理 ・公園、緑地の維持管理 ・三丁公園の整備 ・開発事業における公園・緑地の整備の指導
		【1-2-1】 土や緑とふれあ う場を創造する
	【1-2】 自然とふれあ う空間をつ くる	里山保全活動の促進 ・高根の森や飛山池周辺緑地の草刈や森林病虫害対策、散策路の維持管理 自然環境学習の森の保全、活用 ・保全・育成の会が主体となった継続した保全活動の実施
【1-2-2】 水辺と親しむ場 を創造する		
【1-3】 歴史・文化と 調和したま ちをめざす	【1-3-1】 地域の個性を活 かした環境を形 成する	河川やため池周辺の修景 ・ため池施設の修繕 ・河川やため池周辺の緑地の維持管理（桜並木など）
		公共施設整備における景観配慮の推進 ・公共施設整備・改修における景観配慮の実施
	【1-3-2】 歴史・文化資源を 保存・活用する	文化財及び伝統行事の保存 ・指定文化財の継承事業や修理事業への補助金交付 ・東浦町文化遺産活用実行委員会を組織し、地域の祭礼保存会が意見交換
		【1-3-3】 地域の美化を推 進する
	ごみゼロ運動や地域の清掃活動の促進 ・各地区での住民主体によるごみゼロ運動の開催 ・地域活動に対する資材の提供やごみの回収支援	

<計画に定めた目標値>

目標の項目	H21 実績値※	R元実績値	R2目標値
自然観察会において確認される生物の種類数	70種	131種	100種
学校給食の地産地消率(県内産野菜の重量割合)	44%	46.9%	48%
住民1人当たりの公園面積	7.1㎡/人	7.7㎡/人	7.6㎡/人
里山の保全活動参加者数(年間の延べ参加者数)	97人	2,592人	1,600人

【目標2】いのちと健康を大切に安全のまちづくり（抜粋）

基本方針	基本施策	事業・取組 実施してきた内容
【2-1】 公害のない まちをめざ す	【2-1-1】 大気汚染、水質汚 濁、騒音・振動、 悪臭などを防止 する	公害防止協定の締結促進
		・事業者との公害防止協定の締結、公害防止計画書の策定依 頼
		住民や事業者への公害の発生・防止に関する情報提供 ・環境調査の結果等を掲載した「東浦町の環境」の発行、公 開

<計画に定めた目標値>

目標の項目	H21 実績値	R 元実績値	R 2 目標値
環境基準達成率（ダイオキシン類濃度、河 川のBOD、騒音等）	環境基準の 達成	河川 BOD 5 地点未達成	環境基準の 達成

【目標3】モノとエネルギーを大切に循環のまちづくり（抜粋）

基本方針	基本施策	事業・取組 実施してきた内容
【3-1】 廃棄物の減 量と資源化 に努める	【3-1-1】 ごみの発生を抑 制する	ごみの減量・分別の啓発
		・転入者に対するごみ分別の窓口指導 ・ごみステーションへのごみの出し方指導看板の設置 ・ごみの分け方・出し方ポスターの作成
		せん定枝のチップ化促進 ・公園や街路樹の剪定枝をチップ化、植込のマルチング材と して活用 ・剪定枝粉碎機の無料貸出
	【3-1-2】 リサイクル・リユースの仕 組みを構築する	不用品再利用の促進 ・自転車・三輪車・ベビーカーを回収し、リユース可能なも のを無償譲渡
		本のリユースの推進 ・年2回「本のリサイクルフェア」を実施
	【3-1-3】 事業系廃棄物の適 正処理を促進する	産業廃棄物処理施設に対する監視の推進 ・県と合同にて立入調査、現状把握と事業者への指導を実施
【3-2】 地球温暖化 対策を推進 する	【3-2-1】 省エネルギーを 進める	公共交通機関の利用促進 ・「う・ら・ら」（東浦町バス）の運行（年間25万人を超え る利用
		省エネルギー機器の導入促進 ・環境配慮指針（家庭編・事業所編）で省エネルギー機器の 紹介し、ホームページで掲載
	【3-2-2】 自然エネルギーの 導入を推進する	住宅用地球温暖化対策機器の設置促進 ・平成19年度より補助機器を変更しながら補助を実施 ※令和元年度：HEMS、リチウムイオン蓄電池、エネファ ーム（燃料電池）

<計画に定めた目標値>

目標の項目	H21 実績値	R 元実績値	R 2 目標値
ごみ年間排出量（資源ごみを除く）	187kg/人	173kg/人	175kg/人
ごみ排出量に対する資源ごみ量の割合	25.9%	21.2%	24.2%
不法投棄の発見箇所数（年間延べ発見件数）	1,448 箇所	978 箇所	1,000 箇所

【目標4】住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり（抜粋）

基本方針	基本施策	事業・取組 実施してきた内容
【4-1】 環境学習の 充実を図る	【4-1-1】 環境に関する学 習機会を増やす	環境関連講座の充実 ・地域の団体に出前講座「家庭の省エネ」を実施 ・サイエンス講座の開催 ・東浦町の自然に親しむ観察会の開催
	【4-1-2】 学校における環 境教育を推進す る	学校における環境教育の充実 ・環境学習に関する出前講座の実施 ・学校での緑のカーテンの実施
	【4-1-3】 環境に関する情 報を共有化する	環境に関する多様な情報の発信 ・環境に関するイベントや啓発活動の情報を広報紙やホーム ページで発信 ・国や県、町の環境に関する情報を HP で公開 ・図書館での環境に関する特集展示の実施
【4-2】 住民・事業者 の取組を促 す	【4-2-1】 住民や事業者主 体の取組を支援 する	住民主体の環境保全活動に対する支援 ・コミュニティ推進協議会が行う事業に対する交付金の交付 ・各地区コミュニティにおける花壇整備等の実施 ・明德寺川の自然を守る会の活動に対する支援、協働
		アダプトプログラムの推進 ・新規登録団体の募集、必要物品の支給
	【4-2-2】 地域の環境リー ダーを育てる	環境リーダーの養成と活動機会の創出 ・環境保全活動を行う人材育成講座を開催
【4-3】 町が環境保 全行動をけ ん引する	【4-3-1】 率先的に環境保 全行動を実施す る	日常業務における環境マネジメントの推進
		・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づくモニタリン グを継続的に実施

<計画に定めた目標値>

目標の項目	H21 実績値	R 元実績値	R2 目標値
環境に関する講座・教室の年間延べ参加人数	269 人	703 人	900 人
東浦町環境課のホームページやフェイスブ ックへの情報掲載数	54 件	83 件	100 件
アダプトプログラムの登録団体数	5 団体	41 団体	40 団体

6 関連条例

(1) 東浦町の環境を守る基本条例（平成9年3月21日条例第15号）

（目的）

第1条 この条例は、すべての住民が安全で健康かつ快適な生活を営むためには、今ある環境を保全するとともに、未来に向けてよりよい環境にしていくことが極めて重要であることを認識し、町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然環境、生活環境並びに歴史的及び文化的遺産の保全並びに環境の美化（以下「環境の保全等」という。）に関する基本となる理念及び施策その他必要な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全等に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない恵み豊かな環境は、現在及び将来の世代にわたって継承されなければならない。
- (2) 大気、水、土壌、緑等の環境資源が有限であることを認識し、協同してその適正な管理に努めなければならない。
- (3) 環境問題は地球的規模の問題であることを認識し、環境の保全等に対する支障を未然に防ぐことを旨としなければならない。

（町の責務）

第3条 町は、基本理念にのっとり、自然的及び社会的条件に応じた環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（住民の責務）

第4条 住民は、基本理念にのっとり、自らの日常生活によって生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動によって生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、環境の保全等に必要な措置を講ずるとともに、町の規制及び指導を遵守し、町が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（基本施策）

第6条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- (1) 自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、緑等を良好な状態に保持し、生態系を保護するのに必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 生活環境が適正に保全されるよう、住民の安全で健康かつ快適な生活を確保するのに必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (3) 歴史的及び文化的遺産が保全されるよう、人と自然との調和を保つために必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (4) 住民の環境問題に対する意識の高揚及び活動意欲の増進に関する学習の機会の充実に努めること。

（環境基本計画）

第7条 町長は、基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ東浦町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本調査)

第8条 町長は、環境の状況を把握し、及び基本施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする。

(環境審議会)

第9条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、東浦町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全等に関する重要な事項

(組織)

第10条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会の議員

(2) 各種団体の代表者

(3) 事業者の代表者

(4) 関係行政機関の代表者

(5) 環境の保全等に関し識見を有する者

(6) 公募により選考された者

(委員の任期等)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集しその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への委任)

第14条 第10条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(住民活動の支援等)

第15条 町は、住民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、そ

の活動を促進するために必要な情報の提供に努めるものとする。

(国等への措置要請)

第 16 条 町長は、適正な環境の保全等のため、国又は地方公共団体の権限に属するもの及び広域的な対策の必要があると認めるときは、当該機関と協議し、又は必要な措置を要請するものとする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年東浦町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成 12 年 3 月 21 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 12 月 19 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成8年3月26日条例第13号)

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年東浦町条例第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって住民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 指定袋 容量が45リットル、30リットル、20リットル又は10リットルの半透明白色の袋で、町が指定したもの
- (4) 再生利用 廃棄物を再び使用し、若しくは資源として利用すること又は不用品を活用することをいう。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(住民の責務)

第3条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に関し町の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し町の施策に協力し

なければならない。

(町の責務)

第5条 町は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 町は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する住民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量に関する住民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、その土地又は建物内にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理をしなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄の誘発、美観等の汚損を招かないよう工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等の整理に努めるとともに、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することにより生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

4 道路、公園その他の公共の場所において、犬、猫等の死体を発見した者は、速やかに町長に通報しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 町長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示しなければならない。

2 前項の計画に大きな変更を生じた場合には、その都度告示しなければならない。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第8条 町は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生することを含む。第14条第1項を除き、以下同じ。)を行わなければならない。

2 町長は、法第6条の2第2項及び第3項に規定する委託基準に基づき、町が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を町以外の者に委託することができる。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(町が収集する家庭系一般廃棄物の排出方法及び場所)

第8条の2 住民は、町が収集する家庭系一般廃棄物の排出に当たっては、町長が指定する日及び場所へ一般廃棄物処理計画に従って分別し排出しなければならない。

2 町が収集する家庭系一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理計画に定める可燃ごみ(以下「家庭系可燃ごみ」という。)については指定袋により、資源ごみのうち布類及びプラスチック製容器包装廃棄物については内容物が識別できる程度の透明度を有する袋により排出しなければならない。ただし、町長が特に指示する場合は、この限りでない。

一部改正〔平成 30 年条例 13 号〕

(資源ごみの所有権)

第 8 条の 3 町長の指定する場所に分別して排出された廃棄物のうち資源ごみの所有権は、町に帰属する。

2 町又は町長の指定する事業者以外の者は、前項の資源ごみを収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第 9 条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定に基づく許可を受けた者(法第 7 条第 1 項ただし書及び同条第 6 項ただし書の規定による許可を要しないとされた者を含む。)にその処理を委託しなければならない。

(占有者の協力義務)

第 10 条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、当該一般廃棄物を適正に分類し、保管する等町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(し尿及び粗大ごみの収集の届出)

第 11 条 し尿の収集を継続して受けようとする者及び規則で定める粗大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)の収集を受けようとする者は、規則に定める届出又は申出をしなければならない。その届け出た内容に変更が生じたときも、同様とする。

(排出禁止物)

第 12 条 何人も、町が行う家庭系一般廃棄物の収集には、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 爆発性のあるもの
- (2) 毒性のあるもの
- (3) 感染性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 腐食性のあるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、収集、運搬及び処分に係る作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭系一般廃棄物を処分しようとするときは、町長の指示に従わなければならない。

(多量の一般廃棄物の処理)

第 13 条 町長は、法第 6 条の 2 第 5 項の規定により 1 日平均 10 キログラムを超える一般廃棄物を排出し、又は一時に 100 キログラムを超える一般廃棄物を排出する土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

2 町長は、前項の多量の一般廃棄物を排出する土地又は建物の占有者に対し、必要に応じて当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示し、その報告を求めることができる。

(処理手数料)

第 14 条 町は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分並びにし尿及び粗大ごみの収集について、これらを排出する者から、別表に定める手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収方法については、規

則で定める。

3 町長は、天災その他特別の理由があると認められた場合は、第 1 項の手数料を減免することができる。

一部改正〔平成 30 年条例 13 号〕

(許可手数料)

第 15 条 法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(同条第 2 項の規定による更新する場合を含む。)若しくは同条第 6 項の規定による一般廃棄物処分業の許可(同条第 7 項の規定による更新する場合を含む。)又は浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次に掲げる額の手数料を、町長の定める日までに納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可手数料 1 件につき 5,000 円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業更新手数料 1 件につき 5,000 円
- (3) 一般廃棄物処分業許可手数料 1 件につき 5,000 円
- (4) 一般廃棄物処分業更新手数料 1 件につき 5,000 円
- (5) 浄化槽清掃業許可手数料 1 件につき 5,000 円

(報告)

第 16 条 一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関する必要な事項を毎月 1 回以上町長に報告しなければならない。

(宅地造成事業等の廃棄物収集所の設置)

第 16 条の 2 規則で定める規模等以上の宅地造成事業等をしようとする者は、あらかじめ町長に届け出るとともに、廃棄物の収集所を当該建築物又は敷地内に設置しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいてなされた許可、処分、手続その他の行為は、この条例又は第 23 条に基づき定められた規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(平成 8 年 9 月 26 日条例第 25 号)

この条例は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 21 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 12 年 3 月 21 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 10 月 11 日条例第 39 号)

この条例は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 23 日条例第 7 号)

この条例は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 14 日条例第 22 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 22 日条例第 10 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 19 日条例第 11 号)

1 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に同日以後のし尿及び粗大ごみの収集を受けようとする者からは、この条例に

よる改正前の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、同日前においても、同日以後の当該収集に係るこの条例による改正後の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める額の手数料を徴収することができる。

附 則 (平成 30 年 6 月 26 日条例第 13 号)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正後の東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (以下「新条例」という。) 第 8 条の 2 第 2 項に規定する家庭系可燃ごみ (以下「家庭系可燃ごみ」という。) を同日以後に排出しようとする者からは、同日前においても、家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分について、新条例別表に定める手数料を徴収することができる。

附 則 (令和 2 年 3 月 16 日条例第 3 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(令和 2 年 7 月規則第 28 号で、同 2 年 7 月 20 日から施行)

別表 (第 14 条関係)

種類		単位	金額	備考
家庭系可燃ごみ	指定袋 1 個に つき	容量が 45 リットルの袋	45 円	町長が指定する方法により排出された紙おむつその他町長が特別の理由があると認める家庭系可燃ごみは、無料とする。
		容量が 30 リットルの袋	30 円	
		容量が 20 リットルの袋	20 円	
		容量が 10 リットルの袋	10 円	
し尿	定額制	1 人 1 月につき	370 円	1 一般家庭を対象とする。
				2 1 月 1 回の収集を原則とする。
	3 3 歳未満 (3 歳に達した日の属する年度の末日まで) の者は、無料とする。			
	超過料金	1 回につき	740 円	1 月 2 回以上の収集をする場合に、2 回目以降の収集から徴収する。
	従量制	18 リットルにつき	185 円	1 事業所、飲食店等で人員の確定が困難な所及び簡易水洗式便槽を使用している所とする。
				2 便槽の管理が不十分なため雨水、地下水等が侵入した場所の収集とする。
				3 単位未満の端数は、切り捨てる。
粗大ごみ		1 個につき	2,000 円	

全部改正 (平成 30 年条例 13 号)

(3) 東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 (平成9年3月21日条例第16号)

(目的)

第1条 この条例は、東浦町の環境を守る基本条例(平成9年東浦町条例第15号。以下「環境基本条例」という。)第2条の基本理念に基づき、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害(以下「ポイ捨て等」という。)の防止について住民、事業者及び町が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するポイ捨て等の防止についての責務を明らかにするとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって住民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所を汚すことをいう。
- (4) 住民等 町内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 土地占有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (7) 飼い主等 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)及び犬を散歩をさせている者をいう。

(基本となる責務)

第3条 何人も、ポイ捨て等をしないようにしなければならない。

(住民等の責務)

第4条 住民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)に収納することにより空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 住民等は、自主的に清掃活動を行うなど地域環境の美化に努めるとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等の散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(土地占有者等の責務)

第6条 土地占有者等は、その占有し、又は管理する場所の清掃を行うよう努めるとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(飼い主等の責務)

第7条 飼い主等は、ふん害を防止し、住民の良好な

生活環境が損なわれないよう努めるとともに、町が実施するふん害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

第8条 町は、ポイ捨て等の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(ポイ捨て及びふん害防止強調の日)

第9条 ポイ捨て等の防止について住民の関心と理解を深めるため、ポイ捨て及びふん害防止強調の日を設ける。

2 ポイ捨て及びふん害防止強調の日は、毎年5月30日以前の当該日に最も近い日曜日とする。

(協力要請)

第10条 町長は、地域におけるポイ捨て等の防止のために、別に定める者に対して、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

- (1) 住民等、事業者、土地占有者等及び飼い主等に対する指導及び助言並びに啓発に関する事項
- (2) その他ポイ捨て等の防止に関し必要な事項(指導及び助言)

第11条 町は、住民等、事業者、土地占有者等及び飼い主等にポイ捨て等を防止する上で必要な指導及び助言を行うものとする。

(飼い主等の遵守事項)

第12条 飼い主等は、飼い犬のふんを処理するための用具を携行するなどし、飼い犬が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(ポイ捨て及びふん害防止重点地域)

第13条 町長は、特にポイ捨て等を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域を、ポイ捨て及びふん害防止重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 町長は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、環境基本条例第9条に規定する東浦町環境審議会の意見を聞かなければならない。

3 町長は、重点地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

4 前2項の規定は、重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(重点地域内において講ずべき措置)

第14条 重点地域内において、次の各号に掲げる者は、環境の美化を推進するために、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 自動販売機により容器入りの飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。
- (2) 公共の場所において印刷物等を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している印刷物等を回収しなければならない。
- (3) 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所の周辺の清掃を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定に違反している者に対して、適正な措置を講ずるよう勧告することができる。

(重点地域以外の地域において講ずべき措置)

第 15 条 重点地域以外の地域において、前条第 1 項各号に規定する者に対し、同号に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

附 則

この条例は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

(4) 東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例

(平成 21 年 6 月 18 日条例第 12 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等について定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置等が、事業者及び関係住民等の理解の下に地域の環境への影響及び安全性の確保に配慮して行われることを促進し、もって町民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 産業廃棄物の積替保管施設(産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者又は再生利用業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする者及び既に指定を受けている者をいう。以下同じ。)が設置する積替え若しくは保管を行う施設をいう。)、中間処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに規定する施設又は処分業(最終処分及び海洋投入処分を除く。)の許可を受けた者が設置する政令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに規定する施設以外の施設をいう。)、最終処分場(政令第 7 条第 14 号に規定する最終処分場をいう。)及び再生利用のための施設(再生利用業者が設置する産業廃棄物の再生利用のための施設をいう。)をいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置等 産業廃棄物処理施設を設置すること又は規則で定める産業廃棄物処理施設の変更をすることをいう。
- (4) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置等しようとする者をいう。
- (5) 関係地域 産業廃棄物処理施設の設置等に伴い、環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、町長が規則で定める区域をいう。
- (6) 関係住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 前号の関係地域に居住し、又は事務所、事業所等を有する者
 - イ 産業廃棄物処理施設の設置等が行われる場所が所在する地域を代表する者

(環境への影響の防止等)

第 3 条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等しようとするときは、環境への影響について必要な調査を行い、その影響を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、産業廃棄物処理施設が、周辺的环境への影響を防止するに足りるものとして規則で定める

基準に適合するようしなければならない。

(予定計画書の提出)

第 4 条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等しようとするときは、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設設置等事業予定計画書(以下「予定計画書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による予定計画書の提出は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする前に行わなければならない。ただし、申請等を要しない産業廃棄物処理施設にあっては、当該産業廃棄物処理施設の設置等しようとする前に行うものとする。

3 町長は、第 1 項の規定による予定計画書の提出があったときは、速やかにその旨を公告し、当該予定計画書の写しを公告の日から 30 日間公衆の縦覧に供するものとする。

(意見交換会の開催)

第 5 条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等について関係住民等の理解を得るため、規則で定めるところにより、関係住民等に対して当該産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の内容について説明し、意見を交換する意見交換会(以下「意見交換会」という。)を前条第 3 項の規定による公告の日から 60 日以内に開催しなければならない。

2 事業者は、意見交換会を開催するときは、その旨を関係住民等に周知するとともに、当該意見交換会の開催日の 30 日前までに、町長に届け出なければならない。

3 関係住民等は、意見交換会が円滑に行われるように努めるものとする。

4 事業者は、意見交換会を開催したときは、その日から 30 日以内に、当該意見交換会において関係住民等が提示した意見の要旨、それに対する事業者の見解その他規則で定める事項を記載した書面(以下「意見交換会概要書」という。)を町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の規定により意見交換会概要書が提出されたときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(追加意見交換会の開催)

第 6 条 町長は、前条第 4 項の規定により意見交換会概要書が提出された場合において、意見交換会における産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の内容についての説明又は意見交換の内容が不十分であると認めるときは、事業者に対し、追加意見交換会の開催を指示することができる。

2 追加意見交換会は、前項の規定による町長の指示があった日から 60 日以内に開催しなければならない。

3 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、追加意見交換会について準用する。

(関係住民等との協定の締結)

第7条 事業者は、意見交換会又は追加意見交換会において、産業廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境の保全に関し、関係住民等から協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(意見の調整)

第8条 町長は、関係住民等を代表する者であると町長が認める者若しくは事業者から申出があったとき又は第5条第4項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見交換会概要書の内容から必要と認めるときは、産業廃棄物処理施設の設置等に係る関係住民等及び事業者の意見の調整を行うことができる。

(町長との協定の締結等)

第9条 事業者は、意見交換会若しくは追加意見交換会が終了したとき、第7条の規定により関係住民等と協定を締結したとき又は前条の規定により意見の調整が行われ、意見が一致した事項があったときは、それらの内容を踏まえ、町長と生活環境の保全に関する協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

2 事業者は、愛知県知事への申請等については、前項の規定による協定の締結後に行うよう努めなければならない。

(予定計画書の変更)

第10条 事業者は、予定計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出(協定の締結により予定計画書の内容を変更する必要があることに伴う届出を除く。)は、新たな予定計画書の提出とみなして、第4条から前条まで及び次条の規定を適用する。

(計画の廃止)

第11条 事業者は、第4条第1項の規定により予定計画書を提出した後、当該産業廃棄物処理施設の設置等の計画を廃止しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(報告の徴収)

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者から産業廃棄物処理施設の設置等の状況その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査等)

第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして産業廃棄物処理施設に立ち入らせ、必要な物件の検査若しくは調査(以下「立入検査等」という。)をさせ、又は関係者に対し質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び命令)

第14条 町長は、この条例に違反する行為により、地域の環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがある

と認めるときは、当該違反行為をする者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による指導又は勧告を受けた者がその指導又は勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の中止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第15条 町長は、前条第2項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に愛知県知事への申請等が行われている場合又は申請等を要しない産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物処理施設の設置等が行われている場合は、この条例の規定は、適用しない。

(5) 環境を大切にすまち・ひがしうら環境宣言

澄んだ空気、きれいな水、緑豊かな自然に恵まれた環境は、人間をはじめ生きるもののすべての願いであります。

この願いを実行するために、次のことをめざします。

- ・自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり
- ・いのちと健康を大切にする安全のまちづくり
- ・ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり
- ・住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり

そして、これを次の世代に引き継いでいくとともに、恵み豊かな環境をつくりあげていくために、東浦町を「環境を大切にすまち・ひがしうら」とすることを宣言します。

平成 12 年 10 月 11 日

東浦町

7 用語解説

用語	解説
【あ行】	
IoT (アイオーティ)	モノのインターネット。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけではなく、モノがインターネットのように繋がる)、情報交換することにより相互に制御する仕組みである。それによるデジタル社会の実現を指す。
あいちエコ住宅ガイドライン	愛知県民が環境に配慮した住宅の建設、ライフスタイルを実践していくための指針。省エネ・省資源、自然エネルギーの活用、地域材の使用など高コストにならず誰もが気軽に取り組めるような内容になっている。
愛知県建築物環境配慮制度(CASBEE あいち)(キャスビーアイチ)	省エネや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の環境品質・性能を総合的に評価し格付けるシステムである「CASBEE」を基本に愛知県の独自基準及び重点項目を加えて編集した愛知県版の建築物総合環境性能評価システム。
愛知目標	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された世界目標。2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることを合意し、そのために各国に求められる行動が20にまとめられた。
アダプトプログラム	市民と行政が協働で進める新しい美化プログラムのこと。アダプトとは「里親」の意味。一定の公共の場所の清掃美化活動等を行い、行政がこれを支援する。
イノベーション	日本で使われる「イノベーション」には、「革新」「一新」という意味のほか、「技術革新」「大きな変化」「新しい活用法」などの意味を持つこともある。ただ単に新しくするのではなく、これまでの常識が変わるほど社会を大きく動かす技術革新や、新たな概念を指す言葉ということ。
ウェアラブル	「着用できる」、「身に着けられる」という意味。IoT(アイオーティー)では、「ウェアラブルデバイス」のように使い、身に付けて使う情報機器の総称を指します。ウェアラブルデバイスには、リストバンド型や腕時計型、眼鏡型などがあります。身に着けられるため、運動中から入浴中、睡眠中など日常生活の多くの場面で利用できます。スマートフォンなどとも連携でき、その利便性から今後の普及が見込まれている。
AI(エーアイ)	人工知能のこと。コンピュータがデータを分析し、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
ESD(イーエスディー)	「持続可能な開発のための教育。環境、貧困、人権、平和、開発といった社会課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。
エコクッキング	「環境と調和した食生活」という意味。(1)食べ物の選び方・買い方を工夫する、(2)環境に負担の少ない料理をする、(3)洗い方・後片付けの手順は環境を考えて行う、(4)上手に食品を保存する、(5)活かし方・捨て方を工夫する、の5つを基本の考え方としている。
エコライフ	私たち人間の生活が自然環境や自分たち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、足元から「今できる」何らかの行動を起こすような生活スタイルのこと。
SDGs(エスディージーズ)	2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。地球上の「誰一人取り残さない」を誓っている。17のゴール、その下には具体的な目標を示す169のターゲットが設定されており、気候変動の緩和、適応、軽減や外来種の侵入の防止などが定められている。
屋上緑化	建築物など構造物の屋根や屋上に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、冬季の暖房費や夏季の冷房費の削減等の効果がある。

用語	解説
オニバス	愛知県レッドデータブックにおいて絶滅危惧 1 A 類（絶滅の恐れがある植物のなかでもっとも危険と考えられる種）に指定されており、東浦町では、石浜地区にある飛山池で生息が確認されたことから、保護活動を行っている。大きなとげのある葉が水面に浮かぶ、スイレン科の 1 年草の植物。
温室効果ガス	大気圏にあつて、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。水蒸気や二酸化炭素などが温室効果ガスに該当する。この他、メタン、一酸化二窒素、フロンなども温室効果ガスに該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。
【か行】	
ガイドボランティア	自然や観光など、専門性の高い事から案内するため、自発的に知識を提供する人のこと。東浦町には、「東浦ふるさとガイド協会」があり、町内の歴史や文化を案内しており、東浦町では、東浦ふるさとガイド協会の活動を支援するなど「ふるさとガイド」活動の促進を行っている。
海洋プラスチックごみ問題	普段私たちが使っているプラスチック製のペットボトルや容器などは、ポイ捨てされたり適切な処分がされたりしないことにより海に流され、海洋プラスチックごみになります。海洋プラスチックによるごみ問題とは、そうしたプラスチックごみが海洋汚染や生態系に及ぼす影響を問題視したものの。
外来種	人為的な要因により本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入ってきた生物のこと。愛知県では、アライグマ、ミシシippアカミミガメ、オオキンケイギクなどの生物を、対策が必要な外来種として紹介している。
化石燃料	石油、石炭、天然ガスなどのこと。微生物の死骸や枯れた植物などが何億年という時間をかけて化石になり、やがて石油や石炭になったと考えられている。
合併処理浄化槽	台所やお風呂から排水される生活雑排水をし尿と合わせて処理する浄化槽のこと。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準のこと。環境基本法第 16 条に基づき、水、土壌、騒音に関して定められている。
環境配慮指針	環境と調和のとれた開発を目指すため、環境に影響を与えるおそれのある取組を進める際に、環境に配慮すべきことを定めた指針のこと。東浦町では、住民や事業者のみなさんとの協力や自発的な環境行動の実践に向けて、具体的な手法・事例などを示した「東浦町環境配慮指針」の「住民編」、「事業者編」のこと。
希少種	数が少なく、簡単に見ることが出来ないような生物種。絶滅危惧種ほど緊急性はないが、生息条件の変化に弱い種である。愛知県ではヒメヒカゲ、ハギクソウなど 18 種の生物を指定希少野生動植物種として指定している。
京都議定書	1997 年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議で採択された、温暖化に対する国際的な取組のための国際条約のこと。
クールシェア、ウォームシェア	「クールシェア」とは、環境省が推奨する地球温暖化対策の一環であり、夏の暑い日に家で一人が一台のエアコンを使うのではなく、涼しいところに集まり、みんなで涼しさを共有するという取組。「ウォームシェア」は、クールシェア同様に、冬季において暖房を共有する取組。
グローバル・パートナーシップ	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。
公害防止協定	地方公共団体と公害を発生するおそれのある事業者との間で、公害防止のため、事業者がとるべき措置等を相互の合意により取り決めるもの。協定締結事業者は、3 年ごとに住民の健康保護と生活環境の保全を図るため、公害関係法規を遵守し、公害の発生を防止する「公害防止計画」を作成する。
高効率エネルギーシステム	高効率な空調機・給湯器のことであり、ヒートポンプ、太陽光、太陽熱、地中熱などの自然エネルギーを利用するエネルギーシステムが該当する。

用語	解説
COP10（コップテン）	生物多様性条約第10回締約国会議のこと。2010年10月18日～29日の日程で名古屋市にて開催され、179の締約国、関連国際機関、NGO等から13,000人以上が参加した。
こどもエコクラブ	幼児から高校生まで参加できる環境活動のクラブ。子どもの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。
コンパクトシティ	都市的な土地利用を郊外に拡大するのを抑制すると同時に、生活に必要な機能を駅等の拠点に集積させた効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。
【さ行】	
最終処分	廃棄物を適切に処理したうえで、資源として活用が困難な廃棄物を土の中に埋め立てたり、海に投棄したりする処理方法のこと。
在来種	元々その地域生息していた自然分布している生物のこと。
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど有限な化石エネルギーではなく、太陽光や風力、地熱などの地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。
里地里山	都市域と原生的自然との中間に位置し、人の手を加え続けることで維持され、自らの生活を支えてきた場所であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。
3R	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。
産業廃棄物	事業活動に伴って排出される、がれき類、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他の廃棄物のこと。
シェアスポット	クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと。公共施設やショッピングセンターなどに多い。
資源循環ビジネス	有限な資源を効率良く利用し、環境面の制約に適切に対処できるようなシステム導入した産業活動や経済構造のこと。
自然共生社会	生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された社会のこと。
自然地	樹林地、草地、農地、池沼等又はこれに類する状態にある土地のこと。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。
自動運転	自動車等の乗り物や移動体の操縦を人の手によらず、機械が自立的に行うシステムのこと。
指標種	その地域の生態系の状態やネットワークの形成状況を把握するための指標（ものさし）となるカブトムシ、ニホンタンポポなどの生物のこと。愛知県が選定する指標種は「グリーンデータブックあいち」に掲載されている。
社会貢献（CSR シーエスアール）	利益の追求だけでなく、従業員、消費者、地域社会、環境などに配慮した企業活動を行うべきとする経営理念のこと。
循環型社会	製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合に適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
浚せつ	河川の治水、航路港湾の水深確保などのため、水底の土砂を取り除くこと。
食品残さ	飲食店の調理残さのほか、客の食べ残し、売れ残り、消費期限切れの食品など、食品由来のごみのこと。
食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。環境にも悪い影響を与えてしまう。
親水空間	水や川に触れる体験を通して、親しみを深めることができる空間のこと。

用語	解説
生物多様性	多種多様な生物たちの豊かな個性と命のつながりのこと。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008年に成立した法律。
Society5.0（ソサイエティゴテンゼロ）	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。
【た行】	
脱炭素社会	地球温暖化の要因とされる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が実質ゼロである社会のこと。実質ゼロとは、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。
脱プラスチック	プラスチックごみによる海洋汚染の深刻化を食い止めるため、レジ袋や使い捨てカップの使用をやめたり、製品に使用するプラスチックを他の素材に替えたりして、プラスチック製品の使用をやめること。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
地球温暖化	人間の活動により、温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がる現象のこと。これにより、海水の膨張や氷河などの融解による海面上昇、気候メカニズムの変化により異常気象の頻発が起き、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念される。
地産地消	地域で生産された農林水産物を、生産された地域内において消費する取組のこと。
地盤沈下	地下水を過剰揚水することなどにより地面が沈む現象のこと。
低炭素社会	地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。
特定外来生物	生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物のこと。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、道路等による土地利用のこと。
土壌汚染	有害物質が土壌に浸透し、土に吸着したり、地下水に溶け込むことで、土壌や地下水が汚染されること。
【な行】	
熱中症リスク	気温が高いなどの環境下で、体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまう、熱中症が起きる可能性のこと。
農地中間管理事業	「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作ができない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける制度。
【は行】	
バイオプラスチック	微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。一定の管理された循環システムの中でそれぞれの特性を生かすことで、プラスチックに起因する様々な問題の改善に幅広く貢献できる。
廃プラスチック	使用後廃棄された各種のプラスチック製品とその製造過程で発生したくずなど、廃タイヤを含むプラスチックを主成分とする廃棄物のこと。
パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としている。
BOD（ビーオーディー）	生物化学的酸素要求量の略。河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
ビッグデータ	ある目的を達成するために必要な情報が含まれる膨大なデータのこと。

用語	解説
5G (ファイブジー)	第5世代移動通信システムの略で、高速・大容量の通信に加え、多接続、低遅延(リアルタイム)への接続が可能となる通信システムのこと。
壁面緑化	建築物等の壁面を緑化すること。大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、冬季の暖房費や夏季の冷房費の削減等の効果がある。
ペーパーレス	事務的な仕事などにおいて、書類をネットワークや電子媒体などを通してやりとりするなど、紙を使用しないようにすること。
包摂的	社会的排除と反対の概念で、排除されがちな社会的に弱い立場の人も、社会の一員としてともに支え合う考え方。
保存樹木・保存樹林	地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などについて、所有者又は管理者の同意を得て指定し、保護育成すること。東浦町では、110本の保存樹木と10箇所(10,800㎡)の保存樹林が指定されている(令和2年〔2020年〕4月1日時点)。
【ま行】	
見える化	情報や物事について、映像・グラフ・図表・数値などによって誰にでも分かるようにすること。問題を共有し、改善するのに役立つとされる。
【や行】	
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地や農業的な利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地のこと。
ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整をはかる共同体。世界182か国で11,500校以上が参加して活動しており、東浦町では緒川小学校、藤江小学校が参加している。ユネスコスクールは、そのグローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。
【ら行】	
リサイクル	ごみを原料(資源)として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことを指す。「再資源化」や「再生利用」といわれることもある。
リユース	一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。



【東浦町環境イメージキャラクター】

【「はぜぼん」とは？】

昭和 40 年代まで東浦町の河川の河口付近に住んでいた「トビハゼ」の妖精。

- ・年齢：不詳（妖精なので）
- ・大きさ：手のひらサイズ

自然の大切さを感じたら手のひらをそっと広げてみて！！君の手に僕を見つけることができるよ。

第3次東浦町の環境を守る基本計画
[令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)]

令和3年(2021年)3月

発行：東浦町

(担当：生活経済部 環境課 環境保全係)

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

電話：0562-83-3111(代表)

<https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/>

